

令和6年2月定例会

(2024年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
報告第 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	-
報告第 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	9	-
報告第 4 号	専決処分報告 令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）	11	-
議案第 1 号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19	5
議案第 2 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21	11
議案第 3 号	吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25	17
議案第 4 号	吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について	27	19
議案第 5 号	吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	29	27
議案第 6 号	吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	31	33
議案第 7 号	吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	33	45
議案第 8 号	吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35	49
議案第 9 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	37	51
議案第 10 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41	71
議案第 11 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	43	75
議案第 12 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	45	79
議案第 13 号	吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49	89
議案第 14 号	千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51	93
議案第 15 号	吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53	101
議案第 16 号	予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55	105
議案第 17 号	吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	57	107
議案第 18 号	吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	59	111
議案第 19 号	吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	61	115
議案第 20 号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	63	117
議案第 21 号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	65	119
議案第 22 号	旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について	67	121
議案第 23 号	円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について	69	123
議案第 24 号	重文旧西尾家住宅主屋ほか 6 棟建造物保存修理工事（I 期工事）請負契約の一部変更について	71	125

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 25 号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	73	127
議案第 26 号	豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更に関する協議について	75	129
議案第 27 号	包括外部監査契約の締結について	77	131
議案第 28 号	市道路線の認定及び廃止について	79	137
議案第 29 号	令和6年度吹田市一般会計予算	-	163
議案第 30 号	令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算	-	395
議案第 31 号	令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算	-	-
議案第 32 号	令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	-	-
議案第 33 号	令和6年度吹田市介護保険特別会計予算	-	401
議案第 34 号	令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	-	-
議案第 35 号	令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	-	403
議案第 36 号	令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	-	-
議案第 37 号	令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算	-	-
議案第 38 号	令和6年度吹田市水道事業会計予算	-	409
議案第 39 号	令和6年度吹田市下水道事業会計予算	-	443
議案第 40 号	令和5年度吹田市一般会計補正予算（第10号）	83	467
議案第 41 号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	231	-
議案第 42 号	令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）	255	-
議案第 43 号	令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	273	-
議案第 44 号	令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	315	-
議案第 45 号	令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）	337	-
議案第 46 号	令和5年度吹田市水道事業会計補正予算（第3号）	349	-
議案第 47 号	令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）	369	531

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条)</p> <p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (第 2 条 - 第 1 2 条)</p> <p>第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償 (第 1 3 条 - 第 1 7 条)</p> <p>第 4 章 雑則 (第 1 8 条 - 第 2 5 条)</p> <p>附則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 フルタイム会計年度任用職員 (以下この章において「職員」という。)の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 1 1 条 -----略-----</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日の前日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) }) (4) } 3 }) 5 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条)</p> <p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (第 2 条 - 第 1 3 条)</p> <p>第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償 (第 1 4 条 - 第 1 8 条)</p> <p>第 4 章 雑則 (第 1 9 条 - 第 2 6 条)</p> <p>附則</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 フルタイム会計年度任用職員 (以下この章において「職員」という。)の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 1 1 条 -----略-----</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日の前日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) }) (4) } 3 }) 5 }</p> <p>-----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(退職手当)</p> <p>第13条 パートタイム会計年度任用職員（以下この章において「職員」という。）の給与は、基本報酬、地域報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬及び期末手当とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(基本報酬)</p> <p>第14条 (その他の報酬)</p> <p>第15条 地域報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬及び期末手当については、第4条及び第6条から第11条までの規定を準用する。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、5月1日及び11月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、当該任用の期間等において市長が定める職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の翌月の市長が定める日に支給するものとする。これらの基準日の前日に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。</p> <p>4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 -----略-----</p> <p>(給与の種類及び費用弁償の範囲)</p> <p>第14条 パートタイム会計年度任用職員（以下この章において「職員」という。）の給与は、基本報酬、地域報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(基本報酬)</p> <p>第15条 -----略-----</p> <p>(その他の報酬)</p> <p>第16条 地域報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、期末手当及び勤勉手当については、第4条及び第6条から第12条までの規定を準用する。</p>

現 行	改 正 案
(通勤に係る費用弁償) 第16条	(通勤に係る費用弁償) 第17条
(出張に係る費用弁償) 第17条	(出張に係る費用弁償) 第18条
(休職者の給与) 第18条	(休職者の給与) 第19条
(給与の支給額の計算方法) 第19条	(給与の支給額の計算方法) 第20条
(出張中の職員に対する手当) 第20条	(出張中の職員に対する手当) 第21条
(給与の減額) 第21条	(給与の減額) 第22条
(給与からの控除) 第22条	(給与からの控除) 第23条
(給与の口座振替) 第23条	(給与の口座振替) 第24条
(一般職給与条例の規定が改正された場合の措置) 第24条	(一般職給与条例の規定が改正された場合の措置) 第25条
(委任) 第25条	(委任) 第26条

吹田市職員の育児休業等に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第10条 吹田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年吹田市条例第165号。以下「給与条例」という。)第28条第1項又は吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年吹田市条例第17号。以下「会計年度給与条例」という。)第11条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第29条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第15条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条(会計年度給与条例第19条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第10条 吹田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年吹田市条例第165号。以下「給与条例」という。)第28条第1項又は吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年吹田市条例第17号。以下「会計年度給与条例」という。)第11条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内(会計年度任用職員にあっては、基準日の前日以前6箇月以内。次項において同じ。)の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第29条の2第1項又は会計年度給与条例第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第15条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条(会計年度給与条例第20条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

令和5年(2023年)5月8日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度(2024年度)よりパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりました。さらに総務省通知においても、支給しないことを基本とされていたフルタイム会計年度任用職員に対しても適切に支給すべきものと改定されたところです。

本市におきましても、法改正や総務省通知に基づき、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため一部改正するものです。

2 改正の内容

令和6年度(2024年度)から会計年度任用職員に勤勉手当を支給します。期末手当及び勤勉手当の支給月数は常勤職員と合わせます。

期末手当：現行1.25月分 → 改正後1.225月分 (▲0.025月分)

勤勉手当：現行支給なし → 改正後1.025月分 (+1.025月分)

<参考> 年間の期末手当及び勤勉手当支給月数

改正前	期末手当	年2.5月分	勤勉手当	支給なし	計2.5月分
-----	------	--------	------	------	--------

改正後	期末手当	年2.45月分	勤勉手当	年2.05月分	計4.5月分
-----	------	---------	------	---------	--------

3 施行期日

令和6年(2024年)4月1日から施行します。

4 条例改正による影響額

令和6年度(2024年度)一般会計で約6億2,500万円

<参考> 内訳

期末手当	約▲1,700万円	勤勉手当	約6億4,200万円
------	-----------	------	------------

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表		別表	
1	-----略-----	1	-----略-----
2	戸籍法関係事務手数料	2	戸籍法関係事務手数料
号	事務	号	事務
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付
(2)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(2)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付
(3)	-----略-----	(3)	-----略-----
(4)	-----略-----	(4)	-----略-----
(5)	届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の書類に	(5)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するものに限る。以下この号及び次号において「電磁的方法」という。）により戸籍電子証明書提供用
金額	金額	金額	金額
(1)	-----略-----	(1)	-----略-----
(2)	-----略-----	(2)	-----略-----
(3)	-----略-----	(3)	-----略-----
(4)	-----略-----	(4)	-----略-----
(5)	-----略-----	(5)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

現 行	改 正 案				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 1597 312 2085">記載した事項の証明書の交付</td> <td data-bbox="268 1155 312 1597"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="312 1597 357 2085">(6) 戸籍法第48条第2項の書類の閲覧</td> <td data-bbox="312 1155 357 1597">書類1件につき350円</td> </tr> </table>	記載した事項の証明書の交付		(6) 戸籍法第48条第2項の書類の閲覧	書類1件につき350円	<p>識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電磁的方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p> <p>(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電磁的方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電磁的方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明</p> <p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>
記載した事項の証明書の交付					
(6) 戸籍法第48条第2項の書類の閲覧	書類1件につき350円				

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">-----略-----</p> <p style="text-align: center;">3 } 5 } 16 }</p>	<p>する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p> <p>(7) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付</u></p> <p>(8) <u>戸籍法第48条第2項の書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u></p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円</p> <p style="text-align: center;">-----略-----</p> <p style="text-align: center;">3 } 5 } 16 }</p>

吹田市手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

住民の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、本籍地以外の市区町村で戸籍の全部事項証明書等を取得できるようにすること等を目的として、戸籍法が令和元年（2019 年）5 月に改正されました。

この場合の証明書交付等に係る手数料の標準額について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正が令和 5 年（2023 年）12 月 6 日に公布され、令和 6 年（2024 年）3 月 1 日施行とされたことから、当該手数料を定めるために条例改正するものです。

2 改正の内容

本案は、「戸籍法」の一部改正により、戸籍の全部事項証明書等を本籍地以外の市区町村で取得できることなどに伴い、戸籍法関係事務手数料等を定めるものです。

(1) 戸籍証明書等 戸籍（除籍）謄本の広域交付等

令和 6 年（2024 年）3 月 1 日から戸籍（除籍）謄本等の交付が、本籍地以外の窓口でも可能となります。手数料の金額は、本籍地で交付した場合と同額です。

ア 戸籍広域交付 450 円

イ 除籍広域交付 750 円

ウ 受理後の届書等情報内容証明書の交付 350 円

エ 受理後の届書等の内容表示の閲覧 350 円

※吹田市手数料条例改正箇所は下線部分

これらの広域交付を可能とする戸籍情報連携システムの運用開始により、広域交付に加え、届書への戸籍謄本等の紙媒体での添付を省略することができ、手続の負担軽減となります。

(1)

(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、戸籍又は除籍を電子証明書として確認を行うために用いるパスワードです。識別符号の取得により、行政機関へ紙での戸籍の提出を省略することができます。

識別符号発行事務の手数料については、次のとおり定めます。

ア マイナンバー制度を利用し、スマートフォン等によりマイナポータルを通じて申請する場合、手数料は不要

イ 窓口にて、紙戸籍の請求と同時に同戸籍の識別符号を請求された場合、識別符号の発行手数料は不要

ウ 上記ア、イによらず、窓口等で識別符号を発行する場合

(7) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務 新設 400 円

(1) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務 新設 700 円

なお、識別符号の有効期間は発行日から3か月以内となっています。

※吹田市手数料条例改正箇所は下線部分

3 施行期日

令和6年（2024年）3月1日

吹田市個人番号の利用等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第 3 条 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 1 の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事務</u>（以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。</p> <p>(1) } { (5) }</p> <p>2 市長又は教育委員会は、法定利用事務及び前項各号に掲げる事務を処理するため<u>に必要な限度で、法別表第 2 の第 1 欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報のほか、規則で定める特定個人情報</u>を利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の他の機関への提供)</p> <p>第 4 条 市長は、教育委員会から学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務（学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。）を処理するために必要な生活保護関係情報（生活保護に関する規則で定める情報を含む。）、<u>地方税関係情報、住民票関係情報（氏名、住所、生年月日、性別その他の住民票に記載される情報を含む。）及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報</u>を提供することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市長から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の決定及び実施並びに徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて行われる規則で定める事務を含む。）並びに中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事</p>	<p>(個人番号の利用等)</p> <p>第 3 条 市長又は教育委員会は、<u>法別表の各項の上欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の当該各項の下欄に掲げる事務</u>（準法定事務を含む。以下「法定利用事務」という。）のほか、次に掲げる事務の処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。</p> <p>(1) } { (5) }</p> <p>2 市長又は教育委員会は、法定利用事務及び前項各号に掲げる事務を処理するため<u>に必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するもの及び規則で定める特定個人情報であって自らが保有するもの</u>を利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の他の機関への提供)</p> <p>第 4 条 市長は、教育委員会から学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務（学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。）を処理するために必要な生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（生活保護に関する規則で定める情報を含む。）、<u>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項に関する情報（氏名、住所、生年月日、性別その他の住民票に記載される事項に関する情報を含む。）及び中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報</u></p>

現	行	改 正 案
<p>務を処理するために必要な学校保健安全法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報提供することができる。</p>	<p>の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報提供することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市長から生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びに徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて行われる規則で定める事務を含む。）並びに中国残留邦人等支援助給等の支給に関する事務を処理するために必要な学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報提供することができる。</p>	

第1条関係

吹田市立児童会館条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童に健全な遊びを提供することにより、<u>その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童会館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { -----略----- (11)</p> <p>(2) 吹田市立北千里児童センター 吹田市古江台3丁目8番</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 児童会館は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 児童の健全な遊びの指導に関すること。 (2) 児童のグループ活動の<u>育成指導</u>に関すること。 (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (4) その他市長が必要と認める事業</p> <p>2 児童会館は、前項に規定する事業のほか、<u>家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する事業</u>を行うことができる。</p> <p>3 -----略-----</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童が安心して遊び、過ごすことができる居場所を提供することにより、<u>児童の心身の健やかな成長、発達及びその自立を支援することを目的として、児童会館を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { -----略----- (11)</p> <p>(2) 吹田市立北千里児童センター 吹田市古江台3丁目8番1号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 第1条の設置目的を達成するため、<u>児童会館（北千里児童センターを除く。）は次の事業を行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を行う。</u></p> <p>(1) 児童の健全な遊びの<u>支援</u>に関すること。 (2) <u>自主学習の場</u>その他の児童の多様な<u>思い</u>に<u>応える居場所の提供</u>に関すること。 (3) 児童及びその保護者からの<u>相談</u>に関すること。 (4) 児童のグループ活動の<u>支援</u>に関すること。 (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (6) その他市長が必要と認める事業</p> <p>2 児童会館は、前項に規定する事業のほか、<u>次の事業</u>を行うことができる。</p> <p>(1) <u>家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生</p> <p>(2) } { } (4) }</p> <p>2. 前条第2項に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。</p>	<p><u>関する事業</u></p> <p>(2) <u>児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業その他の児童と地域との交流に資する事業</u></p> <p>3. -----略-----</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生(北千里児童センターにあつては、市内に居住する小学生)</p> <p>(2) } { } (4) }</p> <p>2. 前条第1項第3号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、前項第1号に掲げる者及び市内に居住する乳幼児並びにそれらの保護者とする。</p> <p>3. 前条第2項第1号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、市内に居住する乳幼児及びその保護者とする。</p>

第2条関係

吹田市立児童会館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行 (第1条による改正後)	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) <u>吹田市立高城児童会館 吹田市高城町6番2号</u></p> <p>(3) } { -----略----- (12)</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生(北千里児童センターにあつては、市内に居住する小学生)</p> <p>(2) } { -----略----- (4) 2 3</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) <u>吹田市立日の出町児童センター 吹田市日の出町1666番6及び1666番8</u></p> <p>(3) } { -----略----- (12)</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項(第3号を除く。)に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生(日の出町児童センターにあつては市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児を除く。)、北千里児童センターにあつては市内に居住する小学生)</p> <p>(2) } { -----略----- (4) 2 3</p>

第3条関係

吹田市立児童会館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行 (第2条による改正後)	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第3条 第1条の設置目的を達成するため、<u>児童会館（北千里児童センターを除く。）</u>は次の事業を行い、<u>北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を行う。</u></p> <p>(1) } 2 } (6) } 3 } -----略-----</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項（第3号を除く。）に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生（日の出町児童センターにあつては市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。）、<u>北千里児童センターにあつては市内に居住する小学生</u>）</p> <p>(2) } 2 } (4) } 3 } -----略-----</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>児童会館は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p>(1) } 2 } (6) } 3 } -----略-----</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第4条 前条第1項（第3号を除く。）に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 市内に居住する小学生及び中学生（日の出町児童センターにあつては、市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児を除く。））</p> <p>(2) } 2 } (4) } 3 } -----略-----</p>

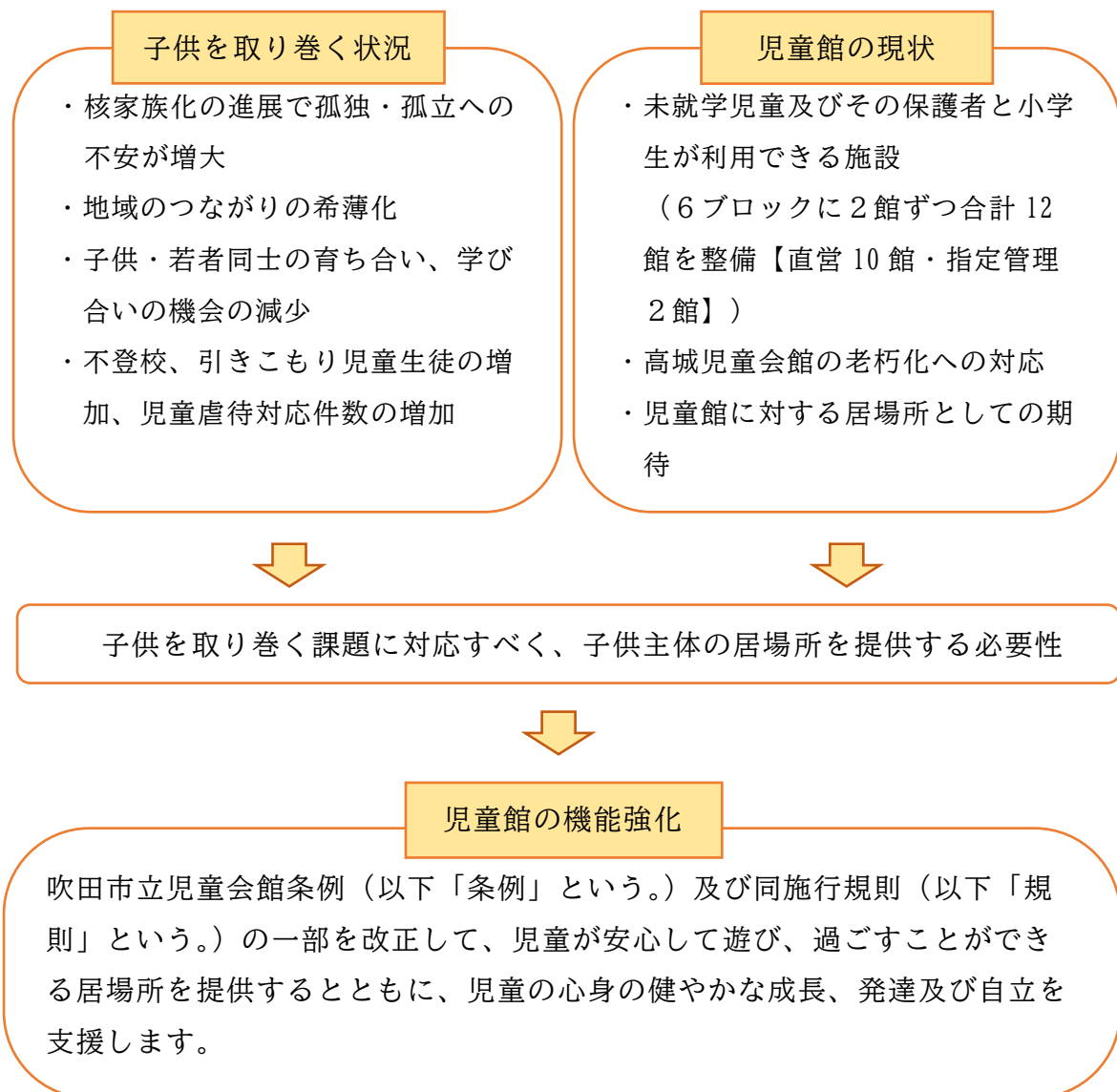
吹田市立児童会館条例の一部改正について

1 改正内容

施設を利用する児童の対象年齢を中学生まで（日の出町児童センターにおいては 18 歳まで）拡大するほか、児童館の機能強化を図るため、吹田市立児童会館条例の一部を改正するものです。

（※児童会館、児童センターを総称して「児童館」とします。）

2 改正に至る背景及び改正理由



(1)

3 改正に伴う取組内容

(1) 児童館の機能強化

ア 児童の利用対象年齢を中学生まで拡大、自主学習の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供、相談機能の強化などに取り組みます。

イ 指定管理者制度を導入している児童館については、次期指定管理期間に合わせ、機能強化を図ります。

(2) 高城児童会館を移転整備し、先駆的児童館として展開

ア 高城児童会館を日の出町へ移転整備し、名称を吹田市立日の出町児童センターへ変更します。

イ 広場の設置に加え、水害などの災害に備えた施設とします。また、先駆的児童館として、一時預かり事業を実施し、児童の利用対象年齢を18歳まで広げ、平日の閉館時間を20時とするなど、運営内容をリニューアルします。

ウ 民間事業者が持つ専門的な知識や経験、柔軟な運用体制などを活用して、子供を取り巻く課題に迅速に対応しながら、子供主体の居場所を提供するため、指定管理者制度を導入します。

(3) 各館における施策展開

地域ニーズの把握を行うとともに、日の出町児童センターの運営内容等を踏まえ、各館において特色のある取組を検討・施策を展開します。

4 施行期日

令和7年(2025年)4月1日から施行します。ただし、日の出町児童センターに関する改正は別に規則で定める日から、北千里児童センターの事業及び使用者の範囲に関する改正は令和9年(2027年)4月1日から施行します。

5 パブリックコメント

(1) 意見提出期間

令和5年(2023年)12月1日(金)から令和6年(2024年)1月4日(木)まで

(2) 提出意見数

25通(68件)

(2)

(3) 主な提出意見

- ア 指定管理者制度に関する意見…26件
- イ 児童館の運営に関する意見…24件
- ウ 職員体制に関する意見…6件
- エ 運営委員会に関する意見…2件
- オ 施設の管理に関する意見…5件
- カ その他に関する意見…5件

(4) 市民意見に対する市の考え方

子供を取り巻く環境の変化は著しく、社会ニーズの変化や求められる役割に対応していくためには、これまで市の直営館で培ってきた画一的な運営から、迅速性と柔軟性を兼ね備えた施設運営へと刷新していかなければなりません。これらのことに対応していくため、新たに整備する日の出町児童センターでは指定管理者制度を導入し、民間事業者が有する強みを最大限に生かして、子供主体の児童館運営に努めてまいります。

また、児童の利用対象年齢を拡大することや機能拡充することにつきましては、安心・安全の観点から、地域の方々や関係者と対話を重ね、御意見や御要望等を踏まえ運営マニュアル等に反映させるなど対応してまいります。利用者アンケートや市のモニタリング、外部委員による第三者モニタリングなどを通して、質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

6 今後のスケジュール

(1) 児童館の機能強化に向けた取組

令和6年度 (2024年度)	4月～	児童館の機能強化に係るプロジェクトチーム会議、職員研修の実施、必要備品購入等
令和7年度 (2025年度)	4月～	機能強化に向けた取組の実施 各館の状況に応じた更なる施策展開の検討等

(2) 日の出町児童センターの指定管理者制度導入等

令和6年度 (2024年度)	6月	指定管理者募集
	9月	指定管理者選定
	11月	定例会において指定管理者指定の提案
	2月	日の出町児童センター竣工、引き渡し
令和7年度 (2025年度)	6月	指定管理者による運営開始 (令和12年(2030年)3月までの5年間)

吹田市立教育・保育施設条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(幼保連携型認定こども園の設置)</p> <p>第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）として、次のこども園を設置する。</p> <p>(1) } { } (3) } -----略-----</p> <p>(幼稚園の設置)</p> <p>第 4 条 認定こども園の認定を受けない幼稚園（以下「幼稚園」という。）として、次の幼稚園を設置する。</p> <p>(1) } { } (4) } -----略-----</p> <p>(5) <u>吹田市立南山田幼稚園 吹田市千里丘西 9 番 1 号</u></p> <p>(保育所の設置)</p> <p>第 5 条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。</p> <p>(1) <u>吹田市立山田保育園 吹田市山田市場 1 9 番 9 号</u> (2) 吹田市立いずみ保育園 吹田市泉町 2 丁目 1 1 番 4 3 号 (3) 吹田市立南千里保育園 吹田市桃山台 1 丁目 4 番 1 号 (4) 吹田市立ことぶき保育園 吹田市岸部中 2 丁目 2 番 1 号</p>	<p>(幼保連携型認定こども園の設置)</p> <p>第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）として、次のこども園を設置する。</p> <p>(1) } { } (3) } -----略-----</p> <p>(4) <u>吹田市立やまだこども園 吹田市尺谷 2 7 番 1 号</u></p> <p>(幼稚園の設置)</p> <p>第 4 条 認定こども園の認定を受けない幼稚園（以下「幼稚園」という。）として、次の幼稚園を設置する。</p> <p>(1) } { } (4) } -----略-----</p> <p>(保育所の設置)</p> <p>第 5 条 認定こども園の認定を受けない保育所（以下「保育所」という。）として、次の保育園を設置する。</p> <p>(1) 吹田市立いずみ保育園 吹田市泉町 2 丁目 1 1 番 4 3 号 (2) 吹田市立南千里保育園 吹田市桃山台 1 丁目 4 番 1 号 (3) 吹田市立ことぶき保育園 吹田市岸部中 2 丁目 2 番 1 号 (4) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東 2 丁目 1 9 番 2 2 号</p>

現 行	改 正 案
<p>(5) 吹田市立千里山保育園 吹田市千里山東2丁目19番22号</p> <p>(6) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号</p> <p>(7) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号</p> <p>(8) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号</p> <p>(9) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号</p> <p>(10) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号</p> <p>(11) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号</p> <p>(12) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号</p> <p>(幼保連携型認定こども園の定員)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>{</p> <p>(3) }</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(保育所の定員)</p> <p>第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>山田保育園</u> 111人</p> <p>(2) いずみ保育園 120人</p> <p>(3) 南千里保育園 142人</p> <p>(4) ことぶき保育園 105人</p> <p>(5) 千里山保育園 100人</p> <p>(6) 東保育園 112人</p> <p>(7) 垂水保育園 112人</p> <p>(8) 吹一保育園 112人</p>	<p>(5) 吹田市立東保育園 吹田市南正雀4丁目1番1号</p> <p>(6) 吹田市立垂水保育園 吹田市垂水町1丁目6番9号</p> <p>(7) 吹田市立吹一保育園 吹田市内本町1丁目23番28号</p> <p>(8) 吹田市立吹六保育園 吹田市南清和園町40番31号</p> <p>(9) 吹田市立片山保育園 吹田市出口町32番1号</p> <p>(10) 吹田市立千三保育園 吹田市千里山西1丁目12番1号</p> <p>(11) 吹田市立山三保育園 吹田市山田西1丁目27番15号</p> <p>(幼保連携型認定こども園の定員)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>{</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>やまだこども園</u> 118人</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(保育所の定員)</p> <p>第9条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) いずみ保育園 120人</p> <p>(2) 南千里保育園 142人</p> <p>(3) ことぶき保育園 105人</p> <p>(4) 千里山保育園 100人</p> <p>(5) 東保育園 112人</p> <p>(6) 垂水保育園 112人</p> <p>(7) 吹一保育園 112人</p> <p>(8) 吹六保育園 112人</p>

現	行	改正案
<p>(9) 吹六保育園 1 1 2 人</p> <p>(10) 片山保育園 1 2 0 人</p> <p>(11) 千三保育園 1 2 0 人</p> <p>(12) 山三保育園 1 2 0 人</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(9) 片山保育園 1 2 0 人</p> <p>(10) 千三保育園 1 2 0 人</p> <p>(11) 山三保育園 1 2 0 人</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(9) 片山保育園 1 2 0 人</p> <p>(10) 千三保育園 1 2 0 人</p> <p>(11) 山三保育園 1 2 0 人</p> <p>2 -----略-----</p>

吹田市立教育・保育施設条例の一部改正について

1 改正の理由

南山田幼稚園及び山田保育園について、教育・保育環境の改善、利用者の利便性の向上及び施設の効率的な運営を目的として、令和7年度（2025年度）に幼保連携型認定こども園として統合するため、吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 新施設の設置

- ア 名称 やまだこども園
- イ 位置 吹田市尺谷27番1号
- ウ 定員 118人

(2) 既存施設の廃止

南山田幼稚園及び山田保育園の設置に係る規定を削除します。

3 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

吹田市介護保険条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第 3 条 第 1 号被保険者に係る保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>35,880円</u></p> <p>(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>50,232円</u></p> <p>(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>52,026円</u></p> <p>(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>62,790円</u></p> <p>(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>71,760円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,142円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援助給（以下「支援助給」という。）を必要とする状態にある者）をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護（生活保護法第 2 条の規定による保護及び支援助給をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 1 0 号イ、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イ、第 1 5 号イ、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ若しくは第 1 8 号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>78,936円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 3 条 第 1 号被保険者に係る保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>34,289円</u></p> <p>(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>48,984円</u></p> <p>(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>51,245円</u></p> <p>(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>65,940円</u></p> <p>(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>75,360円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,012円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項に規定する支援助給（以下「支援助給」という。）を必要とする状態にある者）をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護（生活保護法第 2 条の規定による保護及び支援助給をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 1 0 号イ、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イ、第 1 5 号イ、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ、第 1 8 号イ若しくは第 1 9 号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,896円</u></p>

現 行-	改 正 案
<p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>80,730円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>83,959円</u></p>	<p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>84,780円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>88,548円</u></p>
<p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>93,288円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。）</p>	<p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>97,968円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。）</p>

現 行	改 正 案
<p>る者を除く。)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>112,663円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>114,816円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者 <u>129,168円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者 <u>138,138円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第</p>	<p>号イに該当する者を除く。)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>118,315円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>120,576円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者 <u>139,416円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>4,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者 <u>158,256円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>5,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額</p>

現 行	改 正 案
<p>1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>150,696円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第17号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>165,048円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第18号イに該当する者を除く。)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>179,400円</u></p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ } -----略-----</p> <p>(18) 次のいずれかに該当する者 <u>200,928円</u></p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ } -----略-----</p> <p>(19) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>229,632円</u></p> <p>2 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者に係る保険料の減額賦課として、前項第1号から第3号までに掲げる者に係る保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>173,328円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>6,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>188,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>7,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第18号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(17) 次のいずれかに該当する者 <u>203,472円</u></p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第19号イに該当する者を除く。)</p> <p>(18) 次のいずれかに該当する者 <u>218,544円</u></p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ } -----略-----</p>

現	行	改 正 案
<p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>21,528円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者 <u>32,292円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>48,438円</u></p>	<p>(19) 次のいずれかに該当する者 <u>241,152円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア } イ }</p> <p style="margin-left: 2em;">-----略-----</p> <p>(20) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>263,760円</u></p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第124条の2第1項に規定する所得の少ない第1号被保険者に係る保険料の減額賦課として、前項第1号から第3号までに掲げる者に係る保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>21,478円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者 <u>33,912円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>50,868円</u></p>	

吹田市介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

令和 6 年 4 月 1 日から開始する第 9 期介護保険事業計画に基づき、第 1 号被保険者に係る保険料率の改定を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 保険料基準額（月額）を現行の「5,980 円」から「6,280 円」とし、吹田市介護保険条例第 3 条に定める各号の保険料率を改定します。
- (2) 保険料の所得段階区分を現行の 19 段階から 20 段階とするとともに、基準所得金額を改定します。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

第9期 介護保険事業計画(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))
における第1号被保険者の介護保険料(案)の算定

(1) 介護保険給付費等見込額 (単位:千円)				
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	合計
① 居宅サービス費	17,736,050	18,422,075	19,185,472	55,343,597
② 地域密着型サービス費	4,235,734	4,732,481	4,920,467	13,888,682
③ 施設サービス費	7,164,181	7,251,963	7,251,963	21,668,107
④ その他サービス費	3,490,413	3,616,402	3,739,888	10,846,703
合計	32,626,378	34,022,921	35,097,790	101,747,089

※④ その他サービス費とは、特定入所者介護サービス費(補足給付)、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、地域支援事業費です。

↓

(2) 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)における 第1号被保険者(65歳以上)の負担額 (単位:千円)
21,506,893

※第1号被保険者(65歳以上)の負担額 = 介護保険給付費等見込額の23% + 調整交付金相当額
- 調整交付金見込額 + 市町村特別給付費等 - 介護保険給付費準備基金取崩額

↓

(3) 保険料(案) (単位:円)			
所得段階		保険料額(年額)	保険料額(月額)
第1段階 (基準額×0.455) ※【0.285】	(1)生活保護を受給している方 (2)本人が老齢福祉年金を受給している方 (3)本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	34,289 ※【21,478】	2,857 ※【1,790】
第2段階 (基準額×0.65) ※【0.45】	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円以下の方	48,984 ※【33,912】	4,082 ※【2,826】
第3段階 (基準額×0.68) ※【0.675】	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、上記以外の方	51,245 ※【50,868】	4,270 ※【4,239】
第4段階 (基準額×0.875)	本人は市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税が課税されている人がいる方で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	65,940	5,495
第5段階 (基準額)	本人は市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税が課税されている人がいる方で、上記以外の方	75,360	6,280
第6段階 (基準額×1.075)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が60万円未満の方	81,012	6,751
第7段階 (基準額×1.10)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が60万円以上100万円未満の方	82,896	6,908
第8段階 (基準額×1.125)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が100万円以上120万円未満の方	84,780	7,065
第9段階 (基準額×1.175)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	88,548	7,379
第10段階 (基準額×1.30)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が160万円以上210万円未満の方	97,968	8,164
第11段階 (基準額×1.57)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が210万円以上260万円未満の方	118,315	9,860
第12段階 (基準額×1.60)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が260万円以上320万円未満の方	120,576	10,048
第13段階 (基準額×1.85)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	139,416	11,618
第14段階 (基準額×2.10)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	158,256	13,188
第15段階 (基準額×2.30)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	173,328	14,444
第16段階 (基準額×2.50)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	188,400	15,700
第17段階 (基準額×2.70)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	203,472	16,956
第18段階 (基準額×2.90)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	218,544	18,212
第19段階 (基準額×3.20)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方	241,152	20,096
第20段階 (基準額×3.50)	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が2,500万円以上の方	263,760	21,980

※印は国が実施する第1号保険料の低所得者軽減強化後の保険料率と金額

(1)

第9期 介護保険事業計画(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))
 における第1号被保険者の介護保険料(案)の前期との比較

第8期(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))				第9期(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))(案)			
所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料①	所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料②
第1段階	(1)生活保護を受給している方 (2)本人が老齢福祉年金を受給している方 (3)本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.50 ※【0.30】	35,880 ※【21,528】 月額 ※【1,794】	第1段階	(1)生活保護を受給している方 (2)本人が老齢福祉年金を受給している方 (3)本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.455 ※【0.285】	34,289 ※【21,478】 月額 ※【1,790】
第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 × 0.70 ※【0.45】	50,232 ※【32,292】 月額 ※【2,691】	第2段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円以下の方	基準額 × 0.65 ※【0.45】	48,984 ※【33,912】 月額 ※【2,826】
第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、上記以外の方	基準額 × 0.725 ※【0.675】	52,026 ※【48,438】 月額 ※【4,037】	第3段階	本人を含め世帯全員が市町村民税非課税で、上記以外の方	基準額 × 0.68 ※【0.675】	51,245 ※【50,868】 月額 ※【4,239】
第4段階	本人は市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税が課税されている人がある方で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.875	62,790 月額 5,233	第4段階	本人は市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税が課税されている人がある方で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.875	65,940 月額 5,495
第5段階	本人は市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税が課税されている人がある方で、上記以外の方	基準額	71,760 月額 5,980	第5段階	本人は市町村民税非課税で、他の世帯員の中に市町村民税が課税されている人がある方で、上記以外の方	基準額	75,360 月額 6,280
第6段階	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が60万円未満の方	基準額 × 1.075	77,142 月額 6,429	第6段階	本人が市町村民税を課税されていて、合計所得金額が60万円未満の方	基準額 × 1.075	81,012 月額 6,751
							増減額 ② -①
							-1,591 ※【-50】 月額 ※【-4】
							-1,248 ※【1,620】 月額 ※【135】
							-781 ※【2,430】 月額 ※【202】
							3,150 月額 262
							3,600 月額 300
							3,870 月額 322

(単位:円)

(2)

(単位:円)

第8期(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))				第9期(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))(案)			
所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料① 月額	所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料② 月額
第7段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が60万円以上100万円未満 の方	基準額 × 1.10	78,936 月額 6,578	第7段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が60万円以上100万円未満 の方	基準額 × 1.10	82,896 月額 6,908
第8段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が100万円以上120万円未 満の方	基準額 × 1.125	80,730 月額 6,728	第8段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が100万円以上120万円未 満の方	基準額 × 1.125	84,780 月額 7,065
第9段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が120万円以上160万円未 満の方	基準額 × 1.17	83,959 月額 6,997	第9段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が120万円以上160万円未 満の方	基準額 × 1.175	88,548 月額 7,379
第10段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が160万円以上210万円未 満の方	基準額 × 1.30	93,288 月額 7,774	第10段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が160万円以上210万円未 満の方	基準額 × 1.30	97,968 月額 8,164
第11段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が210万円以上260万円未 満の方	基準額 × 1.57	112,663 月額 9,389	第11段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が210万円以上260万円未 満の方	基準額 × 1.57	118,315 月額 9,860
第12段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が260万円以上320万円未 満の方	基準額 × 1.60	114,816 月額 9,568	第12段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が260万円以上320万円未 満の方	基準額 × 1.60	120,576 月額 10,048
							増減額 ②-① 月額
							3,960 330
							4,050 337
							4,589 382
							4,680 390
							5,652 471
							5,760 480
							上昇率 (対前期)
							5.0%
							5.0%
							5.5%
							5.0%
							5.0%
							5.0%

(3)

(単位:円)

第8期(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))					第9期(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))(案)				
所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料①	所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料②	増減額 ②-①	上昇率 (対前期)
第13段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が320万円以上400万円未 満の方	基準額 × 1.80	129,168 月額 10,764	第13段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が320万円以上420万円未 満の方	基準額 × 1.85	139,416 月額 11,618	10,248 月額 854	7.9%
第14段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が400万円以上500万円未 満の方	基準額 × 1.925	138,138 月額 11,512	第14段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が420万円以上520万円未 満の方	基準額 × 2.10	158,256 月額 13,188	20,118 月額 1,676	14.6%
第15段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が500万円以上700万円未 満の方	基準額 × 2.10	150,696 月額 12,558	第15段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が520万円以上620万円未 満の方	基準額 × 2.30	173,328 月額 14,444	22,632 月額 1,886	15.0%
第16段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が700万円以上1,000万円 未満の方	基準額 × 2.30	165,048 月額 13,754	第16段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が620万円以上720万円未 満の方	基準額 × 2.50	188,400 月額 15,700	37,704 月額 3,142	25.0%
第16段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が700万円以上1,000万円 未満の方	基準額 × 2.30	165,048 月額 13,754	第17段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が720万円以上1,000万円 未満の方	基準額 × 2.70	203,472 月額 16,956	38,424 月額 3,202	23.3%

(4)

(単位:円)

第8期(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))				第9期(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))(案)			
所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料① 月額	所得段階	基準となる内容	保険料率	1人当たり 年額保険料② 月額
第17段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円 未満の方	基準額 × 2.50	179,400 月額 14,950	第18段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円 未満の方	基準額 × 2.90	218,544 月額 18,212
第18段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が1,500万円以上2,500万円 未満の方	基準額 × 2.80	200,928 月額 16,744	第19段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が1,500万円以上2,500万円 未満の方	基準額 × 3.20	241,152 月額 20,096
第19段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が2,500万円以上の方	基準額 × 3.20	229,632 月額 19,136	第20段階	本人が市町村民税を課税されていて、 合計所得金額が2,500万円以上の方	基準額 × 3.50	263,760 月額 21,980
							増減額 ②-① 月額
							39,144 3,262
							40,224 3,352
							34,128 2,844
							上昇率 (対前期) 21.8%
							20.0%
							14.9%

(5)

吹田市介護保険法施行条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(指定等に関する手数料) 第 19 条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請の際、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) } { -----略----- (2) }</p> <p>2 -----略----- 3 第 1 項第 17 号から第 22 号までの規定は、これらの規定に規定する申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合の手数料について適用する。</p>	<p>(指定等に関する手数料) 第 19 条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請の際、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) } { -----略----- (2) }</p> <p>(3) 第 10 号に規定する指定の更新の申請及び第 14 号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する 2 の更新につき <u>10,000 円</u></p> <p>2 -----略----- 3 第 1 項第 17 号から第 23 号までの規定は、これらの規定に規定する申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合の手数料について適用する。</p>

は改正箇所

吹田市介護保険法施行条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法が一部改正され、令和6年(2024年)4月から指定居宅介護支援事業者が市の指定を受けて介護予防支援を実施できるようになります。

事業者の指定等を行う際は、手数料を徴収しており、通常はサービス毎に金額を定めていますが、同一の事業所において一体的に運営するものとして、同時に2つのサービスの指定等の申請があった場合は、別途、金額を定めています。

現行の介護保険法では、指定居宅介護支援事業者の指定の更新と指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請を同時に行うことがないため、条例においても、当該指定の更新の申請を同時に行う場合の金額の定めがありません。

この度、介護保険法の改正にあわせて、他の介護サービスの手数料の取扱いと同様にするため、吹田市介護保険法施行条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定の更新に係る申請を行うにあたり、同一の事業所において一体的に運営するものとして、同時に2つのサービスの申請があった場合における手数料の取扱いについて条例に追加します。

(現行)		(改正案)	
区分	指定更新手数料	区分	指定更新手数料
居宅介護支援	10,000円	居宅介護支援	10,000円
介護予防支援	10,000円	介護予防支援	10,000円
居宅介護支援及び 介護予防支援 (同時申請)		居宅介護支援及び 介護予防支援 (同時申請)	10,000円

3 施行期日

令和6年(2024年)4月1日

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例現行・改正案対照表

現	行	改 正 案
<p>(指定障害児通所支援事業者の要件) 第 2 条 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号の条例で定める者は、<u>医療型児童発達支援に係る指定については同法第 4 3 条第 2 号に規定する医療型児童発達支援センター又は同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関</u>を開設している者とし、その他の指定については法人とする。</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者の要件) 第 2 条 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号の条例で定める者は、<u>同法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に係る指定については法人又は病院若しくは診療所を開設している者とし、その他の指定については法人とする。</u></p>	

は改正箇所

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 8 条の 2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>)</p> <p>第 9 条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 16 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 16 条の 5 第 1 項及び第 2 項、同条第 4 項及び第 5 項、第 16 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに同条第 6 項から第 8 項までの規定により基礎賦課額を減額するものとして、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「<u>基礎賦課総額</u>」<u>という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></u></p> <p>(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、療養費、訪問看護療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</u></p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 2 条の規定により読み替えられた法</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 8 条の 2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「<u>政令</u>」<u>という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>(<u>基礎賦課総額</u>)</p> <p>第 9 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 16 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 16 条の 5 第 1 項及び第 2 項、同条第 4 項及び第 5 項、第 16 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに同条第 6 項から第 8 項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において</p>

現 行	改 正 案
<p>第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の額</p> <p>ウ } ヱ } オ } -----略-----</p> <p>カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>ウ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1</p>	<p>負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ } ヱ } オ } -----略-----</p> <p>カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))を除く。)の額</p> <p>(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額(法第82条の3第1項の規定により大阪府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する部分があるときは、その額を控除した額。エにおいて同じ。))</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1</p>

現 行	改 正 案
<p>において同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額(法第82条の3第1項の規定により大阪府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する部分があるときは、その額を控除した額。エにおいて同じ。)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の算定)</p> <p>第11条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項</p>	<p>項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに政令第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して</p>

現 行	改 正 案
<p>第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定世帯」という。）アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。）アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 }</p> <p>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</p>	<p>計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定世帯」という。）アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。）アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 }</p>

現 行	改 正 案
<p>第12条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 第10条第2項の規定は、前項の基礎賦課額について準用する。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条の3 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第12条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第12条の4 第12条の2第1項の被保険者均等割額は、第12条第1項の被保険者均等割額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第12条の4の2 第12条の2第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の世帯別平等割額について準用する。</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条第1項の基礎賦課額と</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の2 第10条第1項の基礎賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行った日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の</p>

現 行	改 正 案
<p>第12条の2第1項の基礎賦課額との合算額。第16条の2第1項において同じ。)は、550,000円を超えない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の5第3項及び第5第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、一般被保険者に係るものに限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>	<p>限度額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の5第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合)は、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p>

現 行	改 正 案
<p>第12条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条の5の4 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { (3) } 2</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第12条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</p> <p>2 第10条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等賦課額について準用する。</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割の算定）</p> <p>第12条の5の7 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総</p>	<p>第12条の4 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条の5 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第12条の5の2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { (3) } 2</p>

現 行	改 正 案
<p>所得金額等に第12条の5の5第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u> 第12条の5の8 第12条の5の6第1項の被保険者均等割額は、第12条の5の5第1項の被保険者均等割額と同額とする。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u> 第12条の5の9 第12条の5の6第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額 (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額 (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額 2 第12条第2項の規定は、前項の世帯別平等割額について準用する。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者等と退職被保険者とが同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。)は、220,000円を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項におい</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の5の3 第12条の4第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行った日において施行されていた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額を超えることができない。 (介護納付金賦課総額) 第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項におい</p>

現 行	改 正 案
<p>て読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「<u>介護納付金賦課総額</u>」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額と算定した額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 介護納付金賦課額は、170,000円を超えてできない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは国</p>	<p>て読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 介護納付金賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行った日において施行された政令の規定に基づく介護納付金賦課額の限度額を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは政</p>

現 行	改 正 案
<p>健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第12条の2の額、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第3第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第6第1項若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第9項に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあっては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅し、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の5第1項に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額（1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合にあっては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納</p>	<p>令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第3第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第6第1項若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同条第9項に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあっては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅し、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の5第1項に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額（1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合にあっては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納</p>

現 行	改 正 案
<p>する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。)の算定は、それぞれその納付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当することにより納付義務が消滅し、又は減少した日)が月の初日であることにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であることに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該軽減して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得の金額)という。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(世帯主等のうち給与所得者等の</p>	<p>付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合においては、その消滅し、又は減少した日が月の初日であることに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該軽減して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得」と区分して計算される所得の金額)という。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(世帯主等のうち給与所得者等の</p>

現 行	改 正 案
<p>金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数（<u>回金</u>第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数）をいう。以下この項において同じ。）が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者について、アに掲げる額に、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の被保険者均等割額を合算した額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>-----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えた額）に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の金額を超えない世帯に係る額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>-----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた</p>	<p>数（<u>政令</u>第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。）が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>-----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えた額）に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の金額を超えない世帯に係る額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>-----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する</p>

現 行	改 正 案
<p>額)に、535,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の方については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } 2 } 3 } -----略-----</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「基礎賦課課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課課額」と、同項各号中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条第2項及び第3項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の方については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } 2 } 3 } -----略-----</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条第2項及び第3項」と、第2項中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「第12条第2項及び第3項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p>

現 行	改 正 案
<p>項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第16条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によるものとする。次項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「国民健康保険法施行令」とあるのは「同令」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(1)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「地方税法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「所得税法(昭和40年法律第33号)とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第1項又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第16条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(1)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「地方税法第313条第3項、第4項又は第5項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 -----略-----</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第12条第1項又は第12条の4」とあるのは「<u>第12条の5の5第1項又は第12条の5の8</u>」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「<u>第12条の5の5第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条第1項又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じそれぞれ同項各号アに掲げる額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>5</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「第12条第1項又は第12条の4」とあるのは「<u>第12条の5の5第1項又は第12条の5の8</u>」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「<u>第12条の5の5第2項</u>」において準用する第12条第3項と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額</p>	<p>-----略-----</p> <p>2</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第12条第1項」とあるのは「<u>第12条の5の2第1項</u>」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「<u>第12条の5の2第2項</u>」において準用する第12条第3項と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じそれぞれ同項各号アに掲げる額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>5</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「第12条第1項」とあるのは「<u>第12条の5の2第1項</u>」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「<u>第12条の5の2第2項</u>」において準用する第12条第3項と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項</p>

現 行	改 正 案
<p>は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } 2 } 3 }</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第10条第1項又は第12条の2第1項とあるのは「第12条の5の3第1項」と、「第12条の5の6第1項」と、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5の3」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、第2項中「第12条第2項」と、前項中「第10条第1項」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の6第2項」と、前項中「第10条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務</p>	<p>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } 2 } 3 }</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第10条第1項とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の5の3」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の2」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出生被保険者がある場合には、当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第</p>

現 行	改 正 案
<p>者の世帯に出生被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } 7 } 8 }</p> <p>9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条の2第1項」と、「第12条の5の2第1項」とあるのは「第12条の5の2第2項」と、前項中「第10条第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出生被保険者」とあるのは「に出生被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } 7 } 8 }</p> <p>9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項」において準用する第10条第2項」と、前項中「第10条第12条の5の2第2項」において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出生被保険者」とあるのは「に出生被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p>

現	行	改 正 案
	条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。	

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 軽減判定基準の変更

ア 改正（案）

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。5割・2割軽減について、軽減判定所得の見直しを行い、対象者を拡大します。

(ア) 5割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+29万円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+29万5千円×（被保険者数）以下

被保険者
一人当たり
+5,000円



(イ) 2割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+53万5千円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+54万5千円×（被保険者数）以下

被保険者
一人当たり
+10,000円



イ 判定額引き上げに伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。

・軽減世帯数（7割・5割・2割）が、約22,110世帯→【改正後】約22,230世帯

【内訳】・新たに2割となる世帯・・・約40世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約80世帯

※令和6年（2024年）1月23日現在の推計

(2) 賦課限度額

ア 改正（案）

賦課限度額の変更がある際は、例年、年末の税制改正大綱の閣議決定を受けて政令改正に基づき、吹田市国民健康保険条例の一部改正を行っていましたが、令和6年度（2024年度）以降は、大阪府国民健康保険運営方針で定められた額とするものです。

イ 賦課限度額を据え置くことの影響

約120世帯の保険料が104万円で据え置かれます。

・賦課限度額を据え置いた場合の限度額超過世帯数・・・約920世帯

・賦課限度額を上げた場合の限度額超過世帯数・・・約800世帯

※令和6年（2024年）1月23日現在の推計

(3) 退職者医療制度の廃止

ア 改正（案）

退職者医療制度の終了に伴い、規定整備を行うものです。

イ 制度の概要

退職者医療制度は、会社等に長く勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に、会社などの健康保険から国民健康保険へ移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるためにつくられた制度です。この制度の対象となる方の医療費は、一般の加入者とは別にして、退職者医療制度に該当する方の保険料と会社等の健康保険からの拠出金で賄うことになっています。

平成20年度（2008年度）の医療制度改革により、新規の適用については平成26年度（2014年度）末までに退職者医療制度の対象となった場合とされ、その方が65歳に到達するまではこの制度の適用対象とする経過措置がとられています。

ウ 廃止理由

退職者医療制度対象者が激減し、財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から、前倒しで令和6年（2024年）4月から退職者医療制度を廃止することが示されたものです。

エ 改正に伴う影響

令和4年度（2022年度）末における適用者は、全国で22名。

大阪府内は、令和2年度（2020年度）から適用者がありません。

3 施行期日

令和6年（2024年）4月1日

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の無償貸付け又は減額貸付け(適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として貸付料を変更され、又は貸付契約を解除された日から1年を経過しない者に貸し付ける場合は、この限りでない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により、当該普通財産の通常の使用ができない状況にあるとき。</p> <p>2 } 3 }</p>	<p>(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、普通財産の無償貸付け又は減額貸付け(適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。)をすることができる。ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として貸付料を変更され、又は貸付契約を解除された日から1年を経過しない者に貸し付ける場合は、この限りでない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) <u>公共団体等以外の者において公益事業(市民の福祉の増進を図るため特に必要と認めるものに限る。)の用に供するとき。</u></p> <p>③ 地震、火災、水害等の災害により、当該普通財産の通常の使用ができない状況にあるとき。</p> <p>2 } 3 }</p>

は改正箇所

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

本市では、本条例に基づき、公共団体等に対して公用、公共用、公益事業の用に供するときに市有地である普通財産の無償又は減額貸付けを行っており、要領にて教育・保育及び福祉に係る公益事業の実施においては、社会福祉法人及び私立学校法人を対象に普通財産の無償又は減額貸付けする際の要件を定めています。

これらの公益事業のうち、教育・保育及び障がい福祉に係る事業については、サービスに対する需要も高く、市民ニーズも多様化・高度化しています。また、すでに多様な事業者がこれらの事業を実施できるようになっています。このような状況に対して、市有地を無償又は減額で貸付ける際の対象者を限定せず、多様な事業者の参入を促進することで、高い専門性やノウハウを有する事業者を見出し、競争性が高まることによるサービスの向上が見込まれます。

そのため、こうした公益事業について、公共団体等のほか法人形態を問わず、公平な条件で無償又は減額貸付けを行うことにより、多様な事業者の参入促進並びに事業運営に係る負担の軽減を図り、継続的に安定して事業実施ができる環境を構築することを目的として、普通財産の無償又は減額貸付けの対象を拡充するため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

公共団体等以外の者において公益事業（市民の福祉の増進を図るため特に必要と認められるものに限る。）の用に供する際は、普通財産の無償又は減額貸付けができるように改正します。

3 対象事業

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 障害児通所支援事業
- (3) 保育所を経営する事業
- (4) 幼保連携型認定こども園を経営する事業

4 施行期日

令和6年（2024年）4月1日

吹田市建築基準法施行条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する建築主事の<u>確認</u>を受ける建築物の建築主が、法第5条の6第4項に規定する工事監理者を選任し、又は変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、<u>法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関の確認</u>を受ける場合において、前項中「市長」とあるのは、「法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(建築物に係る確認申請等手数料)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p>2 前項の手数料は、<u>フレキシブルディスプレイによる申請又は通知</u>にあつては、2,000円を減じて得た金額とする。</p> <p>3 } 4 -----略-----</p> <p>5 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画が法第6条の3第1項ただし書に規定する<u>特定構造計算基準若しくは特定増改築計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかについての同項ただし書に規定する建築主事による審査</u>(以下「構造計算適合性審査」という。)を受けようとするときは、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければ</p>	<p>(工事監理者の選任等の届出)</p> <p>第3条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の<u>規定による確認</u>を受ける建築物の建築主が、法第5条の6第4項に規定する工事監理者を選任し、又は変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは、「法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(建築物に係る確認申請等手数料)</p> <p>第6条 -----略-----</p> <p>2 前項の手数料は、<u>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)</u>による申請又は通知にあつては、2,000円を減じて得た金額とする。</p> <p>3 } 4 -----略-----</p> <p>5 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画について法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による建築主事等の審査(以下「構造計算適合性審査」という。)を受けようとするときは、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければ</p>

現 行	改 正 案
<p>積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならぬ。</p> <p>6 } (建築設備及び工作物に係る確認申請等手数料) 第7条 } 5 } 3 } 4 前3項の手数料は、フレキシブルディスプレイスクによる申請又は通知にあつては、2,000円を減じて得た金額とする。</p> <p>(建築物に係る完了検査申請等手数料)</p> <p>第8条 } 5 } 4 } 5 第1項又は第2項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為であるときは、前各項(第3項を除く。)の手数料のほか、1の建築物につき、次の表の中欄に掲げる建築物の用途及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。</p> <p>6 } 7 }</p> <p>第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件</p>	<p>ばならない。</p> <p>6 } (建築設備及び工作物に係る確認申請等手数料) 第7条 } 5 } 3 } 4 前3項の手数料は、電磁的記録媒体による申請又は通知にあつては、2,000円を減じて得た金額とする。</p> <p>(建築物に係る完了検査申請等手数料)</p> <p>第8条 } 5 } 4 } 5 第1項又は第2項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為であるときは、前各項(第3項を除く。)の手数料のほか、1の建築物につき、次の表の中欄に掲げる建築物の用途及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。</p> <p>6 } 7 }</p> <p>第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件</p>

現 行	改 正 案																														
<p>につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号</th> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(34)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(35)</td> <td>建築基準法施行令第137条の1 2第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 } 5 } 4 }</p>	号	事務	金額	(1)			5	略		(34)			(35)	建築基準法施行令第137条の1 2第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	27,000円	<p>につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号</th> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 20%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(34)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(35)</td> <td>建築基準法施行令第137条の1 2第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 } 5 } 4 }</p>	号	事務	金額	(1)			5	略		(34)			(35)	建築基準法施行令第137条の1 2第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	27,000円
号	事務	金額																													
(1)																															
5	略																														
(34)																															
(35)	建築基準法施行令第137条の1 2第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	27,000円																													
号	事務	金額																													
(1)																															
5	略																														
(34)																															
(35)	建築基準法施行令第137条の1 2第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定	27,000円																													

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表		別表	
1 } 5 }	-----略-----	1 } 5 }	-----略-----
6	宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務手数料	6	宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務手数料
号	事務	号	事務
(1)	宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	(1)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査
	金額		金額
	切土又は盛土をする土地（次号において「切土等の土地」という。）の面積が500平方メートルを超え13,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは23,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは33,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは51,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは73,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは120,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは180,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの		盛土又は切土をする土地（次号及び第3号において「盛土等の土地」という。）の面積が500平方メートル以内のものは14,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは25,900円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは37,300円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは57,300円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは71,600円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは96,300円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは150,600円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル

現 行		改 正 案	
	<p>のは<u>270,000円</u>、<u>70,000平方メートル</u>を超え<u>100,000平方メートル</u>以内のものは<u>360,000円</u>、<u>100,000平方メートル</u>を超えるものは<u>460,000円</u></p> <p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>460,000円</u>を超えるときは、<u>460,000円</u>とする。</p> <p>ア <u>切土等の土地に係る工事の計画の変更（イに該当する部分を除く。）</u>については、当該変更前の<u>切土等の土地の面積（その面積が減少する場合には、減少後の面積）</u>に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ <u>切土等の土地に係る工事の計画の変更のうち、新たに切土等の土地を加える部分については、新たに加える切土等の土地の面積に応じ前号に規定する額</u></p> <p>ウ その他の変更については、<u>12,000円</u></p>		<p>トル以内のものは<u>235,200円</u>、<u>40,000平方メートル</u>を超え<u>70,000平方メートル</u>以内のものは<u>377,200円</u>、<u>70,000平方メートル</u>を超え<u>100,000平方メートル</u>以内のものは<u>541,500円</u>、<u>100,000平方メートル</u>を超えるものは<u>723,600円</u></p>
(2)	<p>宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>(2) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が<u>723,600円</u>を超えるときは、<u>723,600円</u>とする。</p> <p>ア <u>盛土等の土地に係る工事の計画の変更（イに該当する部分を除く。）</u>については、当該変更前の<u>盛土等の土地の面積（その面積が減少する場合には、減少後の面積）</u>に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に<u>50円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額とする。</u>）</p> <p>イ <u>盛土等の土地に係る工事の計画の変更のうち、新たに盛土等の土地を加える部分については、新たに</u></p>
(3)	<p>宅地造成工事許可等証明の申請に対する審査</p> <p>1件につき<u>980円</u></p>		
(4)	<p>宅地造成工事でない旨の証明の申請に対する審査</p> <p>1件につき<u>4,800円</u></p>		

現	行	改	正	案
				<p>に加える盛土等の土地の面積に じ前号に規定する額 ウ その他の変更については、 13,500円</p>
		(3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工 事の中間検査		<p>盛土等の土地の面積が500平方メー トル以内のものは3,900円、500平方 メートルを超え1,000平方メー ール以内のものは4,300円、1,000平方メ ートルを超え2,000平方メー ール以内のものは4,800円、2,000平方メ ートルを超え3,000平方メー ール以内のものは5,500円、3,000平方メー ートルを超え5,000平方メー ートル以内のものは6,100円、5,000平方メー ートルを超え10,000平方メー ートル以内のものは7,000円、10,000平方メー ートルを超え20,000平方メー ートル以内のものは9,200円、20,000平方メー ートルを超え40,000平方メー ートル以内のものは12,600円、40,000平方メー ートルを超え70,000平方メー ートル以内のものは18,100円、70,000平方メー ートルを超え100,000平方メー ートル以内のものは24,600円、100,000平方メー ートルを超えるものは31,800円</p>
		(4) 土石の堆積に関する工事の許可の申		<p>土石の堆積をする土地の面積が500</p>

現 行	改 正 案
	<p>平方メートル以内のものは12,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは15,100円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは17,800円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは22,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは30,800円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは34,800円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは41,700円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは56,700円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは77,400円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは115,400円、100,000平方メートルを超えるものは144,200円</p> <p>請に対する審査</p>
(5)	<p>土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査</p> <p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が144,200円を超えるときは、144,200円とする。</p> <p>ア 土石の堆積をする土地に係る工</p>

現 行	改 正 案						
<p style="text-align: center;">-----略-----</p>	<p>事の計画の変更（イに該当する部分を除く。）については、当該変更前の土石の堆積をすする土地の面積（その面積が減少する場合にあっては、減少後の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。）</p> <p>イ 土石の堆積をすする土地に係る工事の計画の変更のうち、新たに土石の堆積をすする土地を加える部分については、新たに加える土石の堆積をすする土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、</p> <p style="text-align: center;">13,500円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(6)</td> <td style="width: 65%;">宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可等を受けたことの証明</td> <td style="width: 30%;">1件につき650円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(7)</td> <td>宅地造成及び特定盛土等に関する工事でない旨の証明</td> <td>1件につき5,500円</td> </tr> </table>	(6)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可等を受けたことの証明	1件につき650円	(7)	宅地造成及び特定盛土等に関する工事でない旨の証明	1件につき5,500円
(6)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可等を受けたことの証明	1件につき650円					
(7)	宅地造成及び特定盛土等に関する工事でない旨の証明	1件につき5,500円					
<p style="text-align: center;">-----略-----</p>	<p style="text-align: center;">-----略-----</p>						

7 }
8 }

7 }
8 }

現 行		改 正 案	
9	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料	事務	金額
11			
9	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料	事務	金額
11			
12	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料	事務	金額
号	事務	事務	金額
(1)	申請1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 非住宅建築物（住宅の用途に供する部分を有しない建築物をいう。以下この表において同じ。）で、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が技術的基準に適合すると認められたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル	申請1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 非住宅建築物（住宅の用途に供する部分を有しない建築物をいう。以下この表において同じ。）で、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が技術的基準に適合すると認められたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル	

現	行	改	正	案
<p>トル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(イ) } (ウ) } (ケ) }</p>	<p>トル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(イ) } (ウ) } (ケ) }</p>	<p>トル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(イ) } (ウ) } (ケ) }</p>	<p>トル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(イ) } (ウ) } (ケ) }</p>	<p>(コ) 複合建築物（住宅以外の用途に供 複合建築物（住宅以外の用途に供す る部分及び住宅の用途に供する部分 から成る建築物をいう。）（ア）中 「建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律（平成27年法律第 53号）第15条第1項に規定する 登録建築物エネルギー消費性能判定 機関（以下この表において「登録建 築物エネルギー消費性能判定機関 という。））」とあり、（エ）中「住宅の 品質確保の促進等に関する法律第5 条第1項に規定する登録住宅性能評 価機関（以下この表において「登録 住宅性能評価機関」という。））」と あり、及び（キ）中「登録住宅性能評価</p>

現 行		改 正 案	
	<p>機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機能であるものに限る。））」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(ケ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p style="text-align: right;">イ } ウ }</p>		<p>宅性能評価機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機能であるものに限る。））」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(ケ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p style="text-align: right;">イ } ウ }</p>
(2)	-----略-----	(2)	-----略-----
5	-----略-----	5	-----略-----
(6)	-----略-----	(6)	-----略-----
備考	-----略-----	備考	-----略-----
13	-----略-----	13	-----略-----
14	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務手数料	14	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務手数料
号	事務 金額	号	事務 金額
(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下	(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下

現 行	改 正 案
<p>この表において同じ。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この表において「判定」という。)の申請に対する審査</p> <p>(2) } (11) } 略</p>	<p>う。以下この表において同じ。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この表において「判定」という。)の申請に対する審査</p> <p>(2) } (11) } 略</p>
<p>備考</p> <p>1 } 5 } 略</p> <p>6 第10号において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) } 略</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書</p> <p>(3) } 略</p> <p>15 } 16 }</p>	<p>備考</p> <p>1 } 5 } 略</p> <p>6 第10号において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) } 略</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書</p> <p>(3) } 略</p> <p>15 } 16 }</p>

吹田市開発事業の手續等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } { } (3) }</p> <p>(4) 中規模等開発事業 中規模開発行為、中規模建築行為、位置指定道路築造行為、対象工作物築造行為、<u>対象宅地造成等行為</u>及び私道（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路に該当するものに限る。）を変更し、又は廃止する行為をいう。</p> <p>(5) } { } (8) }</p> <p>(9) <u>対象宅地造成行為</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の許可又は同法第15条第1項の協議を要する<u>宅地造成</u>をいう。</p> <p>(10) 事業区域 大規模開発事業、中規模開発行為、中規模建築行為又は<u>対象宅地造成行為</u>に関する次に掲げる区域をいう。</p> <p>ア } イ } ウ <u>対象宅地造成行為</u>にあつては、<u>宅地造成</u>をする土地の区域</p> <p>(11) } (12) }</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } { } (3) }</p> <p>(4) 中規模等開発事業 中規模開発行為、中規模建築行為、位置指定道路築造行為、対象工作物築造行為、<u>対象宅地造成等行為</u>及び私道（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は同条第2項に規定する道路に該当するものに限る。）を変更し、又は廃止する行為をいう。</p> <p>(5) } { } (8) }</p> <p>(9) <u>対象宅地造成等行為</u> 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の許可又は同法第15条第1項の協議を要する<u>宅地造成等</u>をいう。</p> <p>(10) 事業区域 大規模開発事業、中規模開発行為、中規模建築行為又は<u>対象宅地造成等行為</u>に関する次に掲げる区域をいう。</p> <p>ア } イ } ウ <u>対象宅地造成等行為</u>にあつては、<u>宅地造成等</u>をする土地の区域</p> <p>(11) } (12) }</p>

現 行	改 正 案
<p>(13) } { (19) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(事前協議の承認)</p> <p>第19条 -----略-----</p> <p>2 <u>大規模事前協議承認申請書には、事業区域内の土地の所有者の同意書を添付しなければならぬ。ただし、市長は、構想届出書の提出の際に当該者の同意書の添付があつた場合は、当該書類の添付を省略させることができる。</u></p> <p>3 中規模等開発事業者は、中規模等開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等をする前に、中規模等開発事業事前協議承認申請書（以下「中規模等事前協議承認申請書」という。）を市長に提出した上で、次章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、開発事業の内容が次章に定める開発事業の基準等及び吹田市景観まちづくり条例（平成20年吹田市条例第24号）その他の法令等に適合することを確認するまでの間は、第1項又は前項の承認をしないものとする。</p> <p>5 市長は、大規模建築行為又は中規模建築行為の目的である中高層建築物の建築に係る紛争について、吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第6条第1項若しくは第2項のあっせん又は同条例第8条第1項の調停の手続が継続している間は、第1項又は第3項の承認をしないものとする。</p> <p>(事前協議承認通知書の交付)</p> <p>第20条 市長は、前条第1項又は第3項の承認をしたときは、大規模事前協議承認通知書又は中規模等事前協議承認通知書（以下「事前協議承認通知書」という。）を開発事業者に交付しなければならない。</p>	<p>(12) } { (19) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(事前協議の承認)</p> <p>第19条 -----略-----</p> <p>2 中規模等開発事業者は、中規模等開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等をする前に、中規模等開発事業事前協議承認申請書（以下「中規模等事前協議承認申請書」という。）を市長に提出した上で、次章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、開発事業の内容が次章に定める開発事業の基準等及び吹田市景観まちづくり条例（平成20年吹田市条例第24号）その他の法令等に適合することを確認するまでの間は、第1項又は前項の承認をしないものとする。</p> <p>4 市長は、大規模建築行為又は中規模建築行為の目的である中高層建築物の建築に係る紛争について、吹田市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例第6条第1項若しくは第2項のあっせん又は同条例第8条第1項の調停の手続が継続している間は、第1項又は第2項の承認をしないものとする。</p> <p>(事前協議承認通知書の交付)</p> <p>第20条 市長は、前条第1項又は第2項の承認をしたときは、大規模事前協議承認通知書又は中規模等事前協議承認通知書（以下「事前協議承認通知書」という。）を開発事業者に交付しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>(道路の整備等)</p> <p>第30条 } 2 } 3 事業区域内の道路、築造する位置指定道路及び前項の規定により新設し、又は改良する道路の構造等は、規則で定める基準に適合するものでなければならぬ。 4 } 略</p>	<p>(道路の整備等)</p> <p>第30条 } 2 } 3 事業区域内の道路(建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるもの(以下この項において「2項道路」という。)を含む。)、築造する位置指定道路、築造する擁壁(高さが2メートルを超えるものに限る。)に面する2項道路及び前項の規定により新設し、又は改良する道路の構造等は、規則で定める基準に適合するものでなければならぬ。 4 } 略</p>

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(適用区域) 第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。</p> <p>(1) } { -----略----- (24)</p> <p>(25) 古江台3丁目に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目地区整備計画」という。）</p> <p>(26) -----略-----</p> <p>(建築物の用途の制限) 第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) -----略----- (2) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台3丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画（A地区に係る部分に限る。）、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹</p>	<p>(適用区域) 第3条 この条例は、千里ニュータウン地区計画の区域のうち、次に掲げる地区整備計画の区域内に適用する。</p> <p>(1) } { -----略----- (24)</p> <p>(25) 古江台3丁目に係る次に掲げる地区整備計画 ア 第1地区に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目第1地区整備計画」という。） イ 第2地区に係る地区整備計画（以下「古江台3丁目第2地区整備計画」という。）</p> <p>(26) -----略-----</p> <p>(建築物の用途の制限) 第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。</p> <p>(1) -----略----- (2) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台3丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画（A地区に係る部分に限る。）、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹</p>

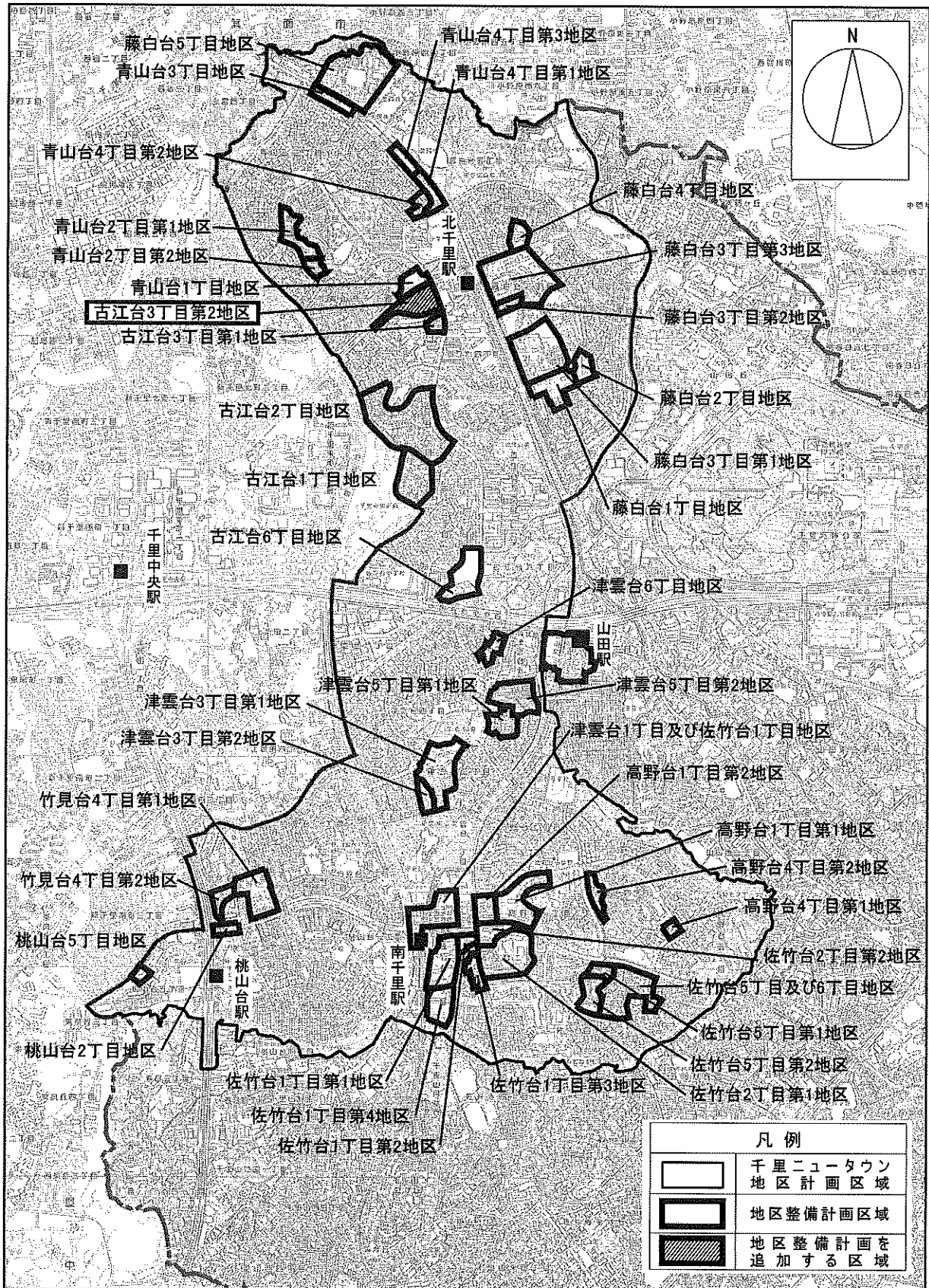
現 行	改 正 案
<p>台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目地区整備計画 次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>ア } イ } ク } (3) } シ } (17) }</p> <p>(容積率の制限)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台5丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目地区整備計画 住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならない。</p> <p>(2) -----略-----</p>	<p>台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目第1地区整備計画 次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>ア } イ } ク } (3) } シ } (17) }</p> <p>(容積率の制限)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、容積率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、津雲台6丁目地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第1地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、高野台1丁目第2地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台1丁目地区整備計画、青山台2丁目第1地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台5丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第1地区整備計画、竹見台4丁目第2地区整備計画、桃山台5丁目地区整備計画、古江台3丁目第1地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画 住宅の用途に供する部分の容積率は、10分の15を超えてはならない。</p> <p>(2) -----略-----</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) } (4) } (建蔽率の最高限度) 第6条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画及び佐竹台2丁目第2地区整備計画 敷地面積が10,000平方メートルを超えるときは、10分の5を超えないこと。</p> <p>(2) } (3) } 2</p> <p>(壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) } (2) } (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び藤白台5丁目地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。</p> <p>ア</p>	<p>(3) } (4) } (建蔽率の最高限度) 第6条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建蔽率は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 津雲台3丁目第1地区整備計画、津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台1丁目地区整備計画、藤白台3丁目第2地区整備計画、藤白台3丁目第3地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第1地区整備計画、佐竹台1丁目第2地区整備計画、佐竹台1丁目第3地区整備計画、佐竹台1丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第1地区整備計画、佐竹台2丁目第2地区整備計画、佐竹台2丁目第3地区整備計画、佐竹台2丁目第4地区整備計画、佐竹台2丁目第5地区整備計画 敷地面積が10,000平方メートルを超えるときは、10分の5を超えないこと。</p> <p>(2) } (3) } 2</p> <p>(壁面の位置の制限) 第8条 2 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) } (2) } (3) 津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画 次に掲げる場合は、それぞれ次に定める距離以上であること。</p>

現 行	改 正 案
<p>1 } (4) } } (6) } 3</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の高さは、当該各号に定める高さを超えてはならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 津雲台6丁目地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目地区整備計画 25メートル</p> <p>(3) } } (10) } 2</p> <p>(公益上必要な建築物等の特例)</p> <p>第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認め許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。</p> <p>(1) } } (3)</p> <p>(4) 津雲台5丁目第2地区整備計画 第5条、第6条第1項、第8条第2項及び第</p>	<p>ア } 1 } (4) } } (6) } 3</p> <p>(建築物の高さの最高限度)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、建築物の高さは、当該各号に定める高さを超えてはならない。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 津雲台6丁目地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画、青山台2丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第1地区整備計画 25メートル</p> <p>(3) } } (10) } 2</p> <p>(公益上必要な建築物等の特例)</p> <p>第13条 市長が、公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認め許可したもの又は次の各号に掲げる地区整備計画の区域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該各号に掲げる規定の全部又は一部は、適用しない。</p> <p>(1) } } (3)</p> <p>(4) 津雲台5丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画 第5条、</p>

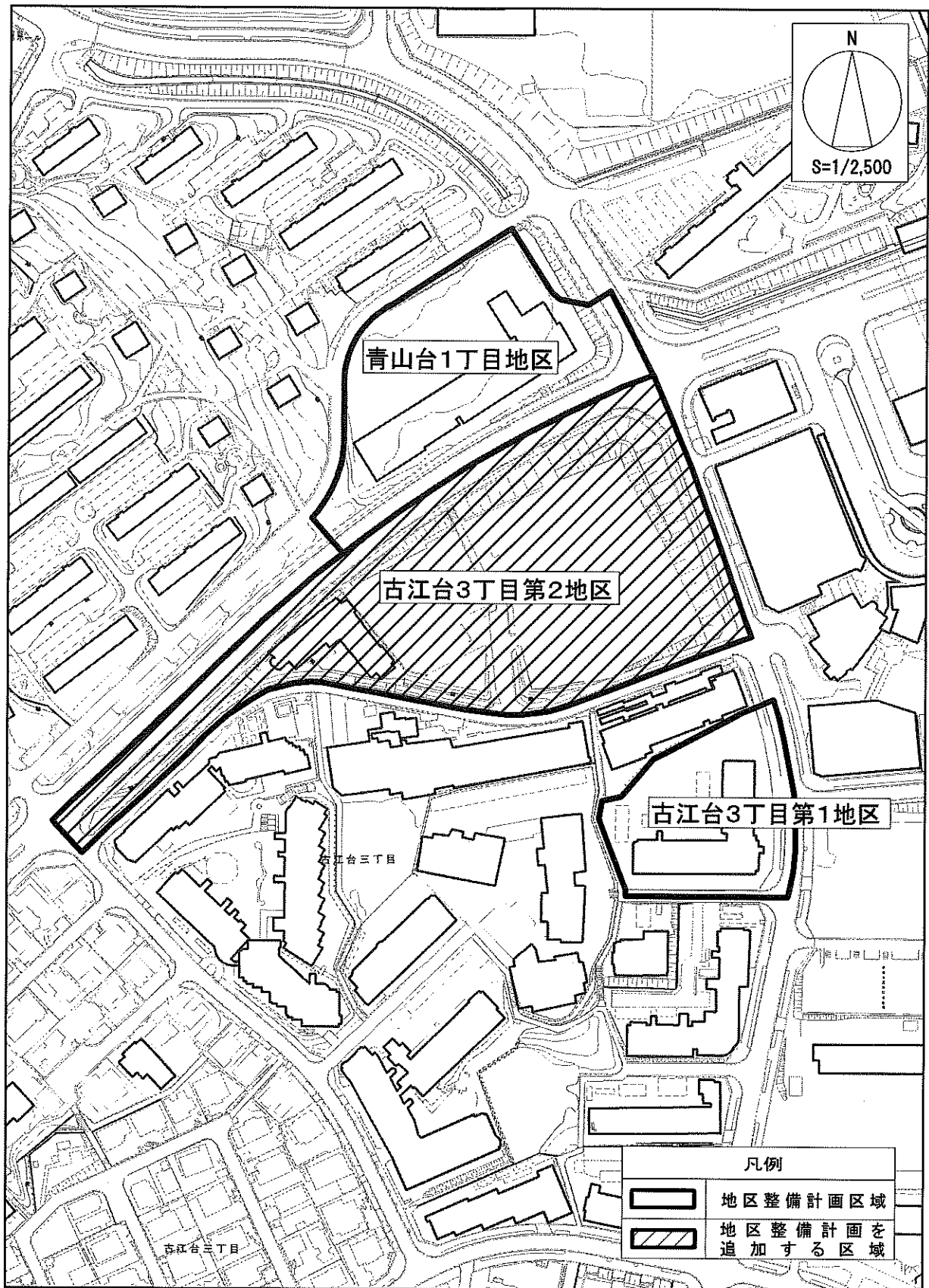
現 行	改 正 案
<p>1 1 条本文の規定</p> <p>(5) } 5 } (18) }</p> <p>(19) 古江台3丁目地区整備計画 第4条、第5条、第9条及び第11条本文の規定</p> <p>2 } 5 }</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物（以下この条において「1又は2以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合には、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(1) } (2) }</p> <p>(3) 津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画及び高野台4丁目第2地区整備計画 第5条、第6条第1項及び第8条第2項の規定</p> <p>(4) } 5 } (10) }</p>	<p>第6条第1項、第8条第2項及び第11条本文の規定</p> <p>(5) } 5 } (18) }</p> <p>(19) 古江台3丁目第1地区整備計画 第4条、第5条、第9条及び第11条本文の規定</p> <p>2 } 5 }</p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域において、法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物（以下この条において「1又は2以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものに対し、当該各号に掲げる規定を適用する場合には、当該1又は2以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。</p> <p>(1) } (2) }</p> <p>(3) 津雲台5丁目第2地区整備計画、藤白台5丁目地区整備計画、高野台4丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画 第5条、第6条第1項及び第8条第2項の規定</p> <p>(4) } 5 } (10) }</p>

位置図



(1)

計 画 図



(2)

吹田市水道事業の設置等に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現	行	案
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 } 3 } 4 給水人口は、<u>365,300人</u>とする。 5 1日最大給水量は、<u>141,000立方メートル</u>とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 } 3 } 4 給水人口は、<u>390,000人</u>とする。 5 1日最大給水量は、<u>130,000立方メートル</u>とする。</p>	<p>-----略-----</p>

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

泉浄水所の取水地点を淀川取水場から一津屋取水場に変更するための水道事業認可の変更申請を行うに当たり、令和14年度を計画年次として水需要予測を実施したところ、給水人口及び1日最大給水量を変更する必要性が生じたため、本条例を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 給水人口（第2条第4項）

（現行） 給水人口は、365,300人とする。

（改正案） 給水人口は、390,000人とする。

(2) 1日最大給水量（第2条第5項）

（現行） 1日最大給水量は、141,000立方メートルとする。

（改正案） 1日最大給水量は、130,000立方メートルとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

水道事業認可の経緯

名称	項目	認可 (届出) 年月日	計 画	
			給水人口 (人)	一日 最大給水量 (m ³ /日)
創 設		昭2.3	30,000	3,300
第1次拡張事業		昭23.3	70,600	12,700
第2次拡張事業		昭24.4	70,600	17,520
第3次拡張事業		昭32.2	128,000	42,240
第4次拡張事業		昭36.2	160,000	62,300
第5次拡張事業		昭40.3.31	211,000	99,170
第6次拡張事業		昭44.2.20	308,000	169,000
第6次拡張事業(変更)		昭46.3.31	411,000	199,900
第6次拡張事業(2回変更)		昭47.3.31	411,000	199,900
第6次拡張事業(3回変更)		平5.3.10	379,200	208,000
第6次拡張事業(4回変更)		平22.3.29	368,900	155,100
再構築		平28.3.31	365,300	141,000
再構築(変更)		令5.12.26	390,000	130,000

第1条関係

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例現行・改正案対照表

現	行	改正案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第2条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第2条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>は改正箇所</p>

第2条関係

吹田市監査委員に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改 正 案
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第34条において準用する場合を含む。)又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第34条において準用する場合を含む。)又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第8条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第34条において準用する場合を含む。)又は地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 -----略-----</p>

吹田市公民館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { 略-----</p> <p>(17)</p> <p>(18) 吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台3丁目8番</p> <p>(19) } { 略-----</p> <p>(23)</p> <p>2</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } { -----略-----</p> <p>(17)</p> <p>(18) 吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台3丁目8番1号</p> <p>(19) } { -----略-----</p> <p>(23)</p> <p>2</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 使用の許可に関する業務</p> <p>(3) 使用料の徴収に関する業務</p> <p>(4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に<u>関し</u>教育委員会が必要と認める業務</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>社会教育法</u>第22条に規定する事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業の実施に関する業務</p> <p>(3) 使用の許可に関する業務</p> <p>(4) 使用料の徴収に関する業務</p> <p>(5) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に<u>関し</u>教育委員会が必要</p>

現	行	案
<p>2 } 3 } 5 }</p>	<p>-----略-----</p>	<p>と認める業務 2 } 3 } 5 }</p> <p>-----略-----</p>

吹田市公民館条例の一部改正について

1 改正の理由

令和4年(2022年)11月に児童センター、地区公民館、図書館の3施設からなる複合施設「まちなかりビング北千里」をオープンしました。多世代交流事業、施設の使用許可、施設の維持管理等の業務については、民間のノウハウを活用することで効率的かつ効果的に管理運営ができるよう指定管理者制度を導入しています。

一方、北千里地区公民館の多世代交流事業以外の主催講座、研修会等の企画及び運営等業務については、市直営で実施していますが、今後はこれまで以上に複合施設の利点を最大限に生かし、民間のノウハウを活用した講座や事業等を実施し、利用者にとってより良い施設とするため、当該業務についても指定管理者に実施させることとします。

これらに必要な事項を定めるため、条例を一部改正するものです。

2 条例の一部改正の主な内容

(1) 北千里地区公民館の住居表示が確定したため、吹田市古江台3丁目8番から吹田市古江台3丁目8番1号に変更します。

(2) 公民館の業務の企画及び運営に関する事項の全部を北千里地区公民館の指定管理者の業務とします。

3 施行年月日

令和6年(2024年)4月1日から施行します。

吹田市消防団条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠格事由) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) -----略----- (2) 第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) -----略-----</p> <p>(失職) 第6条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。 (1) -----略----- (2) 前条第1号又は第3号に該当することとなつたとき。 (退職) 第7条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出なければならぬ。</p>	<p>(欠格事由) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) -----略----- (2) 第10条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) -----略----- (<u>休団</u>) 第6条 団員は、その身分を保有したまま職務への従事を長期間にわたり休止することができぬ。 2 団員は、前項の規定による職務への従事の休止（以下「<u>休団</u>」という。）をしようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出て、その承認を受けなければならぬ。<u>休団から職務に復帰しようとするときも同様とする。</u> 3 <u>休団の期間は、3年を超えない。</u> 4 <u>前項の規定にかかわらず、任命権者は、休団をしている団員から書面により休団の期間の延長を希望する旨の申出があつた場合において、当該申出に理由があると認めるときは、必要と認める期間の範囲内でこれを延長することができる。</u> (失職) 第7条 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。 (1) -----略----- (2) 第5条第1号又は第3号に該当することとなつたとき。 (退職) 第8条 団員は、退職しようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出て、<u>その承認を受けなければならぬ。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(分限) 第8条 任命権者は、団員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときは、これを免職することができる。</p> <p>(懲戒) 第9条 -----略----- (出動) 第10条 -----略----- (災害現場活動) 第11条 -----略----- (出動の支障となる行為の制限) 第12条 -----略----- (禁止行為) 第13条 -----略----- (報酬) 第14条 -----略----- (委任) 第15条 -----略-----</p>	<p>(分限) 第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。 (1) 勤務成績が良くないとき。 (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠くとき。 (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。 2 任命権者は、前項に定めるもののほか、休団をしている団員が、休団の期間が満了してもなお職務に復帰しないときは、これを免職することができる。</p> <p>(懲戒) 第10条 -----略----- (出動) 第11条 -----略----- (災害現場活動) 第12条 -----略----- (出動の支障となる行為の制限) 第13条 -----略----- (禁止行為) 第14条 -----略----- (報酬) 第15条 -----略----- (委任) 第16条 -----略-----</p>

吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

(1) 休団制度について

近年、全国的に問題視されている消防団員数の減少についての対応策として令和元年12月13日付け消防地第228号消防庁長官通知「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について」が発出されています。

本市消防団も消防団員数の減少が続いていますが、その理由としては、本業多忙や家族の介護等により、退団に至ることが多くなっており、その状況を改善するため、上記通知に沿って、休団について制度化し、消防団員の確保等に繋げるものです。

ア 吹田市消防団の団員数について

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
団員数(人)	174	171	171	169	166

※4月1日現在

イ 吹田市消防団入団者数及び退団者数について

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
入団者数(人)	8	7	6	11	6
退団者数(人)	9	8	11	12	3

※令和5年度は1月1日時点

(2) 分限処分の内容整理について

現行の吹田市消防団条例第8条に分限処分について定められていますが、降任について記載がなく、免職についてのみの定めとなっているため、分限処分に降任について明記するとともに内容を整理するものです。

2 改正の内容

(1) 休団制度

休団制度は近親者や家族の介護、育児等を行いやすい環境づくりを進める観点から、団員の身分を保有したまま消防団

(1)

員の職務への従事を一定期間休止することができる制度です。

なお、休団期間中は当該消防団員に対して年額報酬等を不支給とし、退職報償金については在職年数不算入とします。

(2) 分限処分

分限処分について、降任又は免職の事由を次のとおり規定します。

ア 勤務実績が良くないとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

ウ 消防団員に必要な適格性を欠くとき。

エ 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

3 施行期日

令和6年4月1日

吹田市消防団員等公務災害補償条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改	正	案																												
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 消防作業従事者、水防作業従事者又は応急措置従事者が、消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 } 4</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 消防作業従事者、水防作業従事者又は応急措置従事者が、消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 } 4</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 消防作業従事者、水防作業従事者又は応急措置従事者が、消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 } 4</p>	<p>-----略-----</p>	<p>-----略-----</p>																												
別表	別表	別表																														
<p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,440</u>円</td> <td><u>13,320</u>円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,670</u></td> <td><u>11,550</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>8,900</u></td> <td><u>9,790</u></td> </tr> </tbody> </table>		階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	団長及び副団長	<u>12,440</u> 円	<u>13,320</u> 円	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,500</u>円</td> <td><u>13,350</u>円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>10,800</u></td> <td><u>11,650</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>9,100</u></td> <td><u>9,950</u></td> </tr> </tbody> </table>		階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	団長及び副団長	<u>12,500</u> 円	<u>13,350</u> 円	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<p>備考</p> <p>-----略-----</p>
階級	勤務年数																															
	10年未満	10年以上 20年未満																														
団長及び副団長	<u>12,440</u> 円	<u>13,320</u> 円																														
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>																														
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>																														
階級	勤務年数																															
	10年未満	10年以上 20年未満																														
団長及び副団長	<u>12,500</u> 円	<u>13,350</u> 円																														
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>																														
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>																														

吹田市消防保安事務手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表第2		別表第2	
1 高圧ガス保安法（昭和26年）第204号。以下この表において「法」という。）第5条第1項の許可の申請に対する審査	次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 略 (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができ、ように設計したものをいう。次項及び第7項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア } イ } コ } (3)	1 高圧ガス保安法（昭和26年）第204号。以下この表において「法」という。）第5条第1項の許可の申請に対する審査	次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 略 (2) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができ、ように設計したものをいう。以下この項、次項及び第7項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者にあつては、6,000円） ア } イ } コ } (3)
2 法第14条第1項の許可の申請に対する審査	略	2 法第14条第1項の許可の申請に対する審査	略
4 法第19条第1項の許可の申請に対する審査	略	4 法第19条第1項の許可の申請に対する審査	略
5 法第20条第1項の完成検査	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 高圧ガスの製造のための施設 第1項右欄各号に掲げる申請者及び設備の区分に応じて当該各号に定める額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可に係る液化石油		

現 行		改 正 案	
<p>ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものにあつては、6,100円）</p> <p>(2) -----略-----</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 高圧ガスの製造のための施設 第1項右欄各号に掲げる申請者及び設備の区分に応じて当該各号に定める額の4分の3に相当する額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものにあつては、6,100円）</p> <p>(2) -----略-----</p>	<p>5 法第20条第1項の完成検査</p>	<p>5 法第20条第1項の完成検査</p>
<p>6 法第20条第3項の完成検査</p> <p>）</p>	<p>6 法第20条第3項の完成検査</p> <p>）</p>	<p>6 法第20条第3項の完成検査</p>	<p>6 法第20条第3項の完成検査</p>
<p>9 法第54条第2項の刻印等</p>	<p>9 法第54条第2項の刻印等</p>	<p>9 法第54条第2項の刻印等</p>	<p>9 法第54条第2項の刻印等</p>

(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更の概要

1 変更理由

千里ニュータウンプラザは20年間のPFI契約で、設計、建設、維持管理などを実施していますが、事業契約において、物価の変動に伴う「サービス購入料3(維持管理・運営に係る対価)」の改定を定めています。

事業契約において、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められているところ、建物維持管理関連業務、警備業務、コンシェルジュ等運営業務、修繕業務及びその他業務のうち、建物維持管理関連業務、コンシェルジュ等運営業務及び修繕業務の指数について本条件を満たしたため、「サービス購入料3(維持管理・運営に係る対価)」について、物価変動に伴う増額改定を実施するものです。

2 変更内容

_____は変更箇所

項目		変更前	変更後	差額
契約金額		8,401,532,387円	8,457,392,677円	55,860,290円
内 訳	サービス購入料2 (設計・建設に係る対価)	5,248,517,066円	5,248,517,066円	—
	サービス購入料3 (維持管理・運営に係る対価)	3,153,015,321円	3,208,875,611円	55,860,290円

3 適用時期

令和6年度(2024年度)分から適用します。

旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

1 工 事 名 旧市営岸部中（北）住宅解体撤去工事

2 工事場所 吹田市岸部中2丁目8番ほか

3 工 期 令和5年6月12日から令和7年3月14日まで

4 請 負 者 アオバ建設工業株式会社

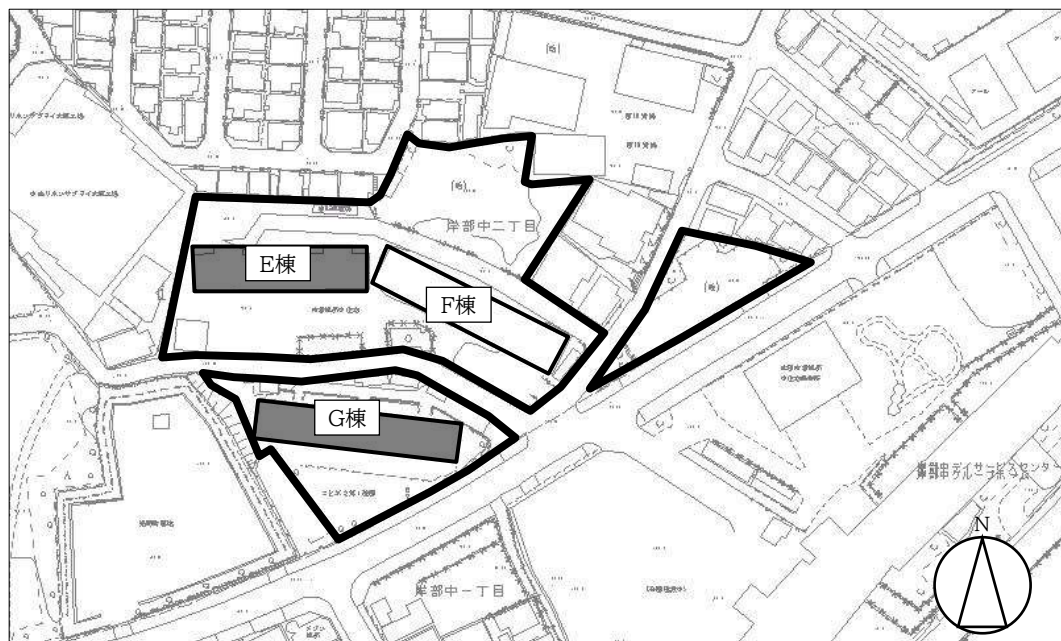
5 変更内容

請負金額	変 更 前	金 376,184,600 円	（うち消費税等額	金 34,198,600 円）
	変 更 後	金 452,453,100 円	（うち消費税等額	金 41,132,100 円）
	増額金額	金 76,268,500 円	（うち消費税等額	金 6,933,500 円）

6 変更理由

アスベストの除去に必要な工事費を次のとおり増額するものです。

- (1) 請負者が実施したアスベストの事前調査によりE棟において当初想定していた場所以外からアスベストの含有が確認されたため。
- (2) G棟の外壁下地調整塗材に含まれるアスベストが当初想定していたより強固に付着しており、設計図書で指定していた工法では除去できないことが判明し、より除去性能の高い工法に変更するため。



配置図

円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 円山町 1 号橋拡幅改良工事
- 2 工事場所 吹田市円山町地内
- 3 工 期 令和 4 年 10 月 3 日から令和 6 年 7 月 31 日まで
- 4 受 注 者 株式会社紙谷工務店

5 変更内容

請負代金額

変 更 前	金 307,740,400 円	(うち消費税等額	金 27,976,400 円)
変 更 後	金 333,095,400 円	(うち消費税等額	金 30,281,400 円)
増額金額	金 25,355,000 円	(うち消費税等額	金 2,305,000 円)

6 変更理由

本工事は河川区域内での施工となるため、河川管理者である大阪府から河川が増水しやすい出水期間中の工事の中止及び維持管理について指示を受けたものです。今般、出水期間が終わり中止期間及び維持管理の内容が確定したため、追加計上するものです。

既設橋台撤去時において、地中からコンクリート障害物が発見され撤去が必要となったことや、近隣住民から夜間工事に際する騒音対策についての強い要望を受けたため、防音マットの設置が必要となったものです。また、施工中の歩行者や自転車の安全性向上を目的とした仮歩道橋の設置及び、規制状況など工事に関する情報を分かりやすく道路通行者へ周知するデジタル看板についても地元要望により設置が必要となったものです。

その他、現場条件により差異が生じた函渠設置工などの設計数量についても併せて変更をするものです。

重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について

- 1 工事名 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）
- 2 工事場所 大阪府吹田市内本町2丁目15番11号
- 3 工期 令和4年（2022年）7月1日から令和9年（2027年）3月15日まで
- 4 変更部分 請負金額

変更前	836,638千円（うち消費税等額 76,058千円）
変更後	906,114千円（うち消費税等額 82,374千円）
増額金額	69,476千円（うち消費税等額 6,316千円）
- 5 変更理由 国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）※の適用により請負金額が変更になるため。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不相当となった場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更を請求できる規定

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

令和5年7月26日午前9時2分頃、環境部環境保全指導課職員運転の普通乗用車が、吹田市役所本庁舎の車庫に駐車するため後進したところ、後方を走行していた相手方個人運転の自転車と接触し、同人が負傷されたものです。

2 当事者

(相手方) 上記自転車の運転者

(損害賠償義務者) 吹田市

代表者 吹田市長 後藤圭二

3 相手方損害額

治療費	390,080円
休業損害	250,100円
慰謝料(通院分)	352,600円
その他	300円
合計	993,080円

4 損害賠償額

993,080円

5 保険による給付

本件事故に係る損害賠償額は、保険により全額給付されるものです。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約現行・変更案対照表

現 行	変 更 案
<p>豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約 第1条～第4条 略 (協議会の事務所) 第5条 協議会の事務所は、吹田市江坂町1丁目2番6号吹田市消防本部内とする。</p>	<p>豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約 第1条～第4条 略 (協議会の事務所) 第5条 協議会の事務所は、吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内とする。</p>

は変更箇所

履 歴 書

氏 名 くぼい としあき
久保井 聡明

最終学歴

保有資格 弁護士

<経歴>

平成6年(1994年)4月 ~ 平成9年(1997年)3月
三宅合同法律事務所勤務

平成9年(1997年)4月 ~ 現在に至る
久保井総合法律事務所勤務

平成27年(2015年)6月 ~ 現在に至る
田村駒株式会社社外監査役

平成29年(2017年)6月 ~ 現在に至る
中央自動車工業株式会社社外取締役

令和3年(2021年)6月 ~ 現在に至る
株式会社但馬銀行社外取締役

令和5年(2023年)4月 ~ 現在に至る
吹田市包括外部監査人

<過去10年間における包括外部監査業務に係る実績>

尼崎市包括外部監査人 補助者(平成24年度(2012年度)~平成25年度(2013年度))

大阪府包括外部監査人 補助者(平成26年度(2014年度)~平成28年度(2016年度))

堺市包括外部監査人 補助者(令和元年度(2019年度)~令和2年度(2020年度))

(個人情報保護のため一部をマスキングしています。)

令和6年度吹田市包括外部監査人候補者選定の概要

1 契約の名称

包括外部監査契約

2 委託候補者

久保井 聡明（弁護士）

3 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 契約金額

12,100,000円を上限とする額

5 吹田市外部監査人選定委員会における選定経過

（1）第1回選定委員会 令和5年11月20日（月）

選定基準等を決定

（2）第2回選定委員会 令和5年12月1日（金）～12月15日（金）

選定審査を実施（※書面開催）

6 選定委員会の構成員

	氏名	役職等
委員長	今峰 みちの	行政経営部長
委員	小西 義人	総務部長
委員	杉 公子	会計管理者
委員	山下 栄治	教育委員会事務局 学校教育部長
委員	稲田 勲	監査委員事務局長

7 選定基準及び審査結果

（1）考え方

ア 令和5年度の監査業務の履行状況の適正性が確認できた場合、令和5年度の監査人を候補者として選定する。

イ 令和4年度に実施したプロポーザル実施要領の審査基準を基本に、令和5年度の監査結果（案）、監査の実施状況等を踏まえ、適否を決定する。

（2）

(2) 審査の手順

監査の履行状況やテーマの選定理由及び令和5年度監査結果(案)に対して、《審査基準》に示す審査項目についての審査の視点を踏まえ、同一人(久保井聡明氏)を令和6年度の包括外部監査人候補者とする事について、「適切である」又は「適切でない」の評価を行う。

(3) 選定基準

過半数の委員が「適切である」とした場合、令和6年度の包括外部監査人候補者とする。

《審査基準》

審査区分	審査項目	審査の視点	【参考】 選定審査時に選定委員へ提示した情報
1 監査の履行状況	(1)実施体制及び運営	ア 監査テーマに即した実施体制となっているか。 また、監査の実施体制について、経営性や合規性等、多様な視点から監査を実施するため、監査人と補助者の職種がバランス良く構成されているか。	・ 監査テーマ ・ 補助者の構成 ・ 補助者の構成についての監査人からのコメント
		イ 監査委員との協議、担当課との打ち合わせ等、円滑な業務運営を行っているか。	・ 事務局からの状況報告
	(2)監査の実施状況	監査実施における各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容による監査を実施しているか。	・ 監査の実施スケジュール ・ 事務局からの状況報告 ・ 監査対象契約一覧
	(3)コミュニケーション	監査対象部局等と適切なコミュニケーションがとれているか。	・ 事務局からの状況報告
2 テーマの選定理由及び 監査結果(案)	(1)テーマの選定及び監査結果	ア 監査テーマ及びその選定理由が、現在の吹田市の状況に照らして適切なものか。	・ 「令和5年度包括外部監査テーマに関する監査人の考え」 ・ 「令和5年度包括外部監査契約に基づく監査の実施について(通知)」
		イ 客観的な監査結果となっているか。	・ 令和5年度監査結果(案)について ・ 令和5年包括外部監査報告書【第1稿】
		ウ 監査結果について、改善への取組につながりやすい取りまとめとなっているか。	・ 令和5年度監査結果(案)について ・ 令和5年包括外部監査報告書【第1稿】

(2)知識・見識	財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度監査結果（案）について ・令和5年包括外部監査報告書【第1稿】
----------	--	--

(4) 審査結果

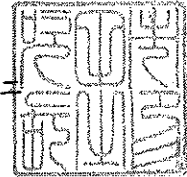
審査の結果、全ての委員が「適切である」としたことから、令和5年度の包括外部監査人である久保井聡明氏を令和6年度の包括外部監査人候補者として選定した。



5 行企第 1341 号
 令和 5 年 12 月 19 日
 (2023 年)

吹田市監査委員 橋 本 敏 子 様
 吹田市監査委員 谷 義 孝 様
 吹田市監査委員 益 田 洋 平 様
 吹田市監査委員 高 村 将 敏 様

吹田市長 後藤 圭



包括外部監査契約に関する意見について（照会）

令和 6 年度の包括外部監査契約の締結に当たり、下記のとおり、令和 6 年 2 月定例会に提案したいので、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を求めます。

記

1 契約の目的

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告を受けること

2 契約の始期

令和 6 年 4 月 1 日

3 予算額

12,100,000 円

4 費用の支払方法

監査に関する報告書の受領後に一括で支払い

5 契約の相手方

氏名 久保井 聡明

住所

資格 弁護士

経歴 別添 履歴書のとおり

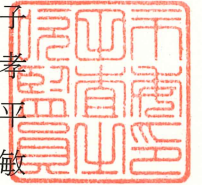
（個人情報保護のため一部をマスキングしています。）

(5)

5 監 第 3 4 0 号
令和 5 年 12 月 27 日
(2023 年)

吹田市長 後 藤 圭 二 様

吹田市監査委員 橋 本 敏 子
吹田市監査委員 谷 義 孝
吹田市監査委員 益 田 洋 平
吹田市監査委員 高 村 将 敏



包括外部監査契約に関する意見について (回答)

令和 5 年 12 月 19 日 付け 5 行 企 第 1341 号 で 照 会 の あ り ま し た 令 和 6 年 度 の 包 括 外 部 監 査 契 約 に 関 す る 監 査 委 員 の 意 見 に つ い て 、 下 記 の と お り 回 答 い た し ま す 。

記

本件契約を締結することに異議はありません。

道 路 法 抜 粹

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合には、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	ページ 番号
1	藤白台58号線	藤白台5丁目125番23地先から	9.0	290.3	13
		藤白台5丁目125番15地先まで	12.0		
2	藤白台59号線	藤白台5丁目125番96地先から	6.7	150.9	13
		藤白台5丁目125番107地先まで			
3	藤白台60号線	藤白台5丁目125番86地先から	9.0	57.5	13
		藤白台5丁目125番15地先まで			
4	藤白台61号線	藤白台5丁目125番152地先から	5.7	69.6	13
		藤白台5丁目125番152地先まで			
5	藤白台62号線	藤白台5丁目125番125地先から	5.7	71.7	13
		藤白台5丁目125番129地先まで			
6	藤白台63号線	藤白台5丁目125番138地先から	5.7	64.2	13
		藤白台5丁目125番142地先まで			
7	青葉丘南19号線	青葉丘南3467番25地先から	4.7	84.1	14
		青葉丘南3467番10地先まで			
8	春日30号線	春日3丁目93番132地先から	5.7	124.9	15
		春日3丁目34番10地先まで			
9	岸部北130号線	岸部北3丁目128番1地先から	4.7	17.0	16
		岸部北3丁目128番4地先まで			
10	泉町31号線	泉町2丁目3071番1地先から	4.7	33.6	17
		泉町2丁目3071番3地先まで			
11	青葉丘南20号線	青葉丘南252番11地先から	4.7	22.7	14
		青葉丘南3467番4地先まで	5.1		
12	穂波町25号線	穂波町23番31地先から	4.7	27.9	18
		穂波町23番64地先まで			
13	末広町18号線	末広町1601番11地先から	4.0	85.2	19
		末広町1432番4地先まで	4.8		
14	津雲台歩行者専用33号線	津雲台7丁目20番45地先から	3.2	14.3	20
		津雲台7丁目20番45地先まで			
15	高浜南高浜線	高浜町707番1地先から	10.7	617.1	21
		南高浜町大阪市域界まで	36.3		

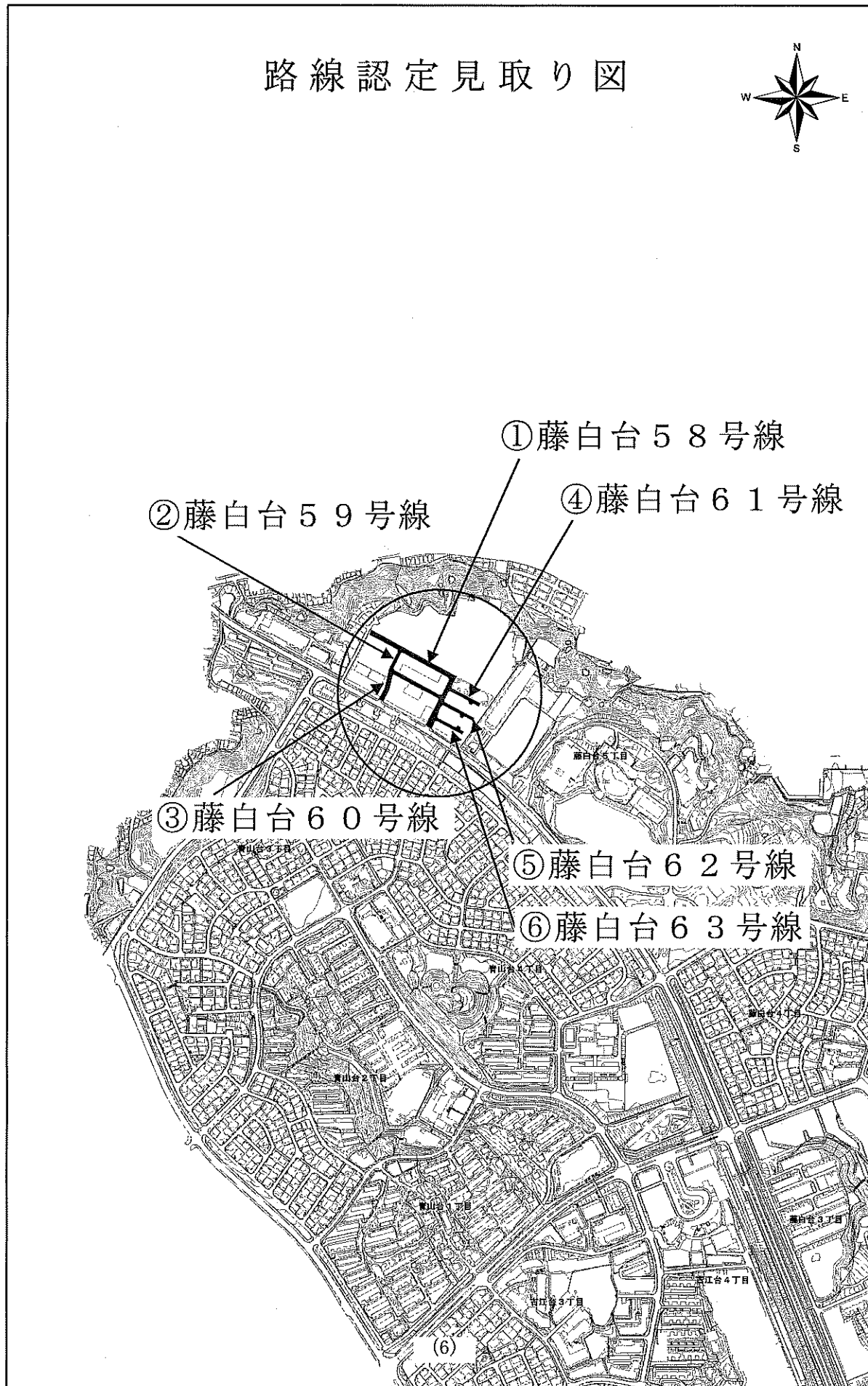
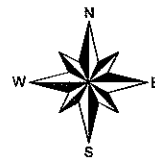
路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	ページ 番号
16	内本町44号線	内本町2丁目685番2地先から	3.9	143.3	21
		内本町2丁目700番3地先まで	5.1		

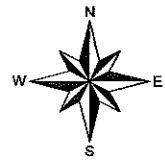
路線廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	ページ 番号
1	川岸南吹田線	川岸町1番1地先から	22.0	878.1	24
		南吹田2丁目2番3地先まで	24.0		
2	青葉丘南新芦屋上1号線	新芦屋下217番1地先から	1.2	317.2	25
		新芦屋上3231番地先まで			

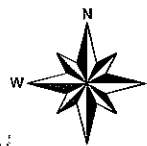
路線認定見取り図



路線認定見取り図



路線認定見取り図



⑧春日30号線

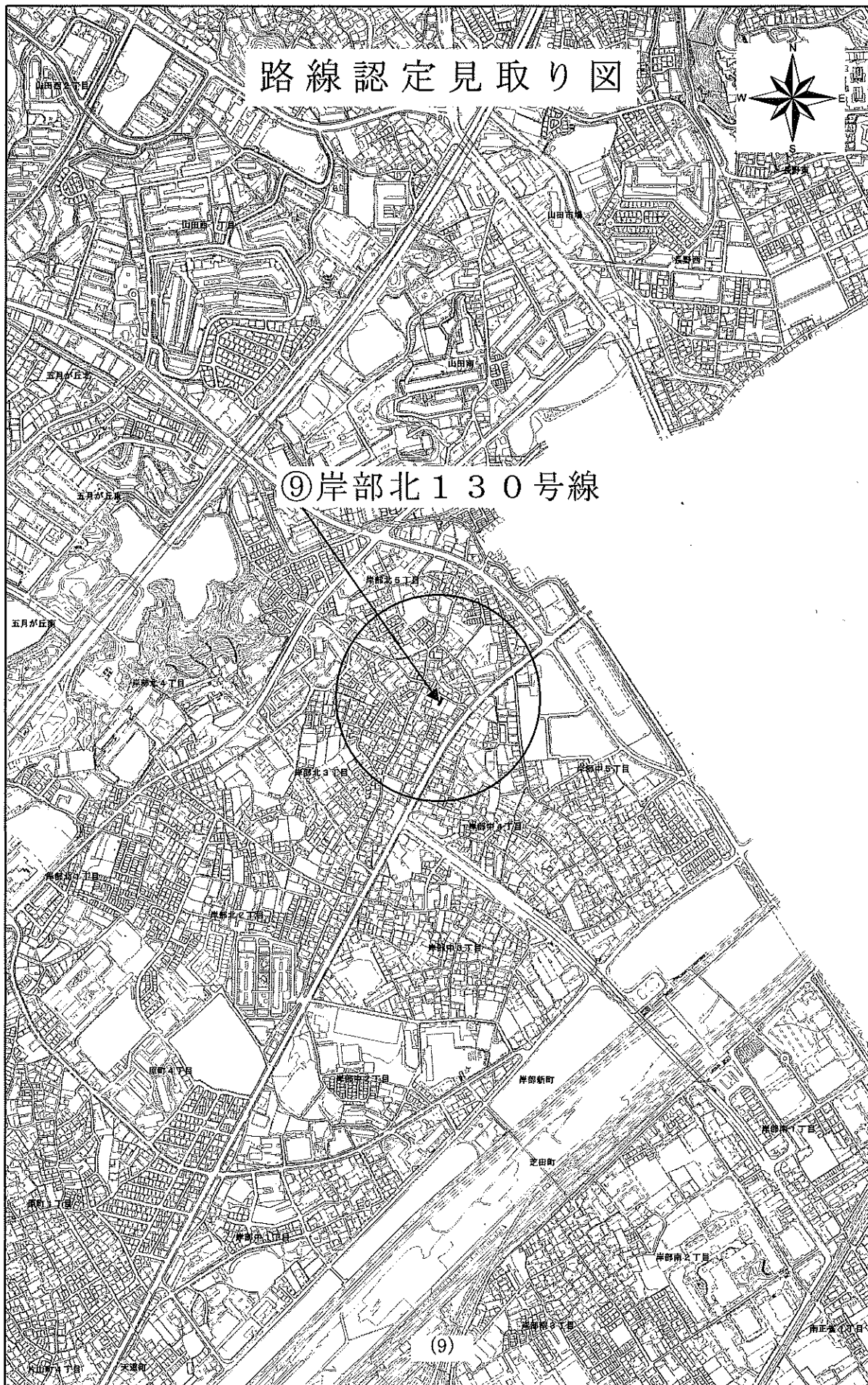


(8)

路線認定見取り図



⑨岸部北130号線



(9)

路線認定見取り図



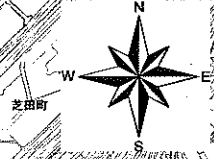
⑩ 泉町 3 1 号線

⑫ 穂波町 2 5 号線

(10)

251 号

路線認定見取り図



⑬末広町18号線

⑯内本町44号線

⑮高浜南高浜線

(11)

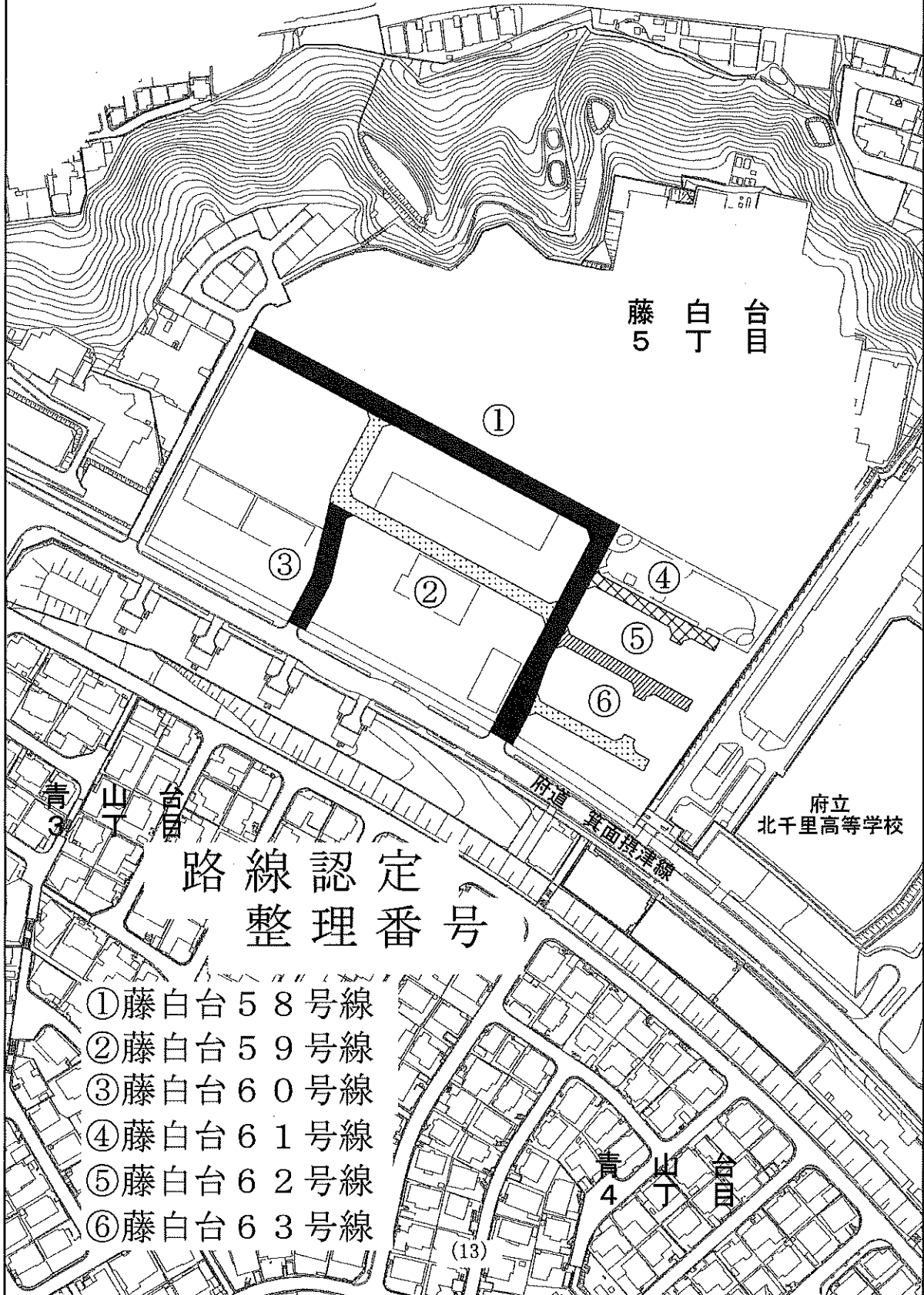
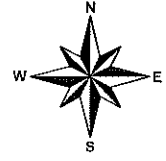
路線認定見取り図



⑭津雲台歩行者専用33号線

(12)

位置図





位置図



路線認定
整理番号

⑧春日30号線





位置図



路線認定
整理番号

⑩泉町31号線

大阪内環状線

穂波町

(17)



位置図

市立
第六中学校

穂波町

南
金丁
田目

南吹田公園

⑫

路線認定
整理番号

⑫穂波町25号線

南
吹丁
田目

(18)

東海道本線
JR京都線



位置図

路線認定 整理番号

⑬末広町18号線



位置図

古江台中学校

古江台
1

古江台
8

中国自動車道

主要地方道 大阪中央環状線

大阪モノレール

津雲台
7

⑭

津雲台
6

路線認定
整理番号

⑭津雲台歩行者専用33号線

(20)

津雲台
4

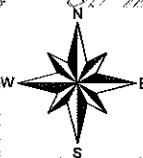
位置図



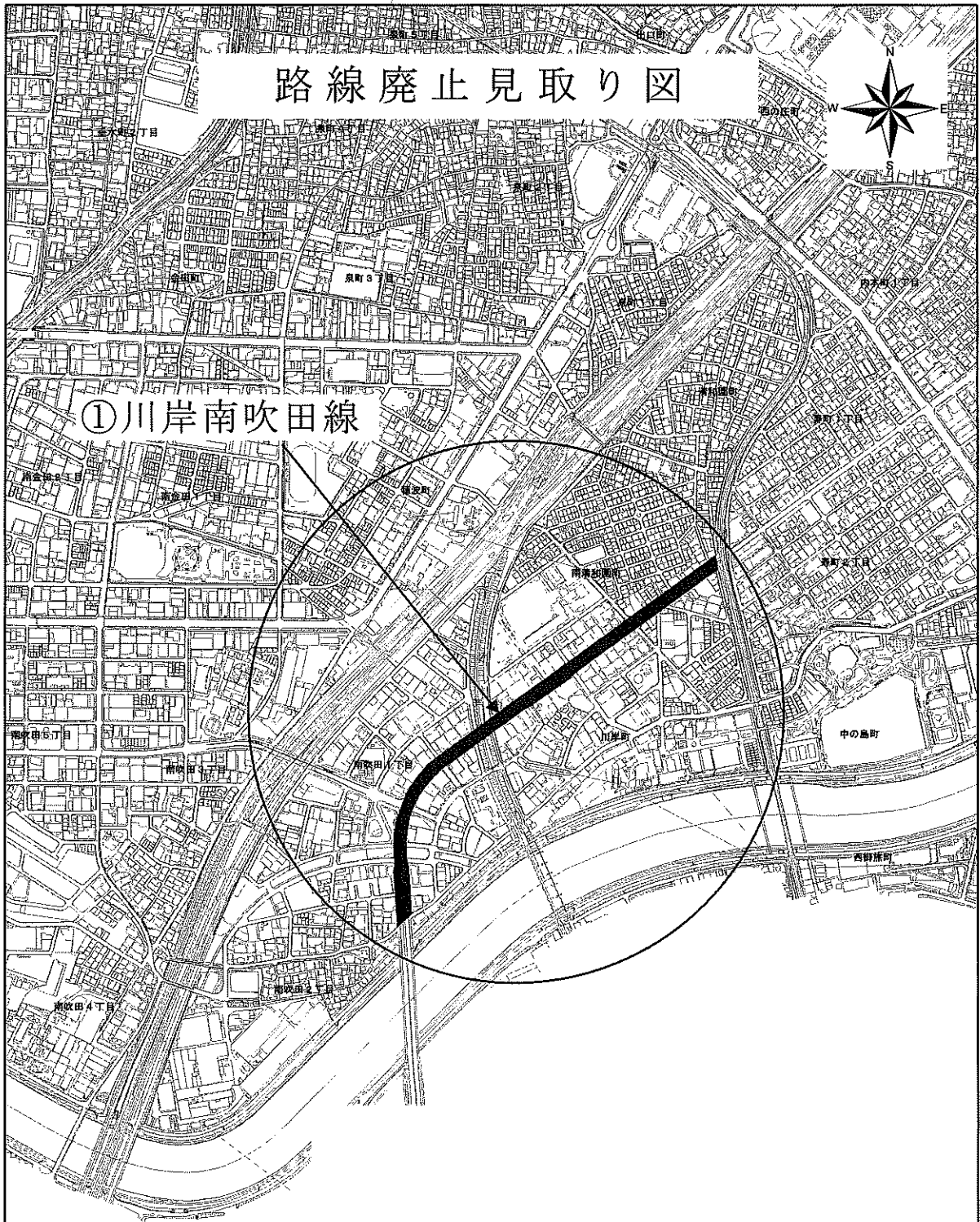
路線認定 整理番号

- ⑮ 高浜南高浜線
- ⑯ 内本町44号線

路線廃止見取り図

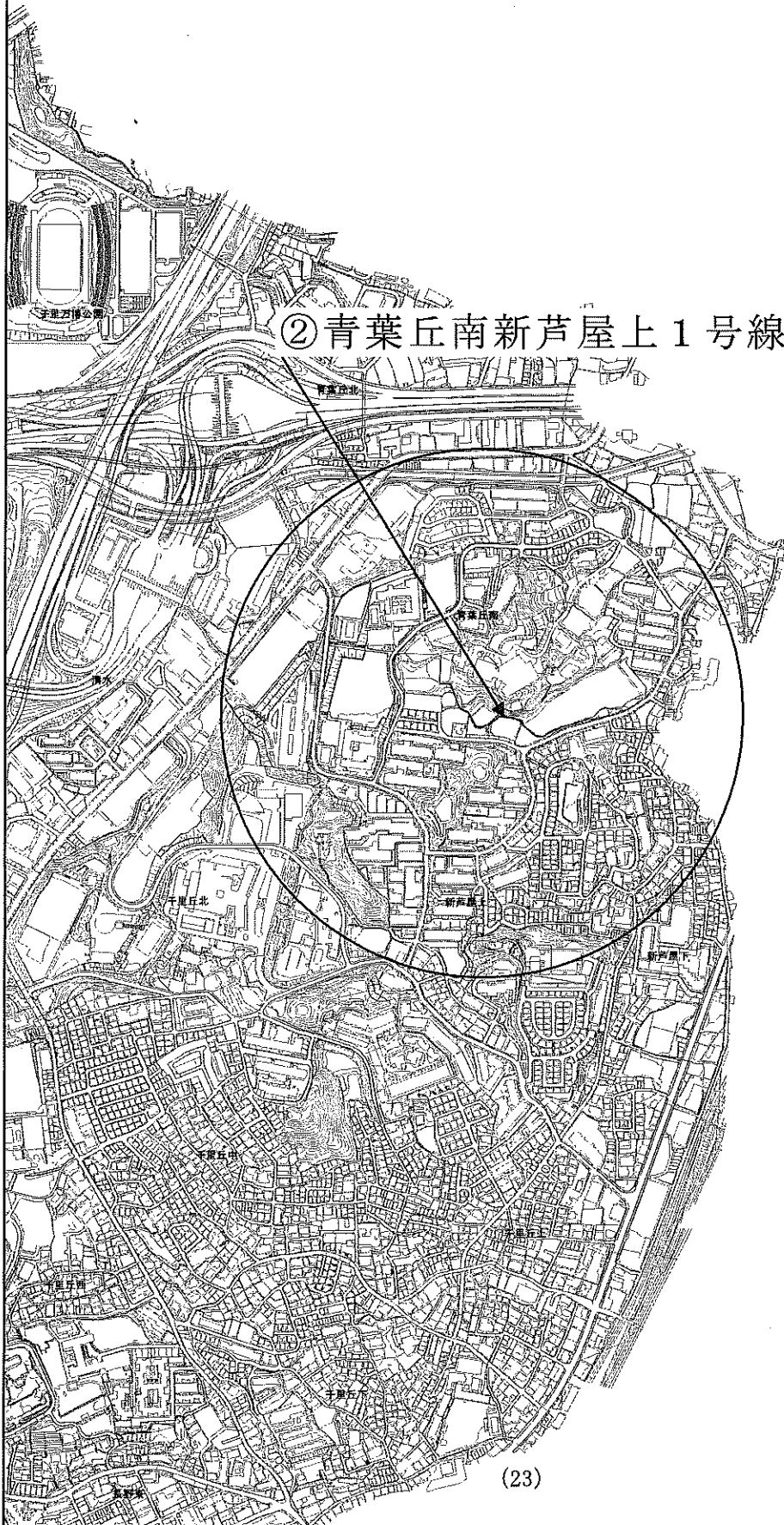
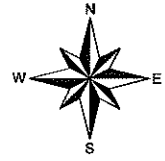


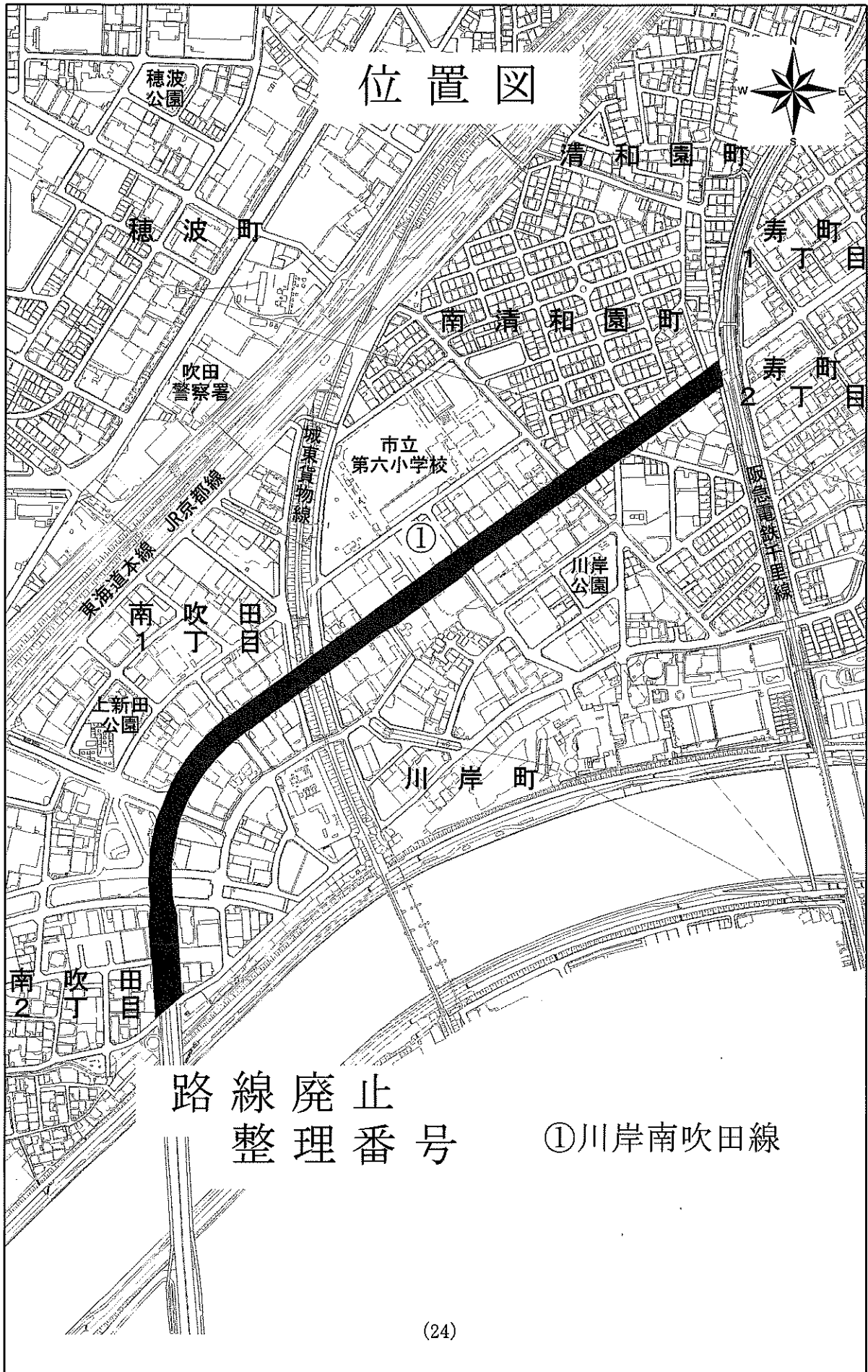
①川岸南吹田線



(22)

路線廃止見取り図





位置図

路線廃止
整理番号

①川岸南吹田線



令和6年度（2024年度）予算編成について

第1 編成にあたっての背景

1 我が国の経済及び財政の動向

- (1) 昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においては、「マクロ経済運営の基本的考え方」として、国際秩序の維持・強化、世界経済の下振れリスクへの対応、世界規模での気候変動や災害問題の克服、経済安全保障に対応したサプライチェーンの再構築など、「世界的な課題に対する果敢な対応を国際協調が一層求められている」中で、国内においては、デフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、誰もが暮らしやすい包摂社会の実現、持続可能な経済社会の構築など、「我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面している」とした上で、「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならない。」との認識が示されています。
- (2) 昨年12月に閣議決定された「令和6年度予算編成の基本方針」では、「人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速」「防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保」「防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応」を始めとする重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるとされています。
- (3) 本年1月の内閣府の「月例経済報告」では、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」との基調判断が示されています。

以上のように、国の公表資料によると、我が国においては、構造的な課題の克服と持続可能な経済社会の構築を同時に実現することが求められています。

本市においては、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増大や公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などの課題への対応とともに、第4次総合計画の実現に向けた取組を推進する必要がある中で、今後も地方財政を巡る国の動向を注視しながら情報収集に努め、適切な対応のもと財政運営を図らなければなりません。

2 本市の財政状況

- (1) 令和4年度(2022年度)一般会計決算からみた本市の財政状況は、歳入面では、前年度と比べ国庫支出金で約23.9億円の減、繰入金で23.3億円の増、臨時財政対策債を含む市債で約17.4億円の増、合計で約55.6億円の増となり、歳出面では、前年度と比べ物件費で約30.2億円の増、繰出金で19.9億円の増、合計で約54.6億円の増となり、形式収支は約30.6億円の収入超過、実質収支は約13.2億円の黒字となりました。
- (2) 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和3年度(2021年度)は93.9%となりましたが、令和4年度(2022年度)は分母となる経常一般財源等が前年度と比べ約14.3億円の増、分子となる経常経費充当一般財源等が約26.6億円の増となり、分子の増が分母の増を上回ったことから、前年度と比べ1.7ポイントの増となる95.6%となりました。

第2 令和6年度当初予算の概要

1 歳入

- (1) 個人市民税については、定額減税の影響などを踏まえ約292.6億円、法人市民税については、企業収益の増加により約48.9億円、市民税合計では約341.5億円を見込んでおり、前年度と比べ約4.2億円の減を見込んでいます。
また、固定資産税及び都市計画税については、新增築家屋の増などを踏まえ、それぞれ約273.7億円、約61.3億円を見込んでおり、前年度と比べ併せて約5.4億円の増を見込んでいます。
上記の基幹税目の状況から、歳入の根幹である市税の全体では約709.3億円、前年度と比べ約2.6億円の増を見込んでいます。
- (2) 地方特例交付金については、個人住民税の定額減税により生じた減収額を補う新たな交付金の創設等により、約18.5億円を見込んでいます。
- (3) 地方交付税については、普通交付税約29.8億円、特別交付税2.4億円を見込んでいます。
- (4) 臨時財政対策債については、物価高騰対策経費等に係る財源確保のため、4.0億円の発行を見込んでいます。

2 歳出

- (1) 補助費等については、約286.3億円を見込んでおり、前年度と比べ約34.8億円の増となっています。
これは、低所得者支援給付金給付事業などが主な要因です。
- (2) 普通建設事業費については、約207.0億円を見込んでおり、前年度と比べ約35.4億円の増となっています。
これは、指令事業、小学校改修事業及び庁舎管理事業の増などが主な要因です。

水道事業会計

(概況)

水道事業は、ライフラインを支える重要な社会インフラ事業であり、平常時はもとより、非常時においても安定した水道水供給が求められます。本市では、上町断層帯地震を想定した計画の下、浄配水施設・水道管の耐震化や応急給水所の装備の充実、給水訓練の実施など、ハード・ソフト両面から災害への対応に取り組んでいます。

本年度は、拠点施設と位置付ける片山浄水所の再構築や淀川表流水の安定的確保のための導・送水管布設工事を始めとした重要管路の耐震化や経年化した配水管の取替えなどを予定しています。

一方で、これら施設整備には多額の費用が必要となりますが、その財源となる収益的収支の利益は、昨今の物価高騰の影響などにより、必要額の確保が困難な状況になっています。

このような中において、現行料金算定期間の最終年度となる本年度は、経営戦略の見直しに向けた料金水準及び財政状況の検証を行うとともに、厳しい経営環境下においても、健全な水道施設を将来世代に引き継いでいくため、引き続き「強靱化」の取組を推進するための予算編成を行いました。

(収益的収支)

収益面では、事業収益の根幹となる給水収益が、前年度比 1,785 万 4 千円 (0.2%) 減の 74 億 3,504 万 4 千円になる見込みです。加入金については同 1,100 万円 (2.9%) 減の 3 億 7,400 万円を予定し、長期前受金戻入 1 億 6,396 万 1 千円などを加えた収入総額として、同 7,641 万 7 千円 (0.9%) 減の 85 億 1,618 万 4 千円を計上しました。

一方、費用面では、修繕費を前年度比 6,092 万 8 千円 (29.7%) 増の 2 億 6,591 万 1 千円、委託料を同 8,862 万 9 千円 (13.0%) 増の 7 億 6,991 万 9 千円と見込むほか、施設の撤去工事費を同 6,853 万 6 千円 (71.7%) 増の 1 億 6,413 万 1 千円と見込んでいます。そのほか職員給与費 11 億 6,291 万 6 千円、受水費 22 億 4,549 万 9 千円、減価償却費 15 億 8,021 万 4 千円や動力費 2 億 7,777 万 9 千円、支払利息 2 億 1,648 万 1 千円などを加えた支出総額は同 2 億 778 万 6 千円 (2.8%) 増の 76 億 266 万 6 千円を予定しています。

この結果、収益的収支においては 9 億 1,351 万 8 千円の収支差額を見込むものです。

(資本的収支)

建設改良事業については、水道施設の再構築・強靱化の取組として、導送配水管整備事業において、基幹管路と配水支管を併せた約 11k mの整備に 32 億 2,006 万 7 千円を予定しています。浄配水施設整備事業では、片山浄水所の場内整備や各種設備の更新工事等に 12 億 6,289 万 5 千円を予定しています。これに工事監理業務、管路設計業務などの委託料等を加えた工事費総額として、46 億 5,258 万円を計上しました。

また、固定資産取得費においては、量水器の新規取付や水道事業会計システム用パソコン等の購入のほか、水質検査機器の更新などで 2,422 万円を計上し、企業債償還金 6 億 472 万 8 千円などを加えた資本的支出の総額は 54 億 8,635 万 7 千円を予定しています。

これらの財源となる資本的収入については、17 億 7,800 万円の企業債の発行や国庫補助金 4,055 万 7 千円の確保などを予定し、総額で 18 億 6,757 万 7 千円を計上しました。

なお、支出総額に対し不足する額 36 億 1,878 万円については、損益勘定留保資金、建設改良積立金などの自己資金により補填するものです。

下水道事業会計

(概況)

下水道は、市民の安全で快適な暮らしや都市環境を守る重要な社会インフラですが、施設の老朽化対策、地震や浸水等の災害対策、使用料収入の減少、物価高騰などの様々な課題に直面しています。

これらの課題に対し、まず老朽化対策として、ストックマネジメント実施方針による「予防保全型」の維持管理や改築更新を進め、下水道施設の適正な管理に努めます。

災害対策については、安心・安全な暮らしの実現に向け、施設の耐震化や雨水管の整備など、災害リスクを軽減するための施策を着実に推進してまいります。

経営面では、使用料収入の減少や物価高騰などに留意しつつ、下水道サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

以上を踏まえ、国庫補助金等の財源確保や企業債の活用を図りながら、持続可能な事業運営となるよう予算編成を行いました。

(本年度の特徴的な取組)

下水道管路施設については、市民要望への対応、清掃及び点検調査等に係る包括的民間委託の第2期目が始まります。第1期における経験や実績を踏まえ、更なる市民サービスの向上に取り組んでまいります。

また、下水処理施設については、地震対策として耐震診断調査業務を進めます。

下水道施設の建設改良では、浸水対策として、岸部幹線整備工事や千里山雨水幹線整備工事（佐井寺西土地地区画整理事業関連）、地震対策として、八丁排水区、泉町排水区の管路耐震工事を実施します。老朽化対策では、川面排水区や泉町排水区の管路改築工事や南吹田下水処理場汚水沈砂池設備工事を実施します。その他、川面下水処理場と川園ポンプ場を繋ぐ圧送管の二条化に向け、川面汚水圧送管線整備工事に着手します。

また、「見せる化」の取り組みでは、下水道に興味を持ってもらえるよう、下水道の日（9月10日）に合わせた下水道パネルの展示や下水処理場見学会のほか、市の特性をデザインしたマンホール蓋などを設置します。

(収益的収支)

営業収益は「汚水処理は私費負担、雨水処理は公費負担の原則」のもと、下水道使用料 49 億 662 万 7 千円、繰入金（雨水処理負担）30 億 1,773 万 5 千円などで 79 億 3,506 万 6 千円を見込んでいます。営業外収益は長期前受金戻入の 14 億 5,818 万 2 千円などで 16 億 9,889 万円を見込んでいます。営業収益、営業外収益に特別利益の旧正雀下水処理場用地代及び特別損失見合いの一般会計負担金 4 億 1,496 万 7 千円を加えて収入総額として、前年度比 3 億 6,097 万 9 千円（3.7%）増の 100 億 4,892 万 3 千円を計上しています。

営業費用は減価償却費 38 億 3,557 万円と処理場費 20 億 711 万 2 千円、流域下水道管理運営負担金 11 億 9,236 万 8 千円などの維持管理費で 87 億 2,416 万 7 千円を見込んでいます。営業外費用は支払利息 4 億 887 万 7 千円と消費税 6,000 万円などで 4 億 8,471 万 5 千円を見込んでいます。営業費用、営業外費用と特別損失の固定資産の除却費 4 億 2,679 万円を加えて、支出総額として、2 億 6,660 万 6 千円（2.8%）増の 96 億 3,567 万 2 千円を計上しています。

この結果、収益的収支におきまして、税込みで 4 億 1,325 万 1 千円の黒字を見込んでいます。

(資本的収支)

資本的収入は企業債 26 億 2,090 万円、国庫補助金 9 億 343 万 5 千円などで収入総額として、35 億 4,654 万 6 千円を計上しています。

資本的支出は建設改良費で 36 億 4,350 万 1 千円を計上しており、その内、管渠で 29 億 3,890 万 9 千円、処理場で 5 億 8,281 万円を予定しております。これに企業債の元金償還金 27 億 304 万 3 千円などを加えて支出総額として、64 億 1,875 万 7 千円を計上しています。

支出に対して不足する 28 億 7,221 万 1 千円については、損益勘定留保資金などの自己資金で補てんするものです。

令和6年度予算概要 (2024年度)

吹田市

令和6年度当初予算総括表

(単位：千円、%)

会 計	(7) 令和6年度 当初予算額	(4) (5) (6) 令和5年度		(8) (9) (10) 増減額		(11) (12) 増減率	
		(1) 当初予算額	(2) 現計予算額	(7)-(4) 6当初-5当初	(7)-(6) 6当初-5現計	(7/1)×100 6当初÷5当初	(7/9-1)×100 6当初÷5現計
一 般 会 計	170,848,624	156,326,708	166,025,127	14,521,916	4,823,497	9.3	2.9
特 別 会 計	82,404,484	77,148,444	77,204,580	5,256,040	5,199,904	6.8	6.7
国民健康保険特別会計	38,571,918	35,102,167	35,145,456	3,469,751	3,426,462	9.9	9.7
部落有財産特別会計	491,773	510,939	510,939	△ 19,166	△ 19,166	△ 3.8	△ 3.8
勤労者福祉共済特別会計	45,681	37,776	37,910	7,905	7,771	20.9	20.5
介護保険特別会計	33,474,707	32,511,996	32,516,236	962,711	958,471	3.0	2.9
後期高齢者医療特別会計	7,153,072	6,255,290	6,263,763	897,782	889,309	14.4	14.2
公共用地先行取得特別会計	1,772,320	1,446,627	1,446,627	325,693	325,693	22.5	22.5
病院事業債管理特別会計	794,903	1,218,455	1,218,455	△ 423,552	△ 423,552	△ 34.8	△ 34.8
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	100,110	65,194	65,194	34,916	34,916	53.6	53.6
合 計	253,253,108	233,475,152	243,229,707	19,777,956	10,023,401	8.5	4.1

(1)

(単位：千円、%)

(企業会計)		(7)	(1)		(7)	(エ)		(カ)	
			当初予算額	令和5年度 現計予算額		6当初-5当初 (7)-(1)	6当初-5現計 (7)-(7)	6当初÷5当初 (7/(7-1)) × 100	増減率 6当初÷5現計 (7/(7-1)) × 100
水道事業会計	計	収入	8,516,184	8,592,601	8,592,601	△ 76,417	△ 76,417	△ 0.9	△ 0.9
		支出	7,602,666	7,394,880	7,422,356	207,786	180,310	2.8	2.4
	資本的 収入	収入	1,867,577	2,554,400	2,586,219	△ 686,823	△ 718,642	△ 26.9	△ 27.8
		支出	5,486,357	6,145,161	6,148,539	△ 658,804	△ 662,182	△ 10.7	△ 10.8
下水道事業会計	計	収入	10,048,923	9,687,944	9,692,916	360,979	356,007	3.7	3.7
		支出	9,635,672	9,369,066	9,380,349	266,606	255,323	2.8	2.7
	資本的 収入	収入	3,546,546	4,451,913	4,451,913	△ 905,367	△ 905,367	△ 20.3	△ 20.3
		支出	6,418,757	7,494,811	7,498,302	△ 1,076,054	△ 1,079,545	△ 14.4	△ 14.4

(単位：千円、%)

(全体規模)		(7)	(1)		(7)	(エ)		(カ)	
			当初予算額	令和5年度 現計予算額		6当初-5当初 (7)-(1)	6当初-5現計 (7)-(7)	6当初÷5当初 (7/(7-1)) × 100	増減率 6当初÷5現計 (7/(7-1)) × 100
会	計	令和6年度 当初予算額	282,396,560	263,879,070	273,679,253	18,517,490	8,717,307	7.0	3.2
		増減率							
総	合 計								

(注) 企業会計については、支出を合計しています。

(2)

令和6年度一般会計歳入予算額

(単位：千円、%)

区分	令和6年度		令和5年度		増減額		増減率	
	当初予算額	構成比	当初予算		6当初-5当初 (7)-(8)	6当初-5頭計 (7)-(9)	6当初 ÷5当初 (7/8-1)×100	6当初 ÷5頭計 (7/8-1)×100
			予算額	構成比				
1 市	70,931,876	41.5	70,668,800	42.6	263,076	263,076	0.4	0.4
2 地方譲与税	635,000	0.4	583,000	0.4	52,000	52,000	8.9	8.9
3 利子割交付金	61,000	0.0	57,000	0.0	4,000	4,000	7.0	7.0
4 配当割交付金	650,000	0.4	955,000	0.6	△ 305,000	△ 305,000	△ 31.9	△ 31.9
5 株式等譲渡所得交付金	559,000	0.3	378,000	0.2	181,000	181,000	47.9	47.9
6 法人事業税交付金	1,165,000	0.7	1,011,000	0.6	154,000	154,000	15.2	15.2
7 地方消費税交付金	8,787,000	5.1	9,850,000	6.3	△ 1,063,000	△ 1,063,000	△ 10.8	△ 10.8
8 環境性能割交付金	225,000	0.1	91,000	0.1	134,000	134,000	147.3	147.3
9 地方特例交付金	1,846,000	1.1	387,000	0.2	1,459,000	1,459,000	377.0	377.0
10 地方交付税	3,224,000	1.9	1,501,000	1.0	1,723,000	1,723,000	114.8	114.8
小計	88,083,876	51.5	85,481,800	51.5	2,602,076	2,602,076	3.0	3.0
11 交通安全対策特別交付金	39,000	0.0	43,000	0.0	△ 4,000	△ 4,000	△ 9.3	△ 9.3
12 分担金及び負担金	527,296	0.3	769,097	0.5	△ 241,801	△ 242,778	△ 31.4	△ 31.5
13 使用料及び手数料	2,694,424	1.6	2,654,916	1.6	39,508	39,508	1.5	1.5
14 国庫支出金	35,472,656	20.8	28,874,928	18.5	6,597,728	△ 811,304	22.8	△ 2.2
15 府支出金	12,036,699	7.0	11,874,874	7.4	161,825	△ 297,386	1.4	△ 2.4
16 財産収入	122,993	0.1	122,231	0.1	762	762	0.6	0.6
17 寄附金	2,537,562	1.5	1,559,300	1.0	978,262	241,329	62.7	10.5
18 繰入金	11,981,718	7.0	12,811,956	8.2	△ 830,238	△ 1,730,749	△ 6.5	△ 12.6
19 諸収入	6,500,400	3.8	3,372,906	2.1	3,127,494	3,122,039	92.7	92.4
20 市債	10,852,000	6.4	8,761,700	5.6	2,090,300	1,904,000	23.9	21.3
歳入合計	170,848,624	100.0	156,326,708	100.0	14,521,916	4,823,497	9.3	2.9

令和6年度一般会計歳出予算額（目的別）

（単位：千円、％）

区分	(7)		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)	
	令和6年度		令和5年度		当年初予算		現計予算		6当初-5当初		6当初-5現計		増減額		増減率		6当初		6当初	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)	(7)-(7)
1 議 会 費	710,199	0.4	759,940	0.5	762,201	0.5	△ 49,741	△ 52,002	△ 6.5	△ 6.8										
2 総 務 費	18,637,648	10.9	15,238,884	9.7	15,349,943	9.2	3,398,764	3,287,705	22.3	21.4										
3 民 生 費	83,622,785	49.0	74,189,654	47.5	81,459,008	49.1	9,433,131	2,163,777	12.7	2.7										
4 衛 生 費	14,854,309	8.7	15,967,603	10.2	17,472,547	10.5	△ 1,113,294	△ 2,618,238	△ 7.0	△ 15.0										
5 労 働 費	213,575	0.1	207,442	0.1	208,044	0.1	6,133	5,531	3.0	2.7										
6 農 業 費	77,775	0.1	77,424	0.0	77,821	0.0	351	△ 46	0.5	△ 0.1										
7 商 工 費	1,764,904	1.0	1,423,370	0.9	1,784,750	1.1	341,534	△ 19,846	24.0	△ 1.1										
8 土 木 費	17,945,822	10.5	15,975,945	10.2	16,074,655	9.7	1,969,877	1,871,167	12.3	11.6										
9 消 防 費	8,131,834	4.8	8,992,090	5.8	9,119,920	5.5	△ 860,256	△ 988,086	△ 9.6	△ 10.8										
10 教 育 費	18,317,139	10.7	16,666,000	10.7	16,864,990	10.2	1,651,139	1,452,149	9.9	8.6										
11 公 債 費	6,518,101	3.8	6,697,027	4.3	6,717,965	4.0	△ 178,926	△ 199,864	△ 2.7	△ 3.0										
12 諸 支 出 金	4,533	0.0	31,329	0.0	31,329	0.0	△ 26,796	△ 26,796	△ 85.5	△ 85.5										
13 予 備 費	50,000	0.0	100,000	0.1	100,000	0.1	△ 50,000	△ 50,000	△ 50.0	△ 50.0										
「災害復旧費」					1,954	0.0		△ 1,954		皆減										
歳 出 合 計	170,848,624	100.0	156,326,708	100.0	166,025,127	100.0	14,521,916	4,823,497	9.3	2.9										

令和6年度一般会計歳出予算額（性質別）

（単位：千円、％）

区分	令和6年度		令和5年度				増減額		増減率	
	当初予算額	構成比	当初予算		現計予算		6当初-5当初 (7)-(6)	6当初-5現計 (7)-(8)	6当初 ÷5当初 (7/6-1) × 100	6当初 ÷5現計 (7/8-1) × 100
			予算額	構成比	予算額	構成比				
消費的経費	127,932,372	75.0	117,368,100	75.0	126,807,401	76.4	10,564,272	1,124,971	9.0	0.9
人件費	30,951,395	18.1	28,918,921	18.5	29,267,587	17.6	2,032,474	1,683,808	7.0	5.8
物件費	30,542,020	17.9	28,099,908	17.9	30,184,789	18.2	2,442,112	357,231	8.7	1.2
維持補修費	3,347,450	2.0	2,709,343	1.7	2,722,543	1.6	638,107	624,907	23.6	23.0
扶助費	34,466,500	20.2	32,493,972	20.8	33,031,117	20.0	1,972,528	1,435,383	6.1	4.3
補助費等	28,625,007	16.8	25,145,956	16.1	31,601,365	19.0	3,479,051	△ 2,976,358	13.8	△ 9.4
投資的経費	20,695,397	12.1	17,153,349	11.0	17,345,637	10.4	3,542,048	3,349,760	20.6	19.3
普通建設事業費	20,695,397	12.1	17,153,349	11.0	17,343,683	10.4	3,542,048	3,351,714	20.6	19.3
災害復旧事業費					1,954	0.0		△ 1,954		皆減
公債費	6,517,994	3.8	6,696,920	4.3	6,717,580	4.0	△ 178,926	△ 199,586	△ 2.7	△ 3.0
積立金	2,247,611	1.3	1,360,358	0.9	1,360,358	0.8	887,253	887,253	65.2	65.2
貸付金	300,000	0.2	300,000	0.2	300,000	0.2	0	0	0.0	0.0
繰出金	13,105,250	7.6	13,347,981	8.5	13,394,151	8.1	△ 242,731	△ 288,901	△ 1.8	△ 2.2
予備費	50,000	0.0	100,000	0.1	100,000	0.1	△ 50,000	△ 50,000	△ 50.0	△ 50.0
歳出合計	170,848,624	100.0	156,326,708	100.0	166,025,127	100.0	14,521,916	4,823,497	9.3	2.9

令和6年度特別会計歳入予算額・歳出予算額（目的別）

（単位：千円、％）

区分	款	令和6年度		令和5年度		増減額		増減率	
		当初予算額	構成比	当予算額	構成比	6当初-5当初 (7)-(7)	6当初-5現計 (7)-(7)	6当初 ÷5当初 (7/7-1) ×100	6当初 ÷5現計 (7/7-1) ×100
歳入	1 国民健康保険料	7,504,557	19.4	6,715,149	19.1	789,408	791,469	11.8	11.8
	2 一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0	0.0	0.0
	3 使用料及び手数料	1,400	0.0	1,400	0.0	0	0	0.0	0.0
	4 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0	0.0	0.0
	5 府支出金	28,141,439	73.0	24,723,159	70.4	3,418,280	3,403,004	13.8	13.8
	6 繰入金	2,897,222	7.5	2,935,238	8.4	△ 38,016	△ 68,090	△ 1.3	△ 2.3
	7 諸収入	27,298	0.1	27,219	0.1	79	79	0.3	0.3
「繰越金」			700,000	2.0	△ 700,000	△ 700,000	皆減	皆減	
歳入合計	38,571,918	100.0	35,102,167	100.0	3,469,751	3,426,462	9.9	9.7	
歳出	1 総務費	740,996	1.9	595,747	1.7	145,249	102,476	24.4	16.0
	2 保険給付費	27,256,318	70.7	23,723,737	67.6	3,532,581	3,532,581	14.9	14.9
	3 国民健康保険事業費納付金	10,140,799	26.3	10,353,853	29.5	△ 213,054	△ 213,054	△ 2.1	△ 2.1
	4 共同事業拠出金	5	0.0	5	0.0	0	0	0.0	0.0
	5 保健事業費	382,740	1.0	377,781	1.1	5,475	4,959	1.5	1.3
	6 諸支出金	51,060	0.1	51,560	0.1	△ 500	△ 500	△ 1.0	△ 1.0
歳出合計	38,571,918	100.0	35,145,456	100.0	3,469,751	3,426,462	9.9	9.7	

(単位：千円、%)

(2) 部落有財産特別会計 (7) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ)

区分	款	令和6年度		令和5年度		増減額		増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	6当初-5当初	6当初-5現計	6当初-5当初	6当初-5現計
		予算額	構成比	予算額	予算額	(7)-(ウ)	(7)-(オ)	(7/ウ-1)×100	(7/オ-1)×100
歳入	1 繰越金	491,141	99.9	510,307	510,307	△ 19,166	△ 19,166	△ 3.8	△ 3.8
	2 諸収入	632	0.1	632	632	0	0	0.0	0.0
歳出	1 財産費	491,773	100.0	510,939	510,939	△ 19,166	△ 19,166	△ 3.8	△ 3.8
	歳出合計	491,773	100.0	510,939	510,939	△ 19,166	△ 19,166	△ 3.8	△ 3.8

(単位：千円、%)

(3) 勤労者福祉共済特別会計 (7) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) (ケ) (コ)

区分	款	令和6年度		令和5年度		増減額		増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	6当初-5当初	6当初-5現計	6当初-5当初	6当初-5現計
		予算額	構成比	予算額	予算額	(7)-(ウ)	(7)-(オ)	(7/ウ-1)×100	(7/オ-1)×100
歳入	1 共済掛金収入	24,771	54.2	24,931	24,931	△ 160	△ 160	△ 0.6	△ 0.6
	2 繰入金	17,166	37.6	10,482	10,616	6,684	6,550	63.8	61.7
	3 諸収入	3,744	8.2	2,363	2,363	1,381	1,381	58.4	58.4
歳入合計	歳入合計	45,681	100.0	37,776	37,910	7,905	7,771	20.9	20.5
	1 福祉共済費	45,681	100.0	37,776	37,910	7,905	7,771	20.9	20.5
歳出	歳出合計	45,681	100.0	37,776	37,910	7,905	7,771	20.9	20.5

(4) 介護保険特別会計 (単位: 千円、%)

区分	(7) 令和6年度		(1) 令和5年度		(イ) 令和5年度		(ウ) 増減額	(エ) 増減率	
	当初予算額	構成比	当初予算 予算額	構成比	現計予算 予算額	構成比		6当初-5当初 (7/ウ-1) × 100	6当初-5現計 (7/イ-1) × 100
歳入	1 介護保険料	6,232,906	18.7	6,134,570	18.9	98,336	98,336	1.6	1.6
	2 使用料及び手数料	530	0.0	520	0.0	10	10	1.9	1.9
	3 国庫支出金	7,645,012	22.9	7,788,609	23.9	△ 143,597	△ 144,247	△ 1.8	△ 1.9
	4 支払基金交付金	8,607,762	25.7	8,393,307	25.8	214,455	214,178	2.6	2.6
	5 府支出金	4,589,151	13.7	4,475,801	13.8	113,350	113,025	2.5	2.5
	6 繰入金	6,398,754	19.0	5,718,751	17.6	680,003	677,015	11.9	11.8
	7 諸収入	565	0.0	413	0.0	152	152	36.8	36.8
	8 財産収入	27	0.0	25	0.0	2	2	8.0	8.0
歳入合計	33,474,707	100.0	32,511,996	100.0	962,711	958,471	3.0	2.9	
歳出	1 総務費	878,504	2.6	762,393	2.3	116,111	113,919	15.2	14.9
	2 介護保険給付費	30,675,447	91.6	29,889,631	91.9	785,816	785,816	2.6	2.6
	3 基金積立金	27	0.0	25	0.0	2	2	8.0	8.0
	4 諸支出金	20,533	0.1	20,923	0.1	△ 390	△ 390	△ 1.9	△ 1.9
	5 地域支援事業費	1,900,196	5.7	1,839,024	5.7	61,172	59,124	3.3	3.2
歳出合計	33,474,707	100.0	32,516,236	100.0	962,711	958,471	3.0	2.9	

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

区分	款	令和6年度		令和5年度				増減額		増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算		現計予算		6当初-5当初 (7/7-1) × 100	6当初-5現計 (7/7-1) × 100	6当初 ÷5当初 (7/7-1) × 100	6当初 ÷5現計 (7/7-1) × 100
				予算額	構成比	予算額	構成比				
歳入	1 後期高齢者医療保険料	5,775,102	80.7	5,084,102	81.3	5,084,102	81.2	691,000	691,000	13.6	13.6
歳入	2 使用料及び手数料	266	0.0	266	0.0	266	0.0	0	0	0.0	0.0
歳入	3 繰入金	1,367,701	19.1	1,160,917	18.5	1,169,390	18.7	206,784	198,311	17.8	17.0
歳入	4 諸収入	10,003	0.2	10,005	0.2	10,005	0.1	△ 2	△ 2	0.0	0.0
歳入	歳入合計	7,153,072	100.0	6,255,290	100.0	6,263,763	100.0	897,782	889,309	14.4	14.2
歳出	1 総務費	293,128	4.1	191,627	3.0	200,100	3.2	101,501	93,028	53.0	46.5
歳出	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,849,844	95.8	6,053,163	96.8	6,053,163	96.6	796,681	796,681	13.2	13.2
歳出	3 諸支出金	10,100	0.1	10,500	0.2	10,500	0.2	△ 400	△ 400	△ 3.8	△ 3.8
歳出	歳出合計	7,153,072	100.0	6,255,290	100.0	6,263,763	100.0	897,782	889,309	14.4	14.2

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

区分	款	令和6年度		令和5年度				増減額		増減率	
		当初予算額	構成比	当初予算		現計予算		6当初-5当初 (7/7-1) × 100	6当初-5現計 (7/7-1) × 100	6当初 ÷5当初 (7/7-1) × 100	6当初 ÷5現計 (7/7-1) × 100
				予算額	構成比	予算額	構成比				
歳入	1 土地開発基金借入金	376,143	21.2	453,735	31.4	453,735	31.4	△ 77,592	△ 77,592	△ 17.1	△ 17.1
歳入	2 繰入金	33,600	1.9	919,280	63.5	919,280	63.5	△ 885,680	△ 885,680	△ 96.3	△ 96.3
歳入	3 財産収入	1,362,577	76.9	73,612	5.1	73,612	5.1	1,288,965	1,288,965	1,751.0	1,751.0
歳入	歳入合計	1,772,320	100.0	1,446,627	100.0	1,446,627	100.0	325,693	325,693	22.5	22.5
歳出	1 用地取得費	409,743	23.1	1,373,015	94.9	1,373,015	94.9	△ 963,272	△ 963,272	△ 70.2	△ 70.2
歳出	2 諸支出金	1,061,829	59.9	64,990	4.5	64,990	4.5	996,839	996,839	1,533.8	1,533.8
歳出	3 公債費	300,748	17.0	8,622	0.6	8,622	0.6	292,126	292,126	3,388.1	3,388.1
歳出	歳出合計	1,772,320	100.0	1,446,627	100.0	1,446,627	100.0	325,693	325,693	22.5	22.5

(9)

(単位：千円、%)

区分	(7) 病院事業債管理特別会計		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)	
	令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度	
	当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	6当初-5当初	6当初-5現計	6当初-5当初	構成比	6当初-5当初	構成比	6当初-5現計	増減率
歳入	794,903	100.0	1,218,455	1,218,455	1,218,455	100.0	1,218,455	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 423,552	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 34.8	△ 34.8
歳入合計	794,903	100.0	1,218,455	1,218,455	1,218,455	100.0	1,218,455	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 423,552	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 34.8	△ 34.8
歳出	794,903	100.0	1,218,455	1,218,455	1,218,455	100.0	1,218,455	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 423,552	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 34.8	△ 34.8
歳出合計	794,903	100.0	1,218,455	1,218,455	1,218,455	100.0	1,218,455	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 423,552	100.0	△ 423,552	△ 423,552	△ 34.8	△ 34.8

(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

(単位：千円、%)

区分	(7)		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)		(7)		(1)	
	令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度		令和5年度	
	当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	当初予算額	構成比	当初予算	現計予算	6当初-5当初	6当初-5現計	6当初-5当初	構成比	6当初-5当初	構成比	6当初-5現計	増減率
歳入	2,011	2.0	1,932	1,932	43,508	43.9	43,508	66.7	79	79	79	3.0	79	79	4.1	4.1
歳入合計	2,011	2.0	1,932	1,932	43,508	43.9	43,508	66.7	79	79	79	3.0	79	79	4.1	4.1
歳出	100,110	100.0	65,194	65,194	100,110	100.0	65,194	100.0	34,916	34,916	34,916	100.0	34,916	34,916	53.6	53.6
歳出合計	100,110	100.0	65,194	65,194	100,110	100.0	65,194	100.0	34,916	34,916	34,916	100.0	34,916	34,916	53.6	53.6

令和6年度（2024年度）当初予算の主な取組

◆拡充する取組の事業費については、継続分の金額は除き、拡充分の金額のみを記載しています。

人権・市民自治

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
1	犯罪被害者等に対して見舞金を支給 (遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円)	400	人権推進事業	人権政策室
2	自治会活動補助金を増額 (1連合自治会当たりの均等割を7.5万円増額)	2,550	コミュニティ活動支援事業	市民自治推進室

防災・防犯

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
3	地域青色防犯パトロール活動支援の拡充 (①補助対象経費の拡大及び上限額の増額、②専用車両の譲渡及び貸与)	7,260	地域防犯推進事業	危機管理室
4	防犯機能付電話機等の購入費補助 (対象:65歳以上の高齢者、補助率:2/3、上限額:1万円)	5,217	消費生活事業	市民総務室
5	私立保育所等における防犯対策物品の購入費補助 (上限額:1施設当たり5万円)	4,800	特定教育・保育施設等運営支援事業	保育幼稚園室
6	救急隊の増隊（9隊から10隊へ）	82,330	—（人件費）	警防救急室
7	総合防災センター「DRC (Disaster Reduction Centre) Suita」で 5市（豊中、吹田、池田、箕面、摂津）共同消防指令センターの運用開始	3,304,692	消防総務事業 指令事業	総務予防室 指令情報室

福祉・健康 ～ 障がい福祉施策の充実など ～

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
8	成年後見制度利用促進等を目的として中核機関を設置	24,661	地域福祉活動推進事業 成年後見制度利用支援事業	福祉総務室 高齢福祉室
9	成年後見人等の助成対象に専門的な知見を有する職種（医療、福祉、介護、法律等）を追加	1,091	成年後見制度利用支援事業 障害者生活支援事業	高齢福祉室 障がい福祉室

令和6年度（2024年度）当初予算の主な取組

福祉・健康 ～ 障がい福祉施策の充実など ～

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
10	認知症伴走型支援事業の実施 （市内1か所に事業拠点を設置し、相談業務を実施）	509	認知症施策等総合支援事業	高齢福祉室
11	重度障害者福祉タクシードライバ料金の拡充 （①利用枚数制限の緩和及び年間交付枚数の拡大、②対象にリフト付き福祉タクシーを追加（利用1回当たり3,000円で年間48回まで））	39,888	重度障害者支援事業	障がい福祉室
12	障害者グループホーム運営事業補助金の拡充 （①吹田市民の入居率を10/10から6/10に緩和、②重度障がい者受入れに係る新規施設整備に対する補助を創設（補助率3/4、上限額135万円））	7,547	障害福祉サービス等事業者支援事業	障がい福祉室
13	障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金の拡充（補助対象者に雇用予定者を追加、補助対象研修に介護福祉士実務者研修を追加等）	885	障害福祉サービス等人材確保・養成事業	障がい福祉室
14	障害福祉サービス事業所等及び介護保険サービス事業所に対する人材確保等に係る支援の実施（採用活動に関する研修や個別相談の実施）	2,986	障害福祉サービス等人材確保・養成事業 高齢者施策推進事業	障がい福祉室 高齢福祉室
15	UD（ユニバーサルデザイン）タクシー導入に対するタクシードライバ事業者への補助 （上限額30万円、補助率：国1/3、府1/6、市1/6）	6,900	公共交通施設等対策事業	総務交通室

子育て・学び ～ 多様な児童・生徒への支援、居場所づくりなど ～

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
16	児童館の機能強化に向けた館内Wi-Fi整備及び学習用備品の更新	16,757	児童会館管理事業	子育て政策室
17	保育所等における第2子の保育料（利用者負担額）の無償化	551,479	施設型・地域型保育給付事業	保育幼稚園室

令和6年度（2024年度）当初予算の主な取組

子育て・学び ～ 多様な児童・生徒への支援、居場所づくりなど ～

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
18	習い事費用の助成（対象：生活保護・児童扶養手当受給世帯の小5～中3までの児童・生徒、上限額：1人1月当たり1万円）	135,762	子供の生活支援事業	子育て政策室
19	子供食堂・学習支援教室に対する補助金の拡充（現行の開設・整備費補助に運営費補助を追加、上限額24万円）	3,600	子供の生活支援事業	子育て政策室
20	不登校支援体制の強化 （①教育センター内に新しい教育支援教室を設置（オンライン学習や創作・体験活動教室も実施）②校内教育支援教室の整備（居場所サポーターを配置））	28,009	教育相談事業 教育活動支援事業	教育センター 学校教育部
21	医療的ケア児の受入保育所等に対する助成金の拡充（医療的ケア児の特性や災害対策に必要な備品を追加、上限額：1施設当たり各10万円）	200	特定教育・保育施設等運営助成事業	保育幼稚園室
22	こども発達支援センターの機能強化（保育所等への巡回相談及び障害児通所支援事業所に対するアウトリーチ型支援の実施）	12,077	児童発達支援事業	こども発達支援センター
23	ヤングケアラーコーディネーターの配置（巡回相談、必要なサービスへの連携等を担当）	4,200	家庭児童相談事業	家庭児童相談室
24	（仮称）日の出町児童センターの整備	568,609	高城児童会館整備事業	子育て政策室
25	（仮称）山田こども園の整備	804,786	（仮称）山田こども園整備事業	保育幼稚園室
26	岸部中（北）住宅跡地認定こども園整備（備蓄倉庫を含む）	45,185	岸部中（北）住宅跡地認定こども園整備事業	保育幼稚園室
27	吹三地区公民館及び吹三地区高齢者いこいの間の建替え	402,570	吹三地区公民館整備事業 吹三地区高齢者いこいの間整備事業	まなびの支援課 高齢福祉室
28	吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間の移転建替え	30,224	吹一地区公民館整備事業	まなびの支援課

令和6年度（2024年度）当初予算の主な取組

都市形成 ～ 道路・公園などの整備 ～

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
29	高浜橋耐震補強及び補修工事（委託業務も含む）	67,240	橋梁新設改良事業	道路室
30	官民連携による都市公園の魅力向上整備（中の島公園の再整備工事等）	326,741	公園等整備事業	公園みどり室
31	上の川周辺のまちづくり（基盤整備、上面整備ほか）	612,694	上の川周辺整備事業	地域整備推進室
32	都市計画道路千里丘朝日が丘線の整備（設計、補償ほか）	906,760	都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業 千里丘朝日が丘線用地取得事業	地域整備推進室
33	佐井寺西地区における土地区画整理事業の推進（造成、補償ほか）	3,700,869	佐井寺西土地区画整理事業 佐井寺西土地区画整理用地取得事業	地域整備推進室

都市魅力

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
34	大阪・関西万博を契機としたシテイプロモーション （本市の魅力ワークショップ・イベント等を通じて発信） ※ 令和6年度から令和7年度にかけて実施【総事業費：58,000千円】	23,000	都市魅力創造事業	シテイプロモーション推進室
35	大阪・関西万博を契機としたスイスとの学術及び文化交流	4,000	都市魅力創造事業	シテイプロモーション推進室

その他 ～ 物価高における市民生活・事業者支援 ～

No.	内容	事業費（千円）	事業名	室課名
36	小学校給食費の保護者負担軽減（半年間免除）	568,612	小学校給食費	保健給食室
37	中学校給食費の保護者負担軽減（1/2減額）	155,655	中学校給食費	保健給食室
38	物価高騰に係る福祉施設等への応援金の支給（保育所等、障害児通所支援事業所、介護サービス事業所、障害福祉サービス等事業所）	152,600	特定教育・保育施設等運営支援事業 障害児通所サービス事業者支援事業 高齢者施策推進事業 障害福祉サービス等事業者支援事業	保育幼稚園室 こども発達支援センター 高齢福祉室 障がい福祉室

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	4,793,000千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	76,074,747千円

(※1)

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

事業名	経費額	財源			内			財源
		特	財		一	財		
			国	府		引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	そ	
障害福祉事業	14,464,574	9,962,748	9,889,700	4,501,826	661,067	3,840,759		
高齢者福祉事業	263,545	24,393	4,283	239,152	35,118	204,034		
児童福祉事業	31,559,251	18,859,788	18,027,438	12,699,463	1,864,841	10,834,622		
母子福祉事業	67,924	37,593	37,539	30,331	4,454	25,877		
生活保護扶助事業	10,624,578	7,957,692	7,853,039	2,666,886	391,617	2,275,269		
社会福祉事業	3,483,541	3,138,386	3,135,763	345,155	50,684	294,471		
小計	60,463,413	39,980,600	38,947,762	20,482,813	3,007,781	17,475,032		
介護保険事業	4,549,511	393,483	393,483	0	610,288	3,545,740		
国民健康保険事業	2,133,208	1,508,707	1,508,707	624,501	91,704	532,797		
小計	6,682,719	1,902,190	1,902,190	4,780,529	701,992	4,078,537		
高齢者医療事業	5,078,572	838,718	838,718	0	622,598	3,617,256		
病院事業	571,467	0	0	571,467	83,917	487,550		
疾病予防対策事業	1,492,213	243,726	121,767	1,248,487	183,333	1,065,154		
医療提供体制確保事業	126,067	52,831	0	73,236	10,754	62,482		
保健衛生事業	1,660,296	416,629	129,564	1,243,667	182,625	1,061,042		
小計	8,928,615	1,551,904	1,090,049	7,376,711	1,083,227	6,293,484		
合計	76,074,747	43,434,694	41,940,001	32,640,053	4,793,000	27,847,053		

(単位：千円)

(※1) 令和6年度の地方消費税交付金収入の22分の12に相当する額を「社会保障施策に要する経費」に充てることとされていることから、以下のとおり積算しています。

[令和6年度当初予算額8,787,000千円 × 12/22 ÷ 4,793,000千円 (百万円未満四捨五入)]

令和 6 年度（2024 年度）

吹田市一般会計予算

参 考 資 料

令和6年度(2024年度)

科 目			人数 (人)	給料	職 員							
款	項	目			扶養 手当	地域 手当	住居 手当	通勤 手当	特殊勤 務手当	時間外勤 務手当	夜間勤 務手当	休日勤 務手当
議会費	議会費	議会費	18	75,380	2,630	9,959	2,002	1,963				
総務費	総務管理費	一般管理費	346	1,423,288	37,990	185,710	36,262	37,134		441,020		
		男女共同参画費	10	42,287	910	5,493	410	1,300				
	徴税費	税務総務費	111	399,777	7,346	50,253	12,412	11,157	3,312			
	戸籍住民登録費	戸籍住民登録費	61	227,904	3,846	28,435	5,267	5,839				
	選挙費	選挙管理委員会費	7	33,922	1,528	4,635	781	1,214				
	統計調査費	統計調査総務費	5	21,593	904	2,855	227	512				
	監査委員費	監査委員費	8	42,814	467	5,722	50	891				
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	120	469,191	9,472	59,879	10,359	12,964	375			
		交流活動館費	3	14,947	438	2,001	120	429				
		総合福祉会館費	7	32,369	452	4,095	268	589				
	児童福祉費	児童福祉総務費	113	425,291	11,886	54,831	11,013	10,071				
		保育園費	256	884,906	16,162	109,103	25,203	16,175				
		こども発達支援センター費	61	235,355	5,370	29,584	4,836	3,094				
		のびのび子育てプラザ費	6	25,109	496	3,234	74	341				
		幼保連携型認定こども園費	45	161,331	1,980	19,887	3,557	2,785				
	生活保護費	生活保護総務費	62	206,039	5,190	25,758	8,115	5,598	758			
	国民年金費	国民年金費	4	16,193	360	2,073	270	125				
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	201	787,018	19,837	101,966	18,785	19,635	413			
		公営健康被害補償費	2	8,803	303	1,162	124	192		1,370		
	清掃費	清掃総務費	78	299,508	7,865	37,515	6,812	5,874	7,204			20,435
		塵芥焼却処理費	29	117,747	4,398	15,028	3,798	3,327	1,452			1,839
		破砕選別処理費	12	47,782	1,769	6,175	674	2,050	274			955

備考 人数は暫定再任用職員を含む

当初予算科目別集計表

(単位:千円)

手 当 等									共 済 費					合計
管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	退職 手当	児童 手当	単身赴任 手当	管理職員特 別勤務手当	初任給 調整手当	職員手当等 計	大市共	厚生 年金	雇用 保険料	公務 災害	共済費計	
4,956	19,065	16,022		2,706				59,303	29,003				29,003	163,686
81,313	356,397	284,253	1,383,340	28,523		366		2,872,308	517,003	586	954	19,047	537,590	4,833,186
2,568	10,641	8,904		88				30,314	16,337				16,337	88,938
11,628	94,586	78,756		3,998	648			274,096	141,466		541		142,007	815,880
5,208	54,570	45,560		1,560				150,285	80,648		129		80,777	458,966
3,168	8,998	7,531		736				28,591	13,921				13,921	76,434
1,284	5,530	4,629		692				16,633	8,518				8,518	46,744
4,392	12,750	7,880		162				32,314	16,258			15	16,273	91,401
20,672	114,687	95,882		4,763				329,053	175,520		203		175,723	973,967
1,284	3,369	2,847						10,488	5,715	326	53		6,094	31,529
1,284	7,180	6,006		176				20,050	12,097		103		12,200	64,619
19,668	104,081	87,099		7,961				306,610	158,399				158,399	890,300
8,099	208,510	174,185		10,483				567,920	304,672	326	369		305,367	1,758,193
5,808	56,486	47,112		2,480				154,770	83,060		192		83,252	473,377
1,331	5,964	4,941		88				16,469	9,612		65		9,677	51,255
2,412	38,644	32,335		1,800				103,400	56,174				56,174	320,905
3,396	49,080	41,070		4,423				143,388	73,837				73,837	423,264
720	3,692	3,035						10,275	6,235		70		6,305	32,773
37,812	191,348	160,007		13,335			6,041	569,179	521,974		134		522,108	1,878,305
564	2,228	1,865		190				7,998	3,675			22	3,697	20,498
5,243	71,818	59,843		4,061				226,670	112,616		331		112,947	639,125
3,084	29,278	24,498		2,460				89,162	43,574				43,574	250,483
1,895	11,666	9,711		1,042				36,211	18,025		68		18,093	102,086

科 目			人数 (人)	給料	職 員							
款	項	目			扶養 手当	地域 手当	住居 手当	通勤 手当	特殊勤 務手当	時間外勤 務手当	夜間勤 務手当	休日勤 務手当
労働費	労働諸費	労働諸費	4	20,180	752	2,669	604	654				
農業費	農業費	農業委員会費	3	16,119	218	2,148	144	370				
		農業総務費	2	11,010		1,322	432	342				
商工費	商工費	商工総務費	13	57,807	1,479	7,558	1,648	1,467				
土木費	土木管理費	土木総務費	134	532,387	19,715	69,230	12,787	15,932	486			
		開発指導費	34	130,361	3,978	16,820	3,952	3,435				
	水路費	水路総務費	9	36,654	1,536	4,873	732	1,188				
	都市計画費	都市計画総務費	45	193,381	7,976	25,993	3,195	4,568				
	住宅費	住宅管理費	18	73,034	2,130	9,495	1,477	1,091				
消防費	消防費	常備消防費	374	1,386,391	54,360	179,084	32,406	33,790	24,755	94,465	9,976	95,402
教育費	教育総務費	教育委員会費	111	461,042	16,375	60,718	7,676	9,964	28	60,680		
		教育センター費	16	75,236	3,836	10,406	1,280	1,159				
	幼稚園費	幼稚園費	62	228,566	4,682	29,561	6,621	2,828				
	社会教育費	社会教育総務費	47	182,368	4,053	23,689	4,534	4,318	462			
		図書館費	51	197,183	1,674	24,664	5,845	5,599				
		青少年クリエイティブセンター費	6	30,051	859	3,953	654	642				
	保健体育費	保健体育総務費	87	341,102	11,818	42,895	5,108	4,595				
一般会計 計			2,596	10,026,091	277,550	1,287,361	241,591	236,812	39,519	597,535	9,976	118,631

備考 人数は暫定再任用職員を含む

(単位:千円)

手 当 等									共 済 費					合計
管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	退職 手当	児童 手当	単身赴任 手当	管理職員特 別勤務手当	初任給 調整手当	職員手当等 計	大市共	厚生 年金	雇用 保険料	公務 災害	共済費計	
1,284	4,947	4,208		716				15,834	8,548				8,548	44,562
1,548	3,600	3,031		18				11,077	6,444		65		6,509	33,705
	2,420	2,093						6,609	5,126				5,126	22,745
3,672	14,213	11,919		970				42,926	22,953		56		23,009	123,742
24,789	131,917	110,136		11,558		689		397,239	193,822	326	425		194,573	1,124,199
5,808	32,248	26,985		3,483		166		96,875	47,550				47,550	274,786
2,412	9,334	7,810		715		72		28,672	13,893				13,893	79,219
15,249	49,160	41,085		3,978		152		151,356	69,854		65		69,919	414,656
3,960	18,346	15,352		948				52,799	27,209				27,209	153,042
51,391	339,141	282,734	185,619	40,295				1,423,418	535,161	1,388	1,423	7,115	545,087	3,354,896
28,521	114,517	91,683	192,329	9,742				592,233	168,349	628	491	3,500	172,968	1,226,243
7,608	19,809	16,578		3,178				63,854	29,278				29,278	168,368
7,332	55,328	46,242	43,499	2,343				198,436	公立学校共 80,437		73		80,510	507,512
10,967	45,113	37,686		2,045				132,867	69,708		90		69,798	385,033
6,672	47,185	39,482		712				131,833	70,210				70,210	399,226
2,004	7,461	6,312		518				22,403	11,436				11,436	63,890
2,568	11,583	9,430		124				33,833	19,277		352		19,629	108,127
4,524	82,571	68,940		5,604				226,055	119,167		197		119,364	686,521
408,098	2,449,461	2,025,677	1,804,787	178,674	648	1,445	6,041	9,683,806	3,906,761	3,580	6,449	29,699	3,946,489	23,656,386

科 目			人数 (人)	給料	職 員								
款	項	目			扶養 手当	地域 手当	住居 手当	通勤 手当	特殊勤 務手当	時間外勤 務手当	夜間勤 務手当	休日勤 務手当	
国民健康保険特別会計													
総務費	総務管理費	一般管理費	8	34,513	845	4,561	1,058	1,076		3,028			
	徴収費	賦課徴収費	16	60,161	968	7,491	1,774	1,741	1,260	9,342			
保健事業費	特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	5	18,571	650	2,309	662	288		1,178			
計			29	113,245	2,463	14,361	3,494	3,105	1,260	13,548			
勤労者福祉共済特別会計													
福祉共済費	福祉共済費	福祉共済総務費	1	4,116	136	511	74	96		402			
介護保険特別会計													
総務費	総務管理費	一般管理費	13	53,560	1,543	6,839	420	1,344		10,413			
	徴収費	賦課徴収費	3	11,383	136	1,383	74	156		3,311			
地域支援事業費	包括の支援事業・ 任意事業費	包括の支援事業・任意事業費	9	40,194	1,642	5,356	144	754	105	13,486			
	介護予防・日常生 活支援総合事業 費	一般介護予防事業費	7	28,590	846	3,603	222	769		985			
計			32	133,727	4,167	17,181	860	3,023	105	28,195			
後期高齢者医療特別会計													
総務費	総務管理費	一般管理費	6	24,148	272	3,000	148	439		2,752			
	徴収費	徴収費	6	25,192	692	3,176	484	648		4,606			
計			12	49,340	964	6,176	632	1,087		7,358			
総計			2,670	10,326,519	285,280	1,325,590	246,651	244,123	40,884	647,038	9,976	118,631	

備考 人数は暫定再任用職員を含む

(単位:千円)

手 当 等									共 済 費					合 計
管理職 手当	期末 手当	勤勉 手当	退職 手当	児童 手当	単身赴任 手当	管理職員特 別勤務手当	初任給 調整手当	職員手当等 計	大市共	厚生 年金	雇用 保険料	公務 災害	共済費計	
2,076	8,208	6,797		462				28,111	13,154		103	82	13,339	75,963
1,284	14,565	12,188		536				51,149	22,307			144	22,451	133,761
	4,538	3,799		392				13,816	7,672			43	7,715	40,102
3,360	27,311	22,784		1,390				93,076	43,133		103	269	43,505	249,826
	1,014	849		88				3,170	1,785			10	1,795	9,081
1,848	13,321	11,150		662				47,540	20,708			132	20,840	121,940
	2,737	2,291		248				10,336	4,176			29	4,205	25,924
2,784	10,079	8,386	23,989	224				66,949	15,532		65	110	15,707	122,850
564	7,056	5,905		264				20,214	10,987			64	11,051	59,855
5,196	33,193	27,732	23,989	1,398				145,039	51,403		65	335	51,803	330,569
564	5,873	4,915		176				18,139	8,852			55	8,907	51,194
564	6,215	5,202		416				22,003	9,969			62	10,031	57,226
1,128	12,088	10,117		592				40,142	18,821			117	18,938	108,420
417,782	2,523,067	2,087,159	1,828,776	182,142	648	1,445	6,041	9,965,233	4,021,903	3,580	6,617	30,430	4,062,530	24,354,282

令和6年度(2024年度)予算に係る長期継続契約予定一覧表 (物品の借り入れ)

No.	所屬名		契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額(見込)										単位: 円		
	部	室・課				令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)				
1	総務部	総務室	公用電気自動車(軽乗用車3台)リース契約	令和7年2月1日 ~ 令和14年1月31日	7年	10,117,800	240,900	1,445,400	1,445,400	1,445,400	1,445,400	1,445,400	1,445,400	1,445,400	1,445,400	1,204,500		
2	総務部	総務室	公用電気自動車(軽乗用車2台)リース契約	令和6年12月1日 ~ 令和13年11月30日	7年	6,745,200	321,200	963,600	963,600	963,600	963,600	963,600	963,600	963,600	963,600	642,400		
3	行政経営部	情報政策室	庁内ネットワーク接続PC等(令和6年度増設分)買貸借	令和6年10月1日 ~ 令和10年9月30日	4年	54,078,816	6,759,852	13,519,704	13,519,704	13,519,704	13,519,704	13,519,704	6,759,852					
4	行政経営部	情報政策室	大容量ファイヤイル送受信サービス利用料	令和6年6月1日 ~ 令和9年5月31日	3年	455,400	126,500	151,800	151,800	151,800	25,300							
5	行政経営部	情報政策室	SJ系PC等(令和6年度増設分)買貸借	令和7年1月1日 ~ 令和11年12月31日	4年	95,713,520	4,785,676	19,142,704	19,142,704	19,142,704	19,142,704	19,142,704	14,357,028					
6	行政経営部	情報政策室	基幹システム用ESU及びAzure Prepayment買貸借	令和6年10月1日 ~ 令和7年9月30日	1年	23,268,960	11,634,480	11,634,480										
7	市民部	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム機器買貸借業務	令和7年1月1日 ~ 令和11年12月31日	5年	75,735,540	3,786,777	15,147,108	15,147,108	15,147,108	15,147,108	15,147,108	11,360,331					
8	児童部	家庭児童相談室	普通乗用車のリース契約	令和6年7月1日 ~ 令和13年6月30日	7年	2,882,880	308,880	411,840	411,840	411,840	411,840	411,840	411,840	411,840	102,960			
9	児童部	保育幼稚園室	吹田市立千里新田こども園及び江坂大池こども園自動車外式除細動器(AED)買貸借業務	令和6年6月1日 ~ 令和10年9月31日	3年 10か月	241,868	52,580	63,096	63,096	63,096	63,096							
10	土木部	総務交通室	土木工事積算システムサーバーリース料【No.18と併合】	令和6年10月1日 ~ 令和8年9月30日	2年	2,909,060	727,265	1,454,530	727,265									
11	土木部	総務交通室	土木工事積算システム用プリンタ買貸借料	令和6年4月1日 ~ 令和11年9月31日	5年	871,200	145,200	145,200	145,200	145,200	145,200	145,200	145,200					
12	土木部	総務交通室	土木工事積算システム用PC買貸借料	令和7年1月1日 ~ 令和11年12月31日	5年	13,350,150	667,508	2,670,030	2,670,030	2,670,030	2,670,030	2,670,030	2,002,523					
13	土木部	道路室	公用普通自動車リース契約(新規)	令和6年9月1日 ~ 令和14年8月31日	8年	4,371,840	318,780	546,480	546,480	546,480	546,480	546,480	546,480	546,480	546,480	227,700		
14	土木部	道路室	公用軽自動車リース契約(新規)	令和6年9月1日 ~ 令和14年8月31日	8年	2,133,120	155,540	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	111,100		
15	土木部	道路室	公用軽自動車リース契約(更新)	令和7年2月1日 ~ 令和15年1月31日	8年	2,133,120	44,440	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	266,640	222,200	

令和6年度(2024年度)予算に係る長期継続契約予定一覧表 (物品の借り入れ)

単位：円

No.	所屬名		契約(予定)名	契約(予定)期間		予算総額 (見込)	年間予算額(見込)											
	部	室・課		開始日	終了日		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)			
16	下水運部	経営室	公用普通自動車リース契約(その 3)	令和7年9月1日	～ 令和14年2月29日	7年	4,148,760	49,390	592,680	592,680	592,680	592,680	592,680	592,680	592,680	592,680	543,290	
17	下水運部	管路保全室	土木工事構築システムPCリース契 約【No.20と併合】	令和6年12月1日	～ 令和11年11月30日	5年	4,412,600	294,173	882,520	882,520	882,520	882,520	882,520	882,520	882,520	882,520		
18	下水運部	管路保全室	土木工事構築システムサーバーバリー ス契約【No.10と併合】	令和6年10月1日	～ 令和8年9月30日	2年	1,090,900	272,725	545,450	272,725								
19	下水運部	管路保全室	有言ガス検知器リース契約	令和6年5月1日	～ 令和11年4月30日	5年	297,000	54,450	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400	59,400	4,950			
20	下水運部	水再生室	土木工事構築システムPCリース契 約【No.17と併合】	令和6年12月1日	～ 令和11年11月30日	5年	735,400	49,027	147,080	147,080	147,080	147,080	147,080	147,080	98,053			
21	学校教育部	教育総務室	吹田市教育委員会事務局用公用堅 自動車リース契約	令和6年8月1日	～ 令和14年7月31日	8年	2,185,920	182,160	273,240	273,240	273,240	273,240	273,240	273,240	273,240	273,240	273,240	91,080
22	学校教育部	教育未来創生室	通学路防犯カメラリース契約	令和6年12月1日	～ 令和11年11月30日	5年	2,402,400	160,160	480,480	480,480	480,480	480,480	480,480	480,480	320,320			
23	学校教育部	教育センター	教職員・相談員増員用パソコン賃 借業務	令和6年9月1日	～ 令和9年12月31日	3年 4か月	10,611,360	1,856,988	3,183,408	3,183,408	2,387,556							
24	学校教育部	教育センター	普通教室用プロジェクタ・無線 LAN貸借業務	令和6年7月1日	～ 令和10年9月31日	3年 9か月	2,970,000	594,000	792,000	792,000	792,000							

令和6年度(2024年度)予算に係る長期継続契約予定一覧表 (役務の提供)

単位：円

No.	所属名		契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額(見込)				令和11年度 (2029年度)
	部	室・課				令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	
1	総務部	広報課	「点字版市報すいた」印刷・製本・発送業務(単価契約)	令和6年10月1日～令和9年9月30日	4,092,000	682,000	1,364,000	1,364,000	682,000	
2	総務部	契約検査室	大阪地域市町村共同利用電子入札システム提供サービス利用契約	令和6年4月1日～令和11年3月31日	28,955,490	5,791,098	5,791,098	5,791,098	5,791,098	5,791,098
3	税務部	市民税課	吹田市市税の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務(単価契約) 【No.4・3と併合】	令和6年10月1日～令和9年9月30日	68,912,611	2,000,491	23,013,248	23,013,248	21,050,475	
4	税務部	資産税課	吹田市市税の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務(単価契約) 【No.3・5と併合】	令和6年10月1日～令和9年9月30日	28,922,634	2,537,315	9,713,313	9,713,313	7,099,218	
5	税務部	納税課	吹田市市税の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務(単価契約) 【No.3・4と併合】	令和6年10月1日～令和9年9月30日	34,109,925	4,548,157	11,369,975	11,369,975	6,821,818	
6	市民部	市民課	市民課フロア案内業務	令和6年9月1日～令和7年10月31日	36,844,500	18,848,500	17,996,000			
7	市民部	人権政策室男女共同参画センター	男女共同参画センターほか電気・機械設備等保守業務	令和6年6月1日～令和9年5月31日	24,439,014	6,788,615	8,146,338	8,146,338	1,357,723	
8	市民部	人権政策室男女共同参画センター	女性のための電話相談業務	令和6年6月1日～令和9年5月31日	13,481,379	3,744,827	4,493,793	4,493,793	748,966	
9	市民部	市民自治推進室	吹田市地区市民ホール清掃業務	令和6年5月1日～令和9年4月30日	7,592,577	2,319,954	2,530,859	2,530,859	210,905	
10	市民部	市民自治推進室	吹田市高野台市民ホール及び桃山台市民ホール公トイレ清掃業務	令和6年5月1日～令和9年4月30日	1,734,480	529,980	578,160	578,160	48,180	
11	児童部	保育幼稚園室	吹田市立こども発達支援センター及び保育幼稚園室休日保育警備安全管理業務【No.12と併合】	令和6年10月1日～令和9年9月30日	1,045,440	174,240	348,480	348,480	174,240	
12	児童部	こども発達支援センター	吹田市立こども発達支援センター及び保育幼稚園室休日保育警備安全管理業務【No.11と併合】	令和6年10月1日～令和9年9月30日	11,642,400	1,940,400	3,880,800	3,880,800	1,940,400	
13	児童部	こども発達支援センター	吹田市立こども発達支援センター清掃業務	令和6年10月1日～令和9年9月30日	7,207,200	1,201,200	2,402,400	2,402,400	1,201,200	
14	福祉部	総合福祉会館	吹田市立総合福祉会館 設備管理業務	令和6年6月1日～令和9年5月31日	41,976,000	11,660,000	13,992,000	13,992,000	2,332,000	
15	福祉部	生活福祉室	生活保護受給者等診療報酬明細書(レセプト)点検等及び健康管理支援業務委託契約	令和6年4月1日～令和9年3月31日	5,775,000	1,925,000	1,925,000	1,925,000		

令和6年度(2024年度)予算に係る長期継続契約予定一覧表 (役務の提供)

単位: 円

No.	所属名		契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額(見込)				
	部	室・課				令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
16	福祉部	生活福祉室	生活保護受給者等診療報酬明細書(レセプト)点検等及び健康管理支援業務委託契約(単価契約)	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日	2,804,520	934,840	934,840	934,840		
17	福祉部	高齢福祉室	吹田市緊急通報システム業務(通約)設置設置費については単価契約【No.22と併合】	令和6年5月1日 ~ 令和9年4月30日	51,556,395	15,714,193	17,185,465	1,471,272		
18	福祉部	高齢福祉室	吹田市介護保険業務に関する帳票印刷、印字、封入・発送業務	令和6年10月1日 ~ 令和7年12月31日	32,830,930	10,573,750	22,257,180			
19	福祉部	高齢福祉室	高齢者・介護家族電話相談業務	令和6年7月1日 ~ 令和9年6月30日	18,216,000	5,566,000	6,072,000	506,000		
20	福祉部	高齢福祉室	認知症伴走型支援事業業務	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	2,701,000	421,000	912,000	456,000		
21	福祉部	高齢福祉室	吹田市シルバーワークプログラム業務	令和6年5月1日 ~ 令和9年4月30日	712,800	217,800	237,600	19,800		
22	福祉部	障がい福祉室	吹田市緊急通報システム業務(通約)設置設置費については単価契約【No.17と併合】	令和6年5月1日 ~ 令和9年4月30日	263,102	84,902	85,536	7,128		
23	健康医療部	健康まちづくり室	吹田市立休日急病診療所警備誘導業務	令和6年7月1日 ~ 令和9年6月30日	6,520,536	1,630,134	2,173,512	543,378		
24	健康医療部	国民健康保険課	吹田市国民健康保険等の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務(単価契約)【No.25と併合】	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	31,534,206	2,323,156	10,924,650	7,361,750		
25	健康医療部	国民健康保険課	吹田市国民健康保険等の帳票印刷、印字及び封入・発送委託業務(単価契約)【No.24と併合】	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	26,785,968	2,604,030	8,928,656	6,324,626		
26	環境部	環境政策室	江坂公園ほか1か所卒煙支援ブース警備業務	令和6年11月1日 ~ 令和11年10月31日	2,527,690	501,280	421,280	421,280	421,280	341,290
27	環境部	事業課	事業課庁舎 清掃業務	令和6年5月1日 ~ 令和8年9月30日	4,214,227	1,601,800	1,741,618	870,809		
28	環境部	事業課	事業課業務グループ庁舎機械警備業務	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	1,148,400	191,400	382,800	191,400		
29	環境部	事業課	事業課庁舎 警備業務	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	970,200	161,700	323,400	161,700		
30	環境部	資源循環エネルギーセンター	残灰搬送業務(単価契約)	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日	35,640,000	11,880,000	11,880,000			

令和6年度（2024年度）予算に係る長期継続契約予定一覧表（役務の提供）

単位：円

No.	所属名		契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額(見込)						
	部	室・課				令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
31	環境部	破砕選別工場	破砕選別工場大型複雑ごみ等解体・選別業務	令和6年7月1日～令和9年6月30日	3年	411,760,800	102,940,200	137,253,600	137,253,600	34,313,400		
32	環境部	破砕選別工場	破砕選別工場資源ごみ(ビン・カレット類)選別業務	令和6年7月1日～令和9年6月30日	3年	176,101,200	44,025,300	58,700,400	58,700,400	14,675,100		
33	環境部	破砕選別工場	破砕選別工場資源ごみ(古紙・古布類)選別業務	令和6年7月1日～令和9年6月30日	3年	121,374,000	30,343,500	40,458,000	40,458,000	10,114,500		
34	環境部	破砕選別工場	破砕選別工場資源ごみ(ペットボトル)選別業務	令和6年7月1日～令和9年6月30日	3年	62,132,400	15,533,100	20,710,800	20,710,800	5,177,700		
35	土木部	総務交通室	吹田市江坂公園自転車駐車場清掃業務	令和6年10月1日～令和9年9月30日	3年	3,088,800	514,800	1,029,600	1,029,600	514,800		
36	土木部	総務交通室	吹田市江坂公園自転車駐車場夜間等管理業務	令和6年10月1日～令和9年9月30日	2年	9,504,000	2,376,000	4,752,000	2,376,000			
37	土木部	総務交通室	吹田市自転車駐車場遠隔監視システム及び防犯カメラ保守点検業務	令和6年10月1日～令和11年9月30日	5年	2,310,000	231,000	462,000	462,000	462,000	462,000	231,000
38	下水道部	水再生室	吹田市南吹田下水処理場分室機械整備委託業務	令和6年5月1日～令和9年4月30日	3年	792,000	242,000	264,000	264,000	22,000		
39	学校教育部	保健給食室	吹田市立千里たけみ小学校給食調理等業務委託	令和6年8月1日～令和9年7月31日	3年	64,977,000	13,783,000	21,659,000	21,659,000	7,876,000		
40	学校教育部	保健給食室	吹田市立北山田小学校給食調理等業務委託	令和6年8月1日～令和9年7月31日	3年	75,639,216	16,044,682	25,213,072	25,213,072	9,168,390		
41	学校教育部	保健給食室	吹田市立吹田南小学校給食調理等業務委託	令和6年8月1日～令和9年7月31日	3年	106,315,110	22,551,690	35,438,370	35,438,370	12,886,680		
42	学校教育部	保健給食室	吹田市立小学校給食調理等業務委託(新規委託校1)	令和6年8月1日～令和9年7月31日	3年	99,627,165	21,133,035	33,209,055	33,209,055	12,076,020		
43	地域教育部	中央図書館	吹田市立図書館保安警備業務【中央図書館ほか1館】	令和7年2月1日～令和10年1月31日	3年	49,896,000	2,772,000	16,632,000	16,632,000	13,860,000		
44	地域教育部	中央図書館	吹田市立図書館機械警備業務【中央図書館ほか3館】	令和7年2月1日～令和10年3月31日	3年 2か月	7,089,280	373,120	2,238,720	2,238,720	2,238,720		
45	地域教育部	中央図書館	吹田市立図書館清掃業務【中央図書館ほか4館】	令和7年2月1日～令和10年1月31日	3年	75,681,252	4,204,514	25,227,084	25,227,084	21,022,570		

令和6年度(2024年度)予算に係る長期継続契約予定一覧表 (役務の提供)

単位：円

No.	所屬名		契約(予定)名	契約(予定)期間	予算総額 (見込)	年間予算額(見込)				
	部	室・課				令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
46	地域教育部	中央図書館	吹田市立千里図書館窓口等業務	令和7年2月1日 ~ 令和10年1月31日	178,200,000	9,900,000	59,400,000	59,400,000	49,500,000	
47	地域教育部	中央図書館	吹田市立さんくす図書館窓口等業務	令和7年2月1日 ~ 令和10年1月31日	149,418,000	8,301,000	49,806,000	49,806,000	41,505,000	
48	地域教育部	中央図書館	吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務	令和7年2月1日 ~ 令和10年1月31日	190,080,000	10,560,000	63,360,000	63,360,000	52,800,000	
49	地域教育部	中央図書館	吹田市立千里図書館窓口等業務	令和7年2月1日 ~ 令和10年1月31日	162,360,000	9,020,000	54,120,000	54,120,000	45,100,000	
50	地域教育部	文化財保護課	吹田市立博物館警備・収納等業務	令和6年6月1日 ~ 令和9年5月31日	74,922,408	20,811,780	24,974,136	24,974,136	4,162,356	
51	地域教育部	文化財保護課	吹田市立博物館清掃業務	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	16,929,000	2,821,500	5,643,000	5,643,000	2,821,500	
52	地域教育部	文化財保護課	吹田市立博物館設備管理業務	令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日	32,868,000	5,478,000	10,956,000	10,956,000	5,478,000	
53	地域教育部	文化財保護課	旧西尾家住宅(吹田文化創造交流館)警備業務	令和6年6月1日 ~ 令和9年5月31日	21,948,300	6,096,750	7,316,100	7,316,100	1,219,350	

一般事務事業における公費負担職員名刺を活用したシティプロモーションについて

1 事業の内容

各室課が名刺交換の機会を吹田市のシティプロモーションの好機と捉え、市の魅力を紹介するきっかけとして活用することを目的に、公費負担による職員名刺を作成します。

また、名刺は数種類のデザインを作成します。

2 予算額

歳出予算 813 千円 (他室課分含む)

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 一般事務事業 (小事業) 一般事務事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	35	シティプロモーション推進室 14 名分
	778	他室課合計 311 名分

3 経過及び今後の予定

平成 29 年 (2017 年) 4 月	吹田市職員統一名刺デザイン 10 種 (私費) の開始
令和 2 年 (2020 年) 4 月	市制施行 80 周年デザイン 6 種追加
令和 5 年 (2023 年) 4 月	2025 年大阪・関西万博デザイン 5 種追加
令和 6 年 (2024 年) 4 月	公費負担による職員名刺を開始
令和 7 年 (2025 年) 5 月	令和 6 年度実績の照会

人事管理事業における人材マネジメントシステムの導入について

1 事業の内容

本市では、職員の人事情報や勤怠状況等は人事給与システムで管理し、資格・スキルの保有状況、異動希望等はエクセルデータ等で別々に管理しています。人事配置の検討に当たり、分散した情報を効果的に活用することが難しく、また、人事給与システムやエクセルデータでは管理が難しい人事情報もあります。

近年、自治体においても若年層の離職等により人材確保が大きな課題となっています。人事情報をデータベース化して一元管理し、職員のモチベーションの維持や離職防止のための適材適所の人事配置を行うことを目的として導入するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 37,675 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 人事管理事業 (小事業) 人事管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	プロポーザル調達に係る学識経験者報償金
委託料	37,663	システム構築・運用保守費

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額
人材マネジメントシステム 構築・運用保守業務	令和7年度～令和10年 度	60,349 千円

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	プロポーザルによる事業者選定(7月まで)
8月	システム構築開始
12月	システム運用開始

債権管理事業における債権管理システムの導入について

1 事業の内容

本市では、市税や国民健康保険料を除く債権の滞納整理について、電算処理システムが無い又は機能として一部備わっていない場合が多く、特に少額の債権については Excel 等で管理をしているため、特定の職員に依存するような非効率的な方法での滞納整理となっています。

そのため、効率的で適正な滞納整理を進めていくには電算処理システムの導入が必要となりますが、債権ごとに電算処理システムを導入することは費用的にも高額となることから、全庁的に利用することが可能となる統合的な債権管理システムを導入するものです。

なお、本システムは、国の標準化対象業務の滞納整理機能を統合的に管理する機能を有しているため、市税を除く滞納整理が必要な標準化対象業務（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）の滞納整理機能を有しているシステムとなります。

2 予算額

(1) 歳出予算 57,926 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 行財政改革推進事業 (小事業) 債権管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	57,926	システム導入、構築費

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額
債権管理システム構築・運用保守業務	令和7年度～令和11年度	152,680千円

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	システムの対象とする債権の最終選定
5月	入札公告の実施
7月中旬	制限付一般競争入札の実施
7月下旬	落札者と契約
8月～令和7年(2025年)12月	システム構築、テスト稼働
令和8年(2026年)1月	本番稼働

情報システム運用事業における新共通基盤システムの構築（標準化対応）について

1 事業の内容

本市では、平成 27 年度（2015 年度）に、住民情報系の各業務システムの運用に共通して必要となる機能（認証や印刷、帳票作成、ファイル共有など）をまとめた共通基盤システムを構築し、庁内に設置したサーバーで運用してきました。

一方、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年（2021 年）9 月施行）に基づき、対象となる業務システムを国の定める標準仕様に準拠させるとともに、併せてクラウド環境（※）へ移行するための取組（以下、「標準化対応」という。）を全庁的に進めているところです。標準化後の各業務システムを所管室課で運用するためには、現行の共通基盤システムを新システムに再構築する必要があります。

そのため、標準化後の各業務システムに共通して必要となる機能をまとめた、新たな共通基盤システムをクラウド環境に構築しようとするものです。

（※）国内データセンター等を介した「サービス提供」の形態で情報システムを利用できる環境のこと。これにより、従来のように自前の資産として庁内にサーバー等を設置することが不要になる。

2 予算額

(1) 歳出予算 479,744 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（大事業）情報システム運用事業（小事業）情報システム運用事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	学識経験者報奨金（プロポーザル）
委託料	479,732	新共通基盤システム構築費用

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額（千円）
新共通基盤システム構築業務	令和 7 年度（2025 年度）	498,741

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）9 月	事業者決定
～	（開発期間として、段階的にシステム構築）
令和 8 年（2026 年）1 月	システム稼働開始

(1)

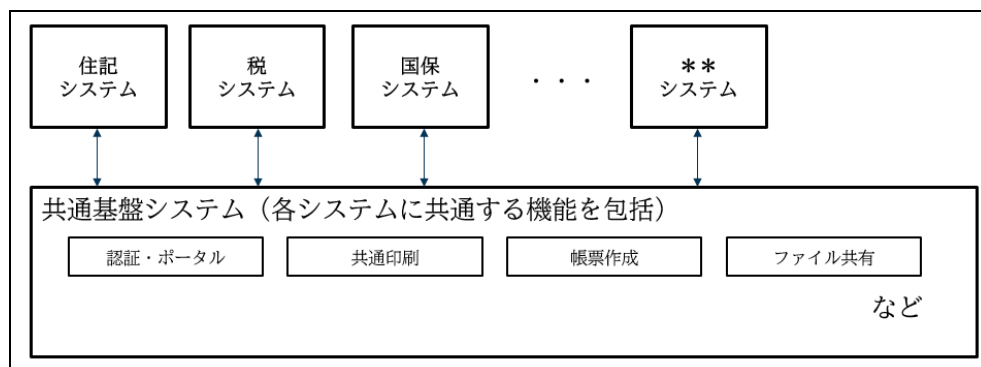
4 参考

(1) 標準化対応が必要な業務一覧

No	業務名	所管部	予算案	備考
1	固定資産税	税務部	○	令和5年度（2023年度）より開発着手済
2	個人住民税			
3	法人住民税			
4	軽自動車税			
5	住民記録	市民部	○	
6	印鑑登録			
7	戸籍			
8	戸籍附票			
9	国民年金	児童部		
10	児童手当			
11	児童扶養手当			
12	子ども・子育て支援			
13	生活保護	福祉部	○	
14	介護保険			
15	障がい者福祉			
16	健康管理	健康医療部	○	
17	国民健康保険			
18	後期高齢者医療			
19	就学	学校教育部		
20	選挙人名簿管理	選挙管理委員会事務局	○	
21	共通基盤	行政経営部	○	
22	共通（債権管理）	税務部	○	各種の債権を業務横断的に管理する

（※）令和6年度当初予算における標準化対応予算計上の状況を示す

(2) 共通基盤システムの概略図



(2)

情報システム運用事業における事務系ネットワークの無線化拡大について

1 事業の内容

本市では、現在、庁内の一部の会議室や執務スペースについては、L G W A N 利用事務系ネットワーク（※1）の無線化を行っています。一方、D X（デジタル・トランスフォーメーション）の進展に伴う様々な働き方（ペーパーレス会議、タブレット端末の普及等）に対応するため、無線環境の整備拡大が必要となってきました。

本取組は、現在の限定的な無線環境を大幅に拡大することで、より多くの部署における業務プロセスの改善を図るものです。

※1 財務会計システムや文書管理システムが属する、住民情報を取扱わない内部事務系ネットワーク

(1) 令和5年度までに無線化済

本庁	中層棟（4階）、高層棟（3階、4階、5階、9階）、各部局の主要な会議室
本庁外	水道部庁舎、北部消防庁舎、こども園、幼稚園、保育園

(2) 令和6年度に無線化（予定）

以下の場所について、現地調査等を行い、導入可能な部分から段階的に実施予定

本庁	上記（1）以外の全フロア
本庁外	吹田さんくす内の教育委員会フロア

(3) 上記（1）（2）以外の執務スペース等については令和7年度（2025年度）以降の対応を検討中

2 予算額

(1) 歳出予算 82,502 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費

（大事業）情報システム運用事業（小事業）情報システム運用事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	82,502	機器の導入及び保守業務

3 経過及び今後の予定

令和6年（2024年）4月～6月	調達
令和6年（2024年）7月～ 令和7年（2025年）3月	構築（9月以降、整備が完了した場所から 順次運用開始）

情報システム運用事業における有料版対話型生成 AI の導入について

1 事業の内容

(1) 概要

対話型生成 AI とは、人間と自然な会話を実現できるコンピューターテクノロジーを用いて、文章の作成や要約、知見やアイデアなどの応答等を行う人工知能を指し、業務の省力化や効率化、発想の拡大に資するものとして近年急速に注目されているものです。本取組は、有料版対話型生成 AI を試験的に導入し、その活用を通じて業務プロセスの改善を図るものです。

(2) 経緯

本市においては、本年度に生成 AI の利活用ガイドライン及び生成 AI 活用の手引きを策定し、インターネット上で提供されている汎用の対話型生成 AI の業務利用を開始しているところですが、情報漏洩のリスクがあることから、機密情報等の取扱いを制限しています。

革新的な技術であることから、本年度は予算を伴わない範囲で迅速に導入しましたが、機密情報等の取扱いを制限している現状では、その有用性を十分に発揮できていません。令和 6 年度（2024 年度）から 2 年間、機密情報の取扱い可能な有料版を試験的に導入することで、幅広い業務に活用し、その効果を検証します。

2 予算額

(1) 歳出予算 2,640 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事业) 情報システム運用事業 (小事业) 情報システム運用事業

節名称	予算額(千円)	説明等
使用料及び賃借料	2,640	サービスの利用料

3 経過及び今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 5 月	システム調達
10 月	利用開始

会計事務事業におけるセルフ納付機の増設について

1 事業の内容

近年、長引く低金利やデジタル技術の向上等により、金融機関では人員や店舗削減に乗り出しており、指定金融機関の辞退や手数料見直しを求める声が上がっています。

本市においても、本庁低層棟1階指定金融機関派出窓口の継続にあたり、現行の事務経費増額の要望だけでなく、これまで無料であった窓口収納の有料化や窓口の負担軽減などを、指定金融機関から求められています。

これらに関する対応の一つとして、現行2枠の収納対応窓口のうち1枠を、セルフ納付機を1台増設して置き換え、派出職員を1名減数することで派出窓口の負担を軽減し、派出経費を増額することなく来庁者の利便性の維持を図ろうとするものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 7,507 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 会計事務事業 (小事業) 会計事務事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
需用費	596	専用消耗品費及び配線修繕費等
役務費	22	辞書登録料 (新規追加予定分)
委託料	53	保守委託料 令和7年(2025年)2月～3月分
備品購入費	6,836	セルフ納付機及び防犯カメラ購入費

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	入札開始
5月～7月	配線工事や防犯カメラ設置等を実施
8月	新セルフ納付機の稼働開始

会計事務事業における内国為替制度運営費導入に伴う手数料負担について

1 事業の内容

令和 6 年（2024 年）10 月から「内国為替制度運営費（※）」が地方公共団体も対象となることから、これまで無料とされてきた公金の支出にかかる口座振込手数料（給与・賞与の支給に係るものは除く。）を支払う必要があります。

総務省通知においても公金収納支払事務に係る適正な経費負担を求められており、本市指定金融機関へ内国為替制度運営費にシステム維持等に係る事務処理経費相当額 38 円（税別）を加えた 1 件あたり 100 円（税別）の手数料を支払うものです。

※ 仕向銀行（支払元）から被仕向銀行（支払先）に対して為替取引 1 件当たり一律 62 円（税別）を支払う費用

2 予算額

(1) 歳出予算 23,760 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

(大事業) 会計事務事業 (小事業) 会計事務事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
役務費	23,760	内国為替制度運営費の手数料 @100 円（税別）×1.10 ×450,000 件（年間振込予定件数） ×1/2（令和 6 年 10 月からの半年分） －990,000 円（下水道事業会計負担分）

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）2 月	支払日の集約
8 月	会計年度任用職員給与支払を、総合振込から内国為替制度運営費の手数料が不要となる給与振込での支払に変更
9 月	財務会計システム再構築により、同一支払先への振込を集約する名寄機能の開始
10 月	同手数料負担開始

特殊詐欺被害防止に係る防犯機能付電話機等の購入補助について

1 事業の内容

本事業は令和5年(2023年)9月から実施しておりますが、依然として特殊詐欺による被害が深刻化する中、令和6年度(2024年度)においても引き続き実施し、防犯機能付電話機等の普及を図るものです。

(1) 補助対象

市内在住の65歳以上の高齢者

(2) 補助内容

補助率；防犯機能付電話機等の購入費用の2/3

上限額；10,000円

事業開始；令和6年(2024年)4月

2 予算額

(1) 歳出 5,217千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 消費経済対策費
(大・小事業) 消費生活事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	5,000	購入補助費用(@10,000×500件)
需用費	214	消耗品等
役務費	3	振込組戻し手数料

(2) 歳入(特定財源) 2,606千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 総務費府補助金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
大阪府消費者行政強化事業補助金	2,606	1/2 補助

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月から ホームページ、市報すいた等で事業周知、及び
申請受付開始

市有車両管理事業における電気自動車の導入及び充電器の設置等について

1 事業の内容

令和 4 年（2022 年）12 月に策定された「吹田市公用車脱炭素化方針」に基づき、公用車からの温室効果ガス排出量を可能な限り削減できるよう、令和 5 年度（2023 年度）に引き続き、令和 6 年度（2024 年度）に更新時期を迎えるガソリン車（5 台）を電気自動車に更新します。併せて、当該車両の導入に伴う充電器設置工事及び電気配線工事等を行うものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 18,358 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）車両管理費

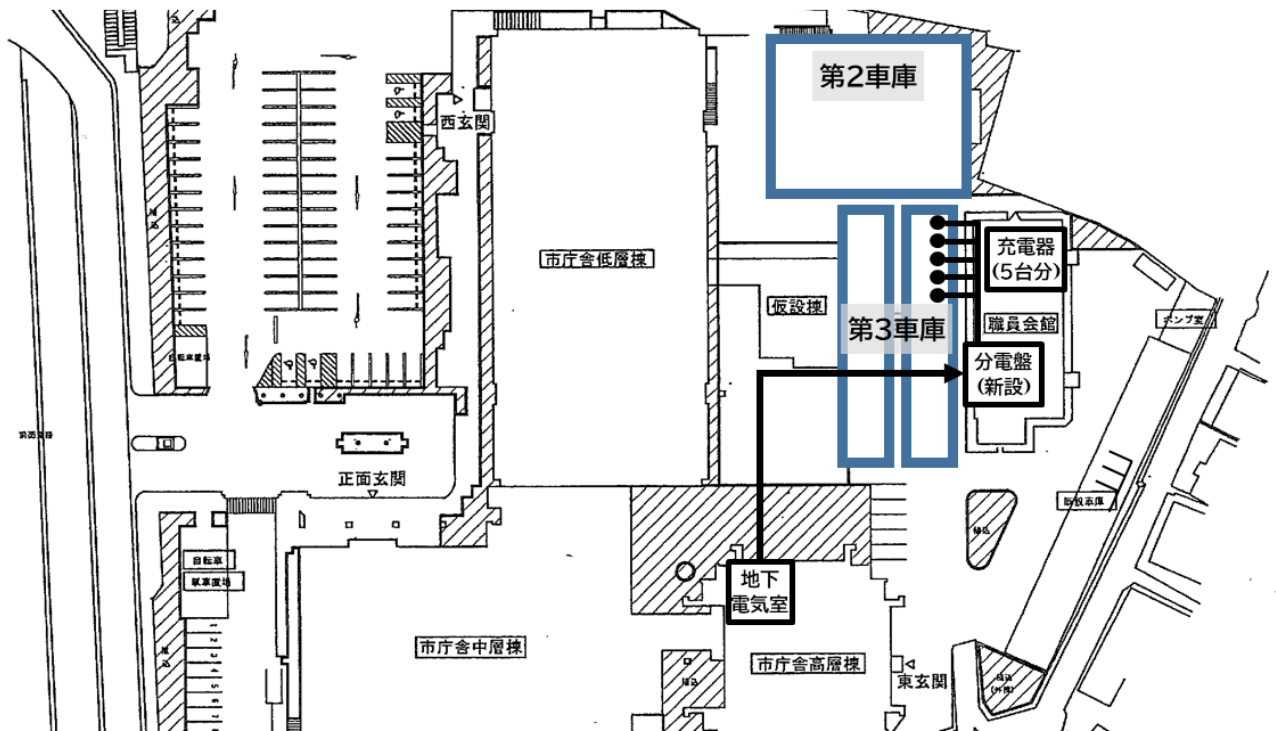
（大事業）車両管理事業（小事業）市有車両管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	283	路面標示工事（第 2 車庫）
	1,012	駐車ますの幅員の拡大工事（第 3 車庫）
使用料及び賃借料	563	電気自動車（軽乗用）5 台（リース期間 7 年・長期継続契約） ・リース料月額 36,500 円×4 か月（令和 6 年 12 月～令和 7 年 3 月）×1.1×2 台 ・リース料月額 36,500 円×2 か月（令和 7 年 2 月～3 月）×1.1×3 台
工事請負費	16,500	充電器 5 台（予定）の設置及び分電盤の新設を含む電気配線工事（第 3 車庫）

(2) 債務負担行為

事項	期間	限度額
車両リース費用 （電気自動車（軽貨物）4 台）	令和 6 年度～令和 15 年度	15,424 千円
車両リース費用 （電気自動車（軽乗用）1 台）	令和 6 年度～令和 14 年度	3,375 千円

(参考) 令和6年度(2024年度)における充電器設置場所等



※地下電気室から第3車庫内の分電盤を経由して充電器まで電気配線を通します。

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月 ～5月	駐車ますの改修工事に係る入札及び工事の実施
5月～11月	充電器の設置に伴う電気配線工事に係る入札及び工事の実施
6月	電気自動車のリース契約に係る入札
12月	電気自動車2台の導入(既存ガソリン車からの更新)
令和7年(2025年)2月	電気自動車3台の導入(既存ガソリン車からの更新)

※ 上記表中の5台のほか、債務負担行為を設定し、電気自動車を令和7年(2025年)5月に1台・同年6月に4台導入予定です(いずれも既存ガソリン車からの更新)。

職員研修事業における資格取得支援の拡大について

1 事業の内容

「吹田市資格取得支援に関する要領」に基づき実施している職員の資格試験やその資格を維持するための支援について、自ら学び、キャリアアップを目指そうとする職員の多彩な能力の開発をより一層支援するため、支援内容を拡大します。

【現行】

書籍の貸与 : 上限 10,000 円/1 人

【拡大後】

(1) 書籍代の補助 : 上限 10,000 円/1 人

書籍の返却を求めない。金額の変更はなし。

(2) 受験料等の補助 : 上限 15,000 円/1 人

(3) 対象資格の追加

職員採用試験における事務（情報コース）及び（福祉コース）の受験資格要件である試験及び資格を追加。

2 予算額

(1) 歳出予算 275 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 職員研修費

(大事業) 人事管理事業 (小事業) 職員研修事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	50	書籍提供 10,000 円×5 人
負担金、補助及び 交付金	225	受験料補助 15,000 円×15 人

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 4 月	吹田市資格取得支援に関する要領を改正
---------------------	--------------------

コミュニティ施設における危険樹木調査の実施について

1 事業の内容

コミュニティ施設（地区市民ホール・コミュニティセンター・竹見台多目的施設）の施設内にある樹木について、毎年樹木の維持管理委託業務を行っているが、多数の高木が存在し、老木も多く、万一倒木した場合、施設利用者や通行人が怪我を負う恐れがあります。

そのため、専門業者による樹木の調査を行い、倒木等の恐れのある樹木を把握することにより、施設利用者や通行人に対する危険を回避し、安全を確保するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 76千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）地区市民ホール費

（大事業）コミュニティ施設事業（小事業）市民ホール管理事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	76	危険樹木調査委託料

(2) 歳出予算 188千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）コミュニティセンター費

（大事業）コミュニティ施設事業（小事業）コミュニティセンター管理事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	188	危険樹木調査委託料

(3) 歳出予算 470千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）地域振興費

（大事業）コミュニティ施設事業（小事業）竹見台多目的施設管理事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	470	危険樹木調査委託料

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月～5月	仕様書作成、業者選定
6月	調査実施

人権推進事業における犯罪被害者等見舞金制度の創設について

1 趣旨

近年の様々な犯罪等が後を絶たない中であって、犯罪被害者等の多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされています。

そのような現状において、特に殺人や傷害など故意の犯罪により被害に遭われた方及びその家族が直面する生活への不安や経済的な負担の軽減を図ることを目的として、犯罪被害者等見舞金制度を創設し、見舞金を支給するものです。

2 制度の概要

(1) 見舞金の支給対象者

犯罪被害者及びその遺族

(2) 対象となる犯罪行為

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 2 条第 1 項に規定される人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

(3) 支給区分及び支給額

ア 遺族見舞金

犯罪被害により死亡した被害者の遺族に対して 1 事件につき、30 万円。
ただし、既に重傷病見舞金を支給された者が、当該犯罪被害に起因して死亡した場合については、1 事件につき 20 万円とする。

イ 重傷病見舞金

犯罪被害により次に掲げる傷病を負った犯罪被害者に対して 1 事件につき、10 万円。

(ア) 医師により 1 月以上の療養かつ 3 日以上入院を要すると診断された傷害又は疾病

(イ) 医師により 1 月以上の療養を要し、かつ 3 日以上労務に服することができないと診断された精神疾患

(1)

3 予算額

歳出予算 400 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 人権費

(大事業) 人権事業 (小事業) 人権推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
扶助費	400	犯罪被害者等見舞金

4 今後の予定

令和6年(2024年)3月	吹田市犯罪被害者等見舞金支給要領制定
4月	犯罪被害者等見舞金制度導入

コミュニティ活動支援事業における吹田市自治会活動補助金の増額について

1 事業の内容

これまで、住民相互の親睦と相互扶助の向上を図ることを目的として、吹田市自治会活動補助金を活用して地域の自治会活動を支援してまいりましたが、平成11年（1999年）の発足以来補助金の改定を行っておりません。

当該補助金は各連合自治会の重要な財源となっていますが、昨今の物価上昇や燃料費の高騰がある中、これまで数年間制限されていた自治会活動を平時に戻し、地域コミュニティの活性化につなげるため、下記のとおり増額改定を図るものです。

2 増額改定の内容

現行	均等割 200,000 円 + 世帯数 × 75 円
改定（案）	均等割 275,000 円 + 世帯数 × 75 円

※ 1 連合自治会につき 75,000 円増額

3 予算額

歳出予算 14,873千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）地域振興費

（大事業）コミュニティ活動支援事業（小事業）コミュニティ活動支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	14,873	自治会活動補助金

4 今後の予定

令和6年（2024年）4月	吹田市自治会活動補助金交付要領改正、運用開始
---------------	------------------------

文化振興事業等における奨励金の創設について

1 事業の内容

(1) 概要

文化の振興及びスポーツの推進を図ることを目的として、文化及びスポーツの分野における全国大会等の出場者を対象とした奨励金を創設します。

(2) 交付金額

大会等の規模	金額（千円）	
	個人	団体（10人以上）
国際規模（国外開催）	20	200
国際規模（国内開催）	10	100
全国規模（近畿以外開催）	10	100
全国規模（近畿開催）	5	50

2 予算額

(1) 歳出予算 500 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）文化振興費
（大事業）文化振興事業（小事業）文化振興事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	500	文化の分野における全国大会やコンクール出場者を対象とする奨励金

(2) 歳出予算 1,000 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）スポーツ推進費
（大事業）スポーツ推進事業（小事業）生涯スポーツ促進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	1,000	スポーツの全国大会等出場者を対象とする奨励金

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月	奨励金の交付開始
---------------	----------

地域青色防犯パトロール活動に対する支援の拡充について

1 事業の内容

地域の安心安全の見守りを目的とした青色防犯パトロールは、平成17年度（2005年度）から市直営のパトロール隊が、平成18年度（2006年度）から地域の自主防犯組織活動としてパトロール隊が結成され、令和6年（2024年）1月現在、12団体が活動中です。本事業では、令和5年度（2023年度）実施計画において市直営のパトロール事業の廃止を決定し、令和6年（2024年）3月をもって事業を終了することに伴い、さらなる地域パトロール活動の活性化や新規結成支援を促進することを目的として、平成20年度（2008年度）から地域青パト活動団体に対して交付している燃料費等の対象経費の拡大及び活動補助金の増額並びにパトロール専用車両を購入し新規結成団体へ譲渡するものです。

一方、パトロールの担い手不足も新規結成への障壁となっており、一地区だけで年間を通して運用するのは難しく、複数の地区で車をシェアしたいとの地域からの要望に応えるため、吹田防犯協議会へ専用車両を貸与し、未結成地域への貸出管理・運用を担っていただくものです。

2 予算額

歳出予算 7,260千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）安心安全費

（大事業）地域防犯推進事業（小事業）地域防犯推進事業

節名称	予算額 (千円)	内容等
使用料及び賃借料	630	防犯協議会貸与青パトリース料（旧市直営パトロール車両）
補助金	230	防犯協議会事業補助金（青パト活動補助金）
補助金	1,400	地域青色防犯パトロール活動補助金 （上限増額分 95,000円/団体・車検代分 50,000円/団体）
補助金	5,000	地域青色防犯パトロール活動補助金 （新規結成用・専用車両購入分 2,500,000円/台）

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費及び上限額の変更等の周知・広報 パトロール隊未結成地域への結成働きかけ開始 吹田防犯協議会への車両貸与手続
5月	<ul style="list-style-type: none"> 吹田防犯協議会における地区への車両貸出運用開始 新規結成地域への車両譲渡手続
12月	<ul style="list-style-type: none"> 新規結成地域への車両譲渡運用開始

都市魅力創造事業における大阪・関西万博を契機としたシティプロモーションについて

1 事業の内容

2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催を 1970 年大阪万博開催の地である本市にとってシティプロモーションの絶好の機会と捉え、市民の市への愛着と誇りを高めるとともに、市民の万博への機運を高めることに繋がります。1970 年大阪万博のテーマである「人類の進歩と調和」を踏まえ、未来の「S u i t a b l e c i t y」のあるべき姿の一つとして多文化共生をテーマに、本市ならではのワークショップやイベントの開催や万博関連イベント等でのブース出展及び広報活動等を実施し国内外に本市の魅力を発信します。

2 予算額

(1) 歳出予算 23,048 千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）シティプロモーション費

（大事業）シティプロモーション事業（小事業）都市魅力創造事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	48	委託事業者選定プロポーザル学識経験者意見聴取
委託料	23,000	全体計画立案・進行管理 ワークショップ、シンポジウム等 イベントの企画・運営

(2) 歳入予算（特定財源） 500 千円

（款）府支出金（項）府補助金（目）総務費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
2025 年大阪・関西万博地域 連携イベント開催支援事業 補助金	500	万博の機運醸成事業を対象とした大阪府の補助金

(3) 債務負担行為

事項	期間	限度額（千円）
委託料	令和 7 年度	35,000

3 今後の予定

令和6年度（2024年度）	プロポーザル方式により委託事業者を選定し、市内でワークショップ等を実施
令和7年度（2025年度）	令和6年度の実施内容を継続するほか、ワークショップ等の成果として、シンポジウムやイベントを開催

4 令和6年度万博関連歳出予算（参考）

取組項目	予算額 (千円)	説明等
万博を契機としたシティプロモーション	23,048	1 事業の内容のとおり
機運醸成促進のための取組への参画及び負担金の支出	10,000	令和5年度に引き続き、民間等が主体の万博機運醸成の取組のうち、万博のテーマ等に合致し、本市の新たな魅力となる取組に参画
万博を契機とした国際交流による本市の魅力発信	4,000	令和5年度に引き続き、スイスを相手国とした国際交流を通じたシティプロモーションを実施
グッズ作成等による万博の機運醸成促進	438	本市独自の万博ノベルティグッズの作成及び万博関連イベントに出展する本市ブース等の必要物品の購入
万博首長連合の正会員登録	300	「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」の賛助会員から正会員への変更
合計	37,786	

都市魅力発信事業における吹田市情報発信プラザの廃止について

1 事業の内容

平成 27 年度（2015 年度）開設の吹田市情報発信プラザ（Inforestすいた）について、令和 6 年（2024 年）10 月に運営委託契約の満了を迎えるにあたり、改めて設置意義等を精査した結果、当該契約の満了をもって閉鎖します。また、当該施設の閉鎖に伴い、令和 10 年（2028 年）1 月まで締結しておりました定期建物賃貸借契約を解約するものです。

本定例会においては、施設閉鎖及び令和 6 年 10 月までの運営に係る予算を提案するものです。

2 予算額

施設閉鎖に伴う歳出予算 10,798千円

（款）総務費（項）総務管理費（目）シティプロモーション費

（大事業）シティプロモーション事業（小事業）都市魅力発信事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
需用費	2,200	什器撤去等費用
負担金、補助及び交付金	5,078	原状復旧費用等
補償、補填及び賠償金	3,520	定期建物賃貸借契約の解約に伴う解約金

※令和 6 年 10 月までの運営経費（委託料、使用料及び賃借料、負担金）20,091 千円を計上

3 経過及び今後の予定

平成 27 年（2015 年）11 月	吹田市情報発信プラザを EXPOCITY に設置 施設運営を（一社）吹田にぎわい観光協会に委託
令和 3 年（2021 年）11 月	定期建物賃貸借契約を締結（令和 10 年 1 月まで） 施設運営を民間事業者へ委託（令和 6 年 10 月まで）
令和 6 年（2024 年）10 月	施設閉鎖
11 月	定期建物賃貸借契約を解約

都市魅力発信事業におけるシティプロモーション促進補助金について

1 事業の内容

吹田市内において、地域ごとの特色や市ならではの魅力の向上につながるイベントを行う団体に対し、補助金を交付することにより、シティプロモーションイベントを充実させ、もって市のイメージ向上及び市民の市への愛着と誇りの醸成を図ります。

2 予算額

歳出予算 5,000 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) シティプロモーション費

(大事業) シティプロモーション事業 (小事業) 都市魅力発信事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	5,000	1 団体の補助上限額を 1,000 千円から 1,250 千円に増額及び補助対象経費の拡大。4 団体程度の採択を予定。

3 経過及び今後の予定

令和 3 年度 (2021 年度)	シティプロモーション促進補助金を創設 4 件申請のうち交付 4 件 (うち 1 件中止)
令和 4 年度 (2022 年度)	6 件申請のうち交付 4 件
令和 5 年度 (2023 年度)	4 件申請のうち交付 2 件
令和 6 年 (2024 年) 4 月上旬～中旬	申請受付
5 月上旬～中旬	交付審査及び結果通知
7 月以降	補助金交付

4 備考

シティプロモーション推進室で所管する補助金

No.	補助金名称	予算額(千円)	説明等
1	すいたフェスタ 運営補助金	15,000	すいたフェスタ実行委員会 に対する補助
2	シティプロモーション 促進補助金	5,000	1 事業の内容のとおり

すいたフェスタ事業における補助金について

1 事業の内容

すいたフェスタについては、企業等からの協賛金や模擬店の出店料等に加えて、市からの補助金により開催に必要となる財源を確保しています。令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）のすいたフェスタでは、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、会場内看板の増設、熱中症対策のための日よけテントの設置等の課題への対応のため、補助金額を一時的に増額していました。

第3回目となるすいたフェスタの開催にあたり、来場者が安全かつ快適に過ごせる環境を整備するためには、引き続き熱中症対策の充実が必要であり、また、当日従事する職員の負担軽減といった運営面での課題など、改善すべき点が複数あります。

それらの課題を解消・改善し、企画内容を充実させることで、遠方の地域からでも参加したいと思っていただけるような魅力的なイベントとなるよう、また、来場者が安全かつ快適に過ごせる環境を整備するための費用の一部として、補助金を交付するものです。

2 予算額

歳出予算 15,000 千円

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) シティプロモーション費

(大事業) シティプロモーション事業 (小事業) すいたフェスタ事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	15,000	すいたフェスタ運営補助金

3 今後の予定

令和6年（2024年）9月	すいたフェスタ 2024 開催
---------------	-----------------

4 備考

シティプロモーション推進室で所管する補助金

No.	補助金名称	予算額(千円)	説明等
1	すいたフェスタ 運営補助金	15,000	1 事業の内容のとおり
2	シティプロモーション 促進補助金	5,000	吹田市内において、地域ごとの特色や市ならではの魅力の向上につながるイベントを行う団体に対する補助

個人住民税における定額減税について

1 事業の内容

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の減税を実施する。」こととされました。

- (1) 納税義務者の令和6年度分（2024年度分）の所得割の額から、特別控除の額を控除します。ただし、合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りです。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とします。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とします。
 なお、特別控除の額が所得割の額を上回る場合には、差額について調整給付が支給されます。
 - ア 本人1万円
 - イ 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。以下「控除対象配偶者等」。）1人につき1万円
- (3) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。以下「同一生計配偶者。」）については、令和7年度分（2025年度分）の所得割の額から1万円を控除します。

2 本市における定額減税対象者及び影響額の見込

(1) 対象者

- ア 令和6年度分（2024年度）

納税義務者	約181,000人
納税義務者の控除対象配偶者等	約112,000人
- イ 令和7年度分（2025年度）

納税義務者の同一生計配偶者	約2,500人
---------------	---------

(2) 影響額

- ア 令和6年度分（2024年度） ▲1,506,848千円
- イ 令和7年度分（2025年度） ▲15,000千円

※ア、イの減税による減収分は地方特例交付金で全額補填される予定です

3 予算額

(1) 歳出予算 35,200千円

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 税務総務費

(大事業) 市税等賦課徴収事業 (小事業) 税務システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	35,200	給付金・定額減税一体支援対応に係る税務システム改修費

(1)

(2) 歳入予算（特定財源） 35,200 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）総務費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	35,200	

(2)

大漢和辞典（デジタル版）導入について

1 事業の内容

市民課の戸籍事務において、氏名の文字を審査するにあたり、人名漢字に係る調査・確認が必要なことがあり、疑義が生じた際には受理照会先である大阪法務局へ調査・確認を依頼しています。

大漢和辞典のデジタル版を導入することで、大阪法務局と同じ内容が本市内で確認できるようになり、市民に対して正しい説明を行うことができるとともに、大阪法務局への照会や、市民に再来庁を依頼することもなくなります。また、デジタル版導入により、ペーパーレス化の推進に繋がります。

現存する漢和辞典の中で一番情報量の多い（親字 5 万字、熟語 53 万語）当該書籍を導入することで、確実に調査・確認を行うことができるため、トラブルの発生数の減少が期待できると共に、窓口で判断ができるため、市民の待ち時間短縮につながります。

2 予算額

歳出予算 143 千円

（款）総務費（項）戸籍住民登録費（目）戸籍住民登録費
（大事業）戸籍住民登録事業（小事業）戸籍住民登録事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	143	大辞典（デジタル版）購入費用 消耗品費 143 千円

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）4 月	購入及び導入
-------------------	--------

地域福祉活動推進事業等（成年後見制度利用促進事業）の拡充について

1 事業の内容

平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市では令和4年（2022年）3月に第4次地域福祉計画に内包する形で「吹田市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

同計画に基づき成年後見制度をはじめとする権利擁護に係る地域連携ネットワークを構築することを目的に、中核となる機関（以下、「中核機関」という。）及び同ネットワークに関する協議会を設置するものです。

(1) 中核機関の主な機能・役割

ア 広報機能

ホームページ、SNS等による広報・啓発活動や市民、支援機関への講演会等の実施

イ 相談機能

弁護士、司法書士等の各専門職団体との協力体制の整備及び支援者向けの専門相談の実施等

ウ 成年後見制度利用促進機能

日常生活自立支援事業や法人後見事業との円滑な連携

エ 成年後見人等への支援機能

親族後見人、後見活動を行う法人に対する情報提供等の支援

オ 地域連携ネットワークの構築

行政、支援機関、専門職団体、家庭裁判所等から構成される地域連携ネットワークの構築、協議会の運営、権利擁護支援チームの形成・自立支援

(2) 地域連携ネットワーク協議会の設置

成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する制度や施策の情報交換・共有、地域課題の検討・調整、中核機関の機能・運営について意見聴取するために創設。

2 実施による効果

権利擁護に係る地域の関係機関が連携し協働する地域連携ネットワークが構築されることで、誰もが安心して暮らせるように社会全体で支え合う、地域共生社会の実現を目指します。

3 予算額

(1) 歳出予算 24,880千円

ア 一般会計 歳出予算 22,492千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

(大事業) 社会福祉事業 (小事業) 地域福祉活動推進事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	22,273	中核機関設置及び運営業務

(1)

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費
 (大事業) 社会福祉事業 (小事業) 地域福祉施策推進事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
報償費	219	地域連携ネットワーク協議会委員報酬

イ 介護保険特別会計 歳出予算 2,388 千円

(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費 (目) 包括的支援事業・任意事業費
 (大事業) 介護保険 (地域支援) 事業 (小事業) 成年後見制度利用支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
委託料	2,388	中核機関運営業務

(2) 歳入予算 (特定財源) 5,132 千円

ア 一般会計 歳入予算 2,744 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
生活困窮者自立支援事業費補助金	1,600	成年後見制度利用促進体制整備推進事業分
障害者自立支援事業費等補助金	763	成年後見制度普及啓発事業分(1/2)

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
障害者自立支援事業費等補助金	381	成年後見制度普及啓発事業分(1/4)

イ 介護保険特別会計 歳入予算 2,388 千円

(款) 介護保険料 (項) 介護保険料 (目) 第1号被保険者保険料

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
現年度分特別徴収保険料等	551	成年後見制度利用支援事業

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 地域支援事業交付金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
現年度分	919	成年後見制度利用支援事業

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 地域支援事業交付金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
現年度分	459	成年後見制度利用支援事業

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) 地域支援事業繰入金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
現年度分	459	成年後見制度利用支援事業

4 今後の予定

令和6年(2024年)7月	中核機関の業務開始 地域連携ネットワーク協議会設置
---------------	------------------------------

(2)

生活困窮者自立支援事業における法律相談業務の実施について

1 事業の内容

大阪弁護士会が選任する困窮問題に詳しい2名の担当弁護士により以下の相談支援を実施します。

(1) 定例相談

毎月1回2時間、担当弁護士が来庁し、生活困窮者への相談支援を行います。

(2) 電話等での相談

電話や電子メール等により、随時担当弁護士が相談員からの相談に助言します。

(3) 通所相談

相談員が同行し、相談者を伴って担当弁護士の事務所に赴き、相談支援を受けます。

(4) 出張相談

必要に応じて弁護士が相談員に同行し、相談者の自宅などに出向き支援を行います。

2 予算額

(1) 歳出予算 660千円

(款) 民生費(項) 社会福祉費(目) 社会福祉総務費

(大事業) 生活援護事業(小事業) 生活困窮者自立支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	660	55千円×12月

(2) 歳入予算(特定財源) 495千円

(款) 国庫支出金(項) 国庫負担金(目) 民生費国庫負担金

節名称	予算額(千円)	説明等
生活困窮者自立支援事業費負担金	495	自立相談支援事業負担金 補助率3/4

3 経過及び今後の予定

令和5年(2023年)4月	試験実施(無償) 令和5年12月までの実績 定例相談 29件 電話等相談 49件
令和6年(2024年)4月	委託事業として正式に事業実施

低所得者支援給付金給付事業における新たに住民税非課税等となる世帯への給付
及び定額減税を補足する給付の実施について

1 事業の内容

定額減税と住民税非課税世帯への支援の間にある者に対し、可能な限り公平の確保を図るべく、令和 6 年度において新たに住民税非課税となった世帯等に対し、給付金を給付するとともに、子育て世帯には加算給付を行います。また、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方に対しては、減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる額について補足的に給付するものです。

(1) 令和 6 年度に新たに住民税非課税等となった世帯への給付【R6 非課税化等給付】

ア 支給対象

国が別途通知予定の基準日（令和 6 年（2024 年）6 月を想定）時点で吹田市に住民票があり、世帯全員の令和 6 年度分の住民税について所得割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び世帯全員の令和 5 年度の住民税所得割が非課税である世帯として給付金を受給した世帯を除く）[対象世帯数見込 5,000 世帯]

イ 支給額

1 世帯あたり 100,000 円

(2) 子育て世帯への加算【こども加算】

ア 支給対象

R6 非課税化等給付の対象世帯のうち、同給付で示される基準日時点で、18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの児童がいる世帯

[対象児童数見込 500 人]

イ 支給額

児童 1 人あたり 50,000 円

(3) 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付【調整給付】

ア 支給対象

令和 6 年に入手可能な課税情報において、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の納税義務者（ただし、納税義務者本人の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限る。）[対象人数見込 60,000 人]

イ 支給額

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額（1人あたりは40,000円）が、令和6年分所得税額と令和6年度個人住民税所得割額の合計を上回る額（不足額の合計を一万円単位で切り上げ）

給付見込総額 2,300,000,000円

2 予算額

(1) 歳出予算 3,031,737千円

(款) 民生費(項) 社会福祉費(目) 社会福祉総務費

(大事業) 生活援護事業(小事業) 低所得者支援給付金給付事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	2,378	会計年度任用職員報酬(2名分)
職員手当等	866	職員時間外勤務手当、会計年度任用職員期末手当
共済費	567	会計年度任用職員共済費
旅費	140	会計年度任用職員通勤手当
需用費	370	コピー用紙、トナー代ほか
役務費	25,718	郵便料、振込等手数料
委託料	176,615	低所得者支援給付金給付業務委託料
使用料及び賃借料	50	ロッカー賃借料
負担金、補助及び交付金	2,825,033	低所得者支援給付金ほか

(2) 歳入予算(特定財源) 3,031,737千円

(款) 国庫支出金(項) 国庫補助金(目) 総務費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金	3,031,727	

(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
雑入	10	雇用保険料本人負担分

3 経過及び今後の予定

令和5年(2023年)11月	「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、重点支援地方交付金を追加的に拡大する中で、定額減税と住民税非課税世帯への支援の間にある者に対しても丁寧に対応する旨が示された
----------------	---

(2)

令和5年（2023年）12月	内閣官房等発出の令和5年12月22日付け事務連絡『令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について』において、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」に係る交付金制度要綱が示された
令和6年（2024年）2月	当初予算提案
4月	各種契約手続・様式変更 システム改修
6月	調整給付対象者に振込依頼書を発送 R6非課税化等給付対象者に確認書を発送
7月	振込開始
令和7年（2025年）1月	事業終了

在宅福祉サービス事業における各種サービスの見直しについて

1 事業の内容

在宅福祉サービスは高齢者の加齢による心身の衰弱等に応じて、日常生活の便宜の支障を解消し、福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

ニーズの多様化による利用者の減少や民間サービスの充実等に応じて、在宅福祉サービスのうち、以下についての見直しを行います。

サービス名称	区分	内容
高齢者理美容サービス	拡充	助成費用の増額及び助成対象者の要介護度を要介護4以上から3以上に拡充
家族介護用品支給	拡充	在宅生活支援事業（地域支援事業任意事業（介護保険特別会計））から移管するとともに、支給対象品目の拡大及び対象者を要介護4・5の第2号被保険者まで拡充
寝具乾燥消毒サービス	縮小	令和6年6月末での終了

2 予算額

(1) 歳出予算 8,557 千円（高齢者理美容サービス・家族介護用品支給・寝具乾燥消毒サービスに関するもの）

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）高齢者支援事業（小事業）在宅福祉サービス事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	1,511	寝具乾燥消毒サービス
扶助費	7,046	高齢者理美容サービス、家族介護用品支給

(2) 歳入予算 30 千円

（款）諸収入（項）雑入（目）雑入

節名称	予算額(千円)	説明等
老人福祉自己負担納入金	30	寝具乾燥消毒サービス自己負担金分

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月	拡充後のサービス内容で事業実施。
6月末	寝具乾燥消毒サービス利用者の事業利用終了を確認

緊急通報システムにおける人感センサーの設置要件の見直しについて
(在宅福祉サービス事業・在宅生活支援事業)

1 事業の内容

ひとり暮らしの高齢者等が家庭内で病気等の緊急事態に陥った際に、簡単な操作で緊急通報受信センターに通報することが可能な機能を有する緊急通報装置を用い、受託業者の緊急通報受信センターに発信、通報し、必要な救助活動を行い、利用者の安全を確保する事業です。緊急通報装置には、動きを感知する人感センサーを設置することができます。

人感センサー設置の要件のうち、緊急連絡先である親族が利用者宅まで公共交通機関を利用して概ね2時間以上を要する場合等としていたものについて、緩和するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算総額 16,965 千円 (緊急通報システムに関するもの)

一般会計 歳出予算 7,266 千円 (緊急通報システムに関するもの)

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

(大事業) 高齢者支援事業 (小事業) 在宅福祉サービス事業

節名称	予算額(千円)	説明等
扶助費	7,266	緊急通報装置及び人感センサー機器分

介護保険特別会計 歳出予算 9,699 千円 (緊急通報システムに関するもの)

(款) 地域支援事業費 (項) 包括的支援事業・任意事業費

(目) 包括的支援事業・任意事業費

(大事業) 介護保険(地域支援)事業 (小事業) 在宅生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	9,699	受信・駆け付け・保守の費用

(2) 介護保険特別会計 歳入予算 9,699 千円 (緊急通報システムに関するもの)

(款) 介護保険料 (項) 介護保険料 (目) 第1号被保険者保険料

節名称	予算額(千円)	説明等
現年度分特別徴収保険料	1,999	介護保険料
現年度分普通徴収保険料	225	同上
滞納繰越分普通徴収保険料	7	同上

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 地域支援事業交付金

節名称	予算額(千円)	説明等
現年度分	3,734	—

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 地域支援事業交付金

節名称	予算額(千円)	説明等
現年度分	1,867	—

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金 (目) 地域支援事業繰入金

節名称	予算額(千円)	説明等
現年度分	1,867	—

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	拡充後のサービス内容で事業実施
---------------	-----------------

福祉クーポン券交付事業における
通院困難者タクシークーポン券の交付内容の見直しについて

1 事業の内容

通院時に利用できるタクシークーポン券を、交付要件を満たす者に年度内一律 24 枚交付し、1 乗車につき 1 枚利用による 660 円を上限とした初乗運賃を助成しています。

今回、申請月に応じた枚数交付とした上で、次のとおり助成内容を変更するものです。

- (1) 乗車運賃が 660 円以下の場合は、クーポン券 1 枚使用により乗車運賃を助成
 - (2) 乗車運賃が 660 円を超える場合は、クーポン券複数枚使用により乗車運賃を助成
- ※ただし、使用するクーポン券の総額は乗車運賃を超えない範囲とする。

2 予算額

歳出予算 12,600 千円（タクシークーポン券に関するもの）

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）高齢者支援事業（小事業）福祉クーポン券交付事業

節名称	予算額(千円)	説明等
扶助費	12,600	-

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月	変更後の交付内容にて助成開始
---------------	----------------

認知症施策等総合支援事業における伴走型支援の実施について

1 事業の内容

認知症ケアに携わる介護施設の職員が、認知症の人とその家族等に対し、日常的な生活相談や効果的な介護方法の助言等を継続的に行う認知症伴走型支援を行う拠点を市内1か所整備し、認知症の人やその家族の支援体制の充実を図るものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 509 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

(大事業) 高齢者支援事業 (小事業) 認知症施策等総合支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	88	事業周知に係る消耗品
委託料	421	相談事業に係る委託料

(2) 歳入予算 211 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
介護保険事業費補助金	211	—

3 経過及び今後の予定

令和3年(2021年)3月	認知症総合戦略推進事業において、「認知症伴走型支援事業」を厚生労働省が創設
令和3年度(2021年度)から 令和4年度(2022年度)	吹田市介護保険事業者連絡会(認知症共同生活介護、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護)部会にて、本事業の説明及び事業協力のアンケートを実施
令和5年(2023年)8月	上記のアンケート結果をもとに、施設へヒアリングを実施
令和6年(2024年)7月から 8月	委託事業者募集
9月	入札
11月	本事業実施

高齢者施策推進事業における介護保険サービス事業所人材確保支援事業の実施について

1 事業の内容

介護保険サービス事業所で働く人材を確保し、安定的にサービス提供が行われるよう、人材確保・定着に関する研修や専門家による個別相談業務を委託し、介護保険サービス事業所に対する人材確保・養成・定着に関する支援体制を充実します。

<委託業務>

- ・オンライン研修（録画配信含む）：人材確保・定着に関する研修
- ・個別相談：専門家（社会保険労務士等）による個別相談・助言
各 1.5 時間×2 回×20 事業所

2 予算額

歳出予算 1,493 千円

（款）民生費（項）社会福祉費（目）老人福祉費

（大事業）介護保険サービス整備等事業

（小事業）高齢者施策推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	1,493	介護保険サービス事業所に対する人材確保支援委託料

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月から制度周知するほか、委託事業者を選定した上で6月頃から事業を実施します。令和8年度（2026年度）までの年限事業とし、事業効果の検証を行った上で、必要に応じてより効果的な介護人材確保支援策を検討します。

重度障害者支援事業等における重度障がい者福祉タクシー料金助成の拡充について

1 事業の内容

(現行)

在宅の重度障がい者（児）の外出を支援するため、タクシーの初乗運賃分（上限 660 円）を補助する利用券を、1 乗車につき 1 枚を使用限度として年間 48 枚交付しています。

(リフト付き福祉タクシーの追加)

現行の金額設定では、車いすで移動する方が、リフト付き福祉タクシーを利用する際に一般タクシーより多くの金銭的負担が必要となっていることから、必要な方には一般タクシーの利用券ではなく、リフト付き福祉タクシー専用の利用券（上限 3,000 円）を給付することにより、利用者の自己負担を軽減し外出の支援を行うものです。

(一般タクシーの拡充)

現行制度においては、1 乗車につき 1 枚を使用限度としていますが、1 枚で助成される走行距離が短く、アンケート等で複数枚利用を希望する意見が多く寄せられていることから、これらのニーズや利用実態を踏まえて制度を見直し、1 乗車につき 2 枚まで利用可能とします。また、初乗運賃分の上限 660 円を現行の初乗運賃相当額の 600 円に改める一方、年間の交付枚数を 48 枚から 60 枚に増やして外出機会を確保します。

2 予算額

(1) リフト付き福祉タクシーの追加

歳出予算 7,810 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者福祉事業 (小事業) 障害福祉システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	7,810	システム改修費用

歳出予算 25,265 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者社会参加促進事業 (小事業) 重度障害者支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	65	リフト付き福祉タクシー利用券印刷代
扶助費	25,200	リフト付き福祉タクシー料金助成費用

(2) 一般タクシーの拡充

歳出予算 14,829 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者社会参加促進事業 (小事業) 重度障害者支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	141	タクシー利用券印刷代ほか
扶助費	14,688	タクシー料金助成費用

3 今後の予定

(1) リフト付き福祉タクシーの追加

令和年6(2024年)4~5月	タクシー会社契約、システム改修
6月	リフト付き福祉タクシー利用意向照会
7~8月	リフト付き福祉タクシー利用券作成
9月	リフト付き福祉タクシー利用券発送
10月	運用開始

(2) 一般タクシーの拡充

令和6年(2024年)10~11月	タクシー利用券作成、利用者・タクシー会社への周知
12月	タクシー利用券発送
令和7年(2025年)1月	運用開始

障害福祉サービス等人材確保・養成事業における人材確保支援事業の実施
について

1 事業の内容

障がい福祉サービス事業所等で働く人材を確保し、安定的にサービス提供が行われるよう、人材確保・定着に関する研修や専門家による個別相談業務を委託し、障がい福祉サービス事業所等に対する人材確保・養成・定着に関する支援体制を充実します。

<委託業務>

- ・オンライン研修（録画配信含む）：人材確保・定着に関する研修
- ・個別相談：専門家（社会保険労務士等）による個別相談・助言
各 1.5 時間×2 回×20 事業所

2 予算額

(1) 歳出予算 1,493 千円

- (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費
- (大事業) 障害者福祉事業
- (小事業) 障害福祉サービス等人材確保・養成事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	1,493	障がい福祉サービス事業所等に対する人材確保支援委託料

(2) 歳入予算（特定財源） 746 千円

- (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
障害者総合支援事業費補助金	746	国 1/2、市 1/2

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）4 月から制度周知をし、5 月から事業を実施します。令和 8 年度（2026 年度）までの年限事業とし、事業効果の検証を行った上で、必要に応じてより効果的な人材確保支援策を検討します。

障害福祉サービス等人材確保・養成事業における障害福祉サービス等
資格取得支援事業補助金の拡充について

1 事業の内容

市内の障害福祉サービス事業者等に対し、サービス提供に必要な資格取得のための経費の一部を助成する現行制度について、以下の拡充等を行うものです。

- (1) 補助対象者の要件緩和：雇用前の職員の研修費用も対象
- (2) 補助対象研修の追加：介護福祉士実務者研修をメニューに追加
- (3) 補助率の見直し：すべての研修について補助率を 2/3 に変更
- (4) 補助上限額の見直し：実勢価格や補助率の変更に伴い見直し

<補助対象研修及び補助額>

研修名	現行		見直し・拡充後	
	補助上限額	補助率	補助上限額	補助率
行動援護従業者養成研修	25,000 円	2/3	28,000 円	2/3
強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）	4,000 円		15,000 円	
喀痰吸引等研修（1号・2号）	130,000 円		62,000 円	
喀痰吸引等研修（3号）	16,000 円		17,000 円	
同行援護従業者養成研修（一般・応用）	11,000 円	1/2	16,000 円	
移動支援従業者養成研修（全身性・知的・精神）	12,000 円		16,000 円	
介護職員初任者研修	19,000 円		19,000 円	
介護福祉士実務者研修	-	-	43,000 円	

2 予算額

歳出予算 2,486 千円

（款）民生費（項）社会福祉費（目）障害者福祉費

（大事業）障害者福祉事業

（小事業）障害福祉サービス等人材確保・養成事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	2,486	資格取得支援事業補助

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月に要領改正を行い、事業所周知後交付申請を開始します。令和8年度（2026年度）までの年限事業とし、事業効果の検証を行った上で、必要に応じて更なる資格取得支援策を検討します。

障害福祉サービス等事業者支援事業における障害者グループホーム助成の入居率要件の緩和及び重度障がい者受入補助の創設等について

1 事業の内容

吹田市障害者グループホーム運営事業補助金について、次の拡充等を行うものです。

(1) 入居率要件の緩和

補助対象施設において、吹田市民の入居率要件を 10/10 から 6/10 に緩和します。緊急的に他市の支給決定者を受け入れる施設も補助対象となることから、これまでの制度の課題を解決するとともに、より多くの利用者の受入れ促進を図ります。

(2) 重度障がい者の受入れ補助の創設

医療的ケアを必要とする者、強度行動障がい者を有する者、障がい支援区分 5 以上の重度障がい者のいずれかを受け入れる新規整備施設に対し、環境整備にかかる経費を補助します。従来の施設整備費補助と併せ、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備促進を図ります。

(3) 施設整備費補助の対象経費の見直し

グループホーム開始前の家賃について、実態に合わせて賃借料を現行の 1 か月前から 2 か月前に延長します。一方で、これまで対象としてきた敷金は対象外とし、礼金については賃借料の 1 か月分を上限とします。

2 予算額

歳出予算 66,930 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者福祉事業 (小事業) 障害福祉サービス等事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	66,930	グループホーム施設整備等補助

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 4 月に要領改正を行い、事業所周知後交付申請受付を開始します。令和 8 年度 (2026 年度) までの年限事業とし、事業効果の検証を行った上で、必要に応じて更なるグループホーム整備策を検討します。

障害者就労支援事業の見直しについて

1 事業の内容

障がい者の工賃向上及び働く場の拡充を目的とし、授産製品や役務の共同受注を行う（一社）吹田市障がい者の働く場事業団に交付する障害者就労支援事業補助金について、障がい者の福祉的就労の充実が確実に図られるよう、活動量や成果に応じた制度へと見直します。

(1) 補助対象事業（変更なし）

- ア 授産製品常設展示販売店「HAPPY&SMILE」の運営
- イ 授産製品共同受注に関する業務
- ウ 外販活動による販売促進
- エ 授産製品販売を通じた市民への障がい者の理解促進
- オ 障がい者が行う役務の共同受注及び総合的な管理

(2) 補助金額等

- ア 現行 店舗従事者、役務現場指導者等の人件費 【上限：10,800 千円】
- イ 変更後 (ア) 授産製品や役務業務について、売上や業務を振り分けた事業所数等に応じ、補助上限額が増減する仕組みに見直します。
(イ) 外販活動について、新たに補助基本額を設けます（人件費、レンタカー代、燃料費相当額）。
(ウ) 人件費及びその他必要経費も補助対象とします。
(エ) 店舗家賃に対する施設借上費補助を新設します。
【上限：15,100 千円
(事業費補助 12,700 千円、施設借上費補助 2,400 千円)】

2 予算額

歳出予算 15,100 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者社会参加促進事業 (小事業) 障害者就労支援事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	15,100	障害者就労支援事業補助

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月に要領改正を行います。

令和8年度（2026年度）に事業効果の検証を行った上で、必要に応じて再度の見直しを行います。

成年後見制度利用支援事業における助成対象の見直しについて

1 事業の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 4 号に定める事業として、地域生活支援事業実施要綱に規定される事業構成及び事業内容に基づき、生活保護を受給している等の資産要件に該当する障がい者の成年後見制度利用に係る費用（報酬費等）を助成しています。

助成対象となる成年後見人等について、弁護士、司法書士、社会福祉士又は法人（弁護士、司法書士、社会福祉士が成年後見人等の業務に従事している法人）に限っていたものを、医療、福祉、介護、法律、行政関係等の資格を有する親族以外の専門職であって、専門的な知見を活かして成年後見人等の業務を行う者や、その者を含む法人を含めるよう拡充するものです。

2 予算額

- (1) 歳出予算 10,003千円（成年後見人等の報酬費及び申立の請求費の助成に関するもの）
（款）民生費（項）社会福祉費（目）障害福祉自立支援事業費
（大事業）障害者福祉事業（小事業）障害者生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
扶助費	10,003	—

- (2) 歳入予算 5,251千円（成年後見人等の報酬費及び申立の請求費の助成に関するもの）
（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
障害者自立支援事業費等補助金	3,501	—

- （款）府支出金（項）府補助金（目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
障害者自立支援事業費等補助金	1,750	—

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）4 月	令和 6 年（2024 年）4 月 1 日以後に受けた審判の結果から拡充した内容で助成。
-------------------	--

障害者社会参加促進事業における重度障がい者等就労支援特別事業実施に伴う
拡充について

1 事業の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスでは、就労している重度障がい者等の通勤や職場での身体介護（移動、食事、トイレなど）等の支援は認められておらず、就労する意欲がある重度障がい者等の就労が一部で困難になっている状況があり、重度障がい者等に対する就労支援が求められています。

そこで、重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、本市が実施する地域生活支援事業に、新たな事業として、雇用施策と連携し、重度障がい者等に対して通勤や職場での身体介護等の支援を行う重度障がい者等就労支援特別事業を追加します。

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている18歳以上の方です。

2 予算額

(1) 歳出予算 34,955千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害福祉自立支援事業費

(大事業) 障害者社会参加促進事業 (小事業) 障害者社会参加促進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	24,029	重度訪問介護利用者へのサービス費
	5,363	行動援護利用者へのサービス費
	5,563	同行援護利用者へのサービス費

(2) 歳入予算 (特定財源) 12,234 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
障害者自立支援事業費等 補助金	12,234	-

歳入予算（特定財源） 6,117 千円

（款）府支出金（項）府補助金（目）民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
障害者自立支援事業費等 補助金	6,117	-

3 今後の予定

令和6年（2024年）4月 ホームページで事業の周知

事業利用希望者へ事業の説明

障がい福祉サービス事業所へ事業の説明

事業開始

子育て広場助成事業における事業の再構築について

1 趣旨

子育て広場事業については、事業開始から約 20 年経過し、利用状況は減少傾向にあります。その間、社会環境の変化に伴う利用者ニーズは多様化しており、そのニーズに沿った事業展開が求められています。

また、令和 7 年度（2025 年度）中に重層的支援整備体制事業に移行するにあたり、国が規定する地域子育て支援拠点事業に位置付けをしている子育て広場事業については、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する「地域づくりに向けた支援」を行うことが必須となっています。

これらのことから、重層的支援体制整備事業に移行するタイミングで見直しを行い、事業の再構築を行うものです。

2 再構築の主な内容

(1) 地域支援機能の追加（※いずれか 1 つ以上を実施）

ア 地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 本事業を利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(2) 開設日数の拡充

利便性を高めるため、開室日の要件を高める。

（現行）週 3 日以上→（拡充後）週 4 日以上

(3) 運営団体の再公募

第 3 期吹田市子ども・子育て支援事業計画の策定中のため、第 2 期吹田市子ども・子育て支援事業計画の提供体制に基づき 8 か所での公募を実施。以後、次期計画策定時の提供体制に基づき公募。

※ 事業の再構築にあたり、補助金額は国基準額へ変更し、新規開設団体には開設準備経費等補助を新設します。

3 予算額

(1) 歳出予算 36,834 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 子育て広場助成事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	34	外部アドバイザー謝礼 8,400 円/1 日×4 回
負担金、補助及び交付金	36,800	開設準備経費 【改修費等】 4,000 千円×8 か所 【礼金及び賃借料 (開設前月分)】 600 千円×8 か所

(2) 歳入予算 (特定財源) 24,532 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	12,266	補助率 1 / 3

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	12,266	補助率 1 / 3

4 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 3 月	助成金交付要領改正
5 月	運営団体の公募開始
9 月	運営団体選定
令和 7 年 (2025 年) 4 月	【機能拡充後】運営開始

子ども・子育て支援推進事業における
 子育て応援サイト「すくすく」への多言語対応機能の追加について

1 事業の内容

子育て応援サイト「すくすく」は、子育て支援に係る情報発信の総合的な場として、平成 26 年（2014 年）12 月に開設しました。

多文化共生が進んでいる今日において、本市における子育て中の外国籍などの方の孤立化を防ぐため、子育て支援に関する情報にアクセスしやすくなるよう多言語機能を追加するものです。

<対応言語> 英語、中国語（2種）、韓国語

2 予算額

歳出予算 1,338 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）子育て支援事業（小事業）子ども・子育て支援推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	1,338	導入経費・運用経費

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）4 月	契約締結
4 月～5 月	機能追加
6 月	稼働

子ども・子育て支援推進事業における保育幼稚園室業務改善の実施について

1 趣旨

保育幼稚園室においては、制度体系が複雑かつ制度改正が頻繁にあり、また業務フロー・マニュアルが未確立等の面があり、恒常的な時間外勤務が課題となっています。令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）にかけて業務フローの可視化などの現状分析を実施し、令和5年度（2023年度）末までに業務改善方針を策定する予定です。

令和6年度（2024年度）には、その改善方針に沿って改善策を実施しますが、実施にあたっては、専門性のある民間事業者から改善策実施のノウハウの提供等伴走支援を受けながら業務改善を進めていくものです。

2 業務改善方針の概要

	課題	改善策
1	業務体系やマニュアル等が整理されていない	業務に必要なマニュアルや様式を整備する
2	手入力や手作業、紙のやりとりが多い	紙書類の電子化及びデジタルツール等を活用する
3	保育幼稚園室内(担当間)・室外(国・府、他部署、各園、市民)の問い合わせ・確認・調整等が多い	デジタルツールの活用、データを集約・一元管理する
4	業務の割り振りや分担が最適ではない	役割を再整理し、業務体制を見直す

3 予算額

歳出予算 11,486 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 子ども・子育て支援推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	11,486	保育幼稚園室業務改善実施支援業務 令和6年(2024年)4月 ～令和7年(2025年)3月

子ども・子育て支援推進事業における一時預かり等利用予約システムの導入について

1 事業の内容

公立の施設で実施している一時預かり事業の利用申込等については、各実施施設において電話により行っている状況です。今回、利用者の利便性の向上を図るため、利用の予約についてシステムの導入を行い、ICT化を進めるものです。

2 導入施設

(1) 一時預かり事業（一般型）

豊一児童センター、のびのび子育てプラザ、佐竹台地域交流室、はぎのきこども園、南千里保育園、ことぶき保育園、いずみ小規模園

(2) 休日保育事業

こども発達支援センター

3 予算額

(1) 歳出予算 3,322 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 子ども・子育て支援推進事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	3,322	システム構築費、運用保守費用

(2) 歳入予算（特定財源） 1,595 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 総務費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
デジタル田園都市国家構想 交付金	1,595	補助率 1 / 2

4 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 5 月	契約締結
6 月～2 月	要件・運用の整理、システム構築、テスト
12 月～2 月	周知
令和 7 年 (2025 年) 3 月	運用開始

障害児通所サービス事業者支援事業における地域障がい児支援体制充実のための
 ICT化推進事業について

1 事業の内容

障害児通所支援事業所の現場では、多くの事務作業により職員の業務負担が大きくなっています。業務の効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障がい児支援を提供することができるよう、国の補助金を活用したICT化推進事業を実施するものです。

具体的な取組として、本市が実施するICT導入に係る研修会を受講した事業所に対して、ICT導入に係る経費を補助することとします。

対象事業所	事業所数	基準単価	補助割合	補助額
児童発達支援 放課後等デイサービス	10 箇所	1,000,000 円	3 / 4	750,000 円

2 予算額

(1) 歳出予算 7,500 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 障害児通所サービス事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	7,500	ICT導入に係る経費

(2) 歳入予算 (特定財源) 5,000 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
児童虐待防止対策等 総合支援事業費補助金	5,000	ICT導入に係る経費 補助率 1 / 2

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 4 月	各施設へ補助事業を周知
令和 6 年 (2024 年) 5 月 ～令和 7 年 (2025 年) 3 月末	研修会の実施、補助金交付申請受付、交付決定、実績 報告受領後、各施設へ補助金交付

障害児通所サービス事業者支援事業における性被害防止対策に係る
 設備等支援事業について

1 事業の内容

昨今、学校や塾などの児童が通う施設において、大人からの性加害が相次いで発生しており、障がい児が通う児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいても被害の発生を未然に防止する必要があります。

国の補助金を活用しながら、児童のプライバシー保護に資するパーテーション・簡易更衣室等の設置費用や、保護者からの確認依頼等に応えるための屋内カメラの設置費用等の経費を補助し、設備における性被害防止対策を支援するものです。

対象事業所	事業所数	基準単価	補助割合	補助額
児童発達支援 放課後等デイサービス	25 か所	100,000 円	3 / 4	75,000 円

2 予算額

(1) 歳出予算 1,875 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 障害児通所サービス事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	1,875	性被害防止対策に係る設備等の導入に係る経費

(2) 歳入予算 (特定財源) 1,250 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
こども政策推進事業費補助 金	1,250	性被害防止対策に係る設備等の導入に係る経費 補助率 1 / 2

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 4 月	各施設へ補助事業を周知
令和 6 年 (2024 年) 5 月 ～令和 7 年 (2025 年) 3 月末	補助金交付申請受付、交付決定、実績報告受領後、各施設へ補助金交付

子育て支援センターの設置について

1 概要

令和 4 年（2022 年）の児童福祉法改正により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を組織として一体的に運営することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとされました。これに伴い、当該機関を子育て支援センターとして児童部に設置し、母子保健機能と児童福祉機能に子供の発達支援機能も加え、切れ目のない一体的な相談支援体制の構築を図るものです。

(1) 組織体制及び執務室

母子保健課を児童部に移管し、子育て政策室の所掌する障がい児通所支援に関する業務を受けた上で「すこやか親子室」とし、以下で「子育て支援センター」とします。

ア すこやか親子室

イ 家庭児童相談室

ウ こども発達支援センター

また、すこやか親子室と家庭児童相談室の執務室を保健センター3階に移転し、新たにセンター長、統括支援員、ヤングケアラーコーディネーターを配置します。

(2) 期待する効果、成果など

ア 妊娠期から子育て期の複雑・多様化する課題や支援ニーズに応じた相談、サービス提供が可能になります。

イ 予防的視点を持って地域のリソースや必要なサービスへのつなぎを行い、切れ目のない包括的な支援を構築します。

2 予算額

(1) 歳出予算 5,469 千円（児童部家庭児童相談室）

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）家庭児童相談事業（小事業）家庭児童相談事業

節名称	予算額（千円）	説明等
報酬	2,773	会計年度任用職員報酬
職員手当等	688	会計年度任用職員期末・勤勉手当
共済費	590	会計年度任用職員大市共負担金等
旅費	120	費用弁償（通勤手当）
役務費	1,269	執務室移転に伴う引越し業務
負担金、補助及び交付金	29	特定退職金共済制度負担金等

(1)

歳出予算 1,098 千円（健康医療部母子保健課）
 (款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費
 (大事業) 一般事務事業 (小事業) 一般事務事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
需用費	187	保健センター3階修繕
役務費	911	電話設定変更業務

(2) 歳入予算 3,497 千円（児童部家庭児童相談室）
 (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額 (千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	2,798	補助率 2 / 3

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額 (千円)	説明等
子ども・子育て支援交付金	699	補助率 1 / 6

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	子育て支援センター設置
5月	執務室移転

子供の生活支援事業における子供食堂等への運営費助成新設による拡充について

1 事業の内容

(1) 趣旨

令和2年10月から、市内で子供食堂等を運営する団体に対し開設費用補助をしておりますが、新たに運営費助成を実施することにより、子供食堂等の経済的負担の軽減を図り、さらなる子供食堂等の増加につなげるものです。

(2) 補助対象者等

ア 対象者 市内で子供食堂等を運営する団体

イ 対象経費および補助基準額

※ 下線部が拡充箇所

補助種別	対象経費	補助基準額
(ア) 開設・整備補助金	備品購入費、施設改修費等	1施設あたり上限200千円 (1施設1回限り)
(イ) 運営補助金	<u>食材費、教材費、消耗品費、 印刷費、保険料、謝礼金等</u>	<u>1施設あたり上限240千円</u> <u>10千円×実施回数(年24回上限)</u>

2 予算額

(1) 歳出予算 4,400千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子供の生活支援事業 (小事業) 子どもの生活支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	4,400	開設・整備補助金 800千円 運営補助金 3,600千円

(2) 歳入予算 (特定財源) 4,400千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
新子育て支援交付金	4,400	補助率 10/10

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	補助金交付要領の改正・施行
---------------	---------------

保育幼稚園システム事業における A I チャットボットシステムの導入について

1 事業の内容

保育幼稚園室では、業務改善の一環として、令和 4 年度から業務の棚卸し・プロセス可視化を実施してきました。その現状分析の中で、窓口・電話対応では、入園申込案内やホームページに掲載している内容についての問合せに多くの時間を要していることが判明しました。そこで、効果的な情報発信を行うとともに、窓口・電話での対応時間を短縮するため、A I チャットボットシステムを導入するものです。

また、同システムにより休日・夜間にも市民が求める情報に円滑にアクセスできるようにすることにより、更なる市民の利便性の向上を図ります。

2 予算額

(1) 歳出予算 2,706 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 保育幼稚園管理事業 (小事業) 保育幼稚園システム事業

節名称	予算額(千円)	説明等
委託料	2,706	構築経費、運用保守経費

(2) 歳入予算 (特定財源) 825 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 総務費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
デジタル田園都市国家構想 交付金	825	デジタル田園都市国家構想交付金

(3) 債務負担行為

事項	期間	限度額
A I チャットボットシステム 運用保守業務	令和 7 年度～令和 9 年度	3,300 千円

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 4 月	事業者選定及び契約締結
5 月～7 月	構築・テスト
8 月	稼働

特定教育・保育施設等運営支援事業における防犯対策備品等の購入費助成事業の実施について

1 事業の内容

近年、保育所等に不審者が侵入し逮捕される等の事案が発生しており、各施設において防犯体制を強化することが重要となっています。

子ども・子育て支援新制度の私立保育所等における防犯対策に係る費用は、国の定める公定価格に基づく施設型給付費・地域型保育給付費の中から捻出していただくことが原則と考えられますが、吹田市の単費で防犯対策備品の購入費用を助成することにより、私立保育所等における防犯体制の強化を図るものです。

施設類型	施設数	基準単価	補助割合	補助額
保育所	36 施設	50,000 円	10/10	1,800,000 円
認定こども園	13 施設			650,000 円
小規模保育事業	43 施設			2,150,000 円
幼稚園（新制度）	4 施設			200,000 円
計	96 施設			4,800,000 円

2 予算額

歳出予算 4,800 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）児童福祉総務費

（大事業）私立保育所等事業（小事業）特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額（千円）	説明等
負担金、補助及び交付金	4,800	50,000 円（1 施設あたり上限）×96 施設

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）4 月	各施設へ助成事業を周知
令和 6 年（2024 年）5 月 ～令和 7 年（2025 年）3 月	補助金交付申請受付、交付決定、実績報告受領後に各施設へ補助金交付

特定教育・保育施設等運営支援事業における ICT 化推進等事業の拡充について

1 事業の内容

本市では、国の補助金事業である「保育所等における ICT 化推進等事業」（保育対策総合支援事業費補助金）を活用して、私立保育所等が業務の ICT 化を図る際の費用（保育業務システムの導入費用、翻訳機の購入費用）を補助し、保育士の業務負担軽減及び保育環境の向上を図っているところです。

国の令和 6 年度（2024 年度）予算概要にて、本事業については、補助の対象となる保育業務システムの機能として、従来の 3 つの機能に加え、新たに 4 つ目の機能（キャッシュレス決済）が追加され、補助基準額も新たに追加されました。

また、医療的ケア児とのコミュニケーションツール機器を購入する際の費用も、新たに本事業の補助対象として追加されました。

以上により、本市の補助内容についても、国補助金に準じた追加を行い、拡充を図るものです。

対象				基準単価	施設数	補助割合	補助額
システム の 導 入	システムの機能	機能数	端末購入				
	システム の 導 入	①保育の計画・記録 ②登園・降園の管理 ③保護者との連絡 ④ <u>キャッシュレス 決済</u>	1	無	200,000 円	2 施設	3/4
機能			有	700,000 円	10 施設	5,250,000 円	
2			無	400,000 円	1 施設	300,000 円	
機能			有	900,000 円	1 施設	675,000 円	
3			無	600,000 円	1 施設	450,000 円	
機能			有	1,100,000 円	1 施設	825,000 円	
4			無	800,000 円	3 施設	1,800,000 円	
機能			有	1,300,000 円	3 施設	2,925,000 円	
翻訳機購入				150,000 円	2 施設		225,000 円
<u>医療的ケア児とのコミュニケーション ツール購入</u>				200,000 円	1 施設	10/10	200,000 円
計							12,950,000 円

※二重線の箇所が追加された補助対象の内容

2 予算額

(1) 歳出予算 12,950 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	12,950	私立保育所等が I C T 化を図るための費用に対する補助

(2) 歳入予算 (特定財源) 8,600 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
保育対策総合支援 事業費補助金	8,600	システム導入費、翻訳機購入費 国 1/2、市 1/4、事業所 1/4 医療的ケア児とのコミュニケーションツール購入費 国 1/2、市 1/2

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 4 月	各施設へ助成事業を周知
令和 6 年 (2024 年) 5 月 ～令和 7 年 (2025 年) 3 月	補助金交付申請受付、交付決定、実績報告受領後に各施設へ補助金交付

特定教育・保育施設等運営支援事業等における性被害防止対策に係る設備等
支援事業について

1 事業の内容

国が令和 6 年度（2024 年度）に実施予定としている「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」（こども政策推進事業費補助金）を活用し、私立保育所等が園児の性被害防止に係る設備を購入する費用を補助し、私立保育所等における性被害防止対策を支援するものです。

対象施設		施設数	基準単価	補助割合	補助額
認可施設	保育所	36 施設	100,000 円	3 / 4	2,700,000 円
	認定こども園	15 施設			1,125,000 円
	地域型保育事業所	43 施設			3,225,000 円
認可外保育施設		37 施設			2,775,000 円
計		131 施設			9,825,000 円

2 予算額

(1) 歳出予算 9,825 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	7,050	パーテーション、簡易更衣室及びカメラ等の設備の購入等に対する補助

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 認可外保育施設保育環境改善等事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	2,775	パーテーション、簡易更衣室及びカメラ等の設備の購入等に対する補助

(2) 歳入予算（特定財源） 6,550 千円

（款）国庫支出金（項）国庫補助金（目）民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	6,550	国 1 / 2、市 1 / 4、事業者 1 / 4

3 今後の予定

令和 6 年（2024 年）4 月	各施設へ助成事業を周知
令和 6 年（2024 年）5 月 ～令和 7 年（2025 年）3 月	補助金交付申請受付、交付決定、実績報告受領後に各施設へ補助金交付

特定教育・保育施設等運営支援事業における保育人材確保給付金制度の拡充
について

1 事業の内容

保育人材の確保・離職防止を目的として、市内に存する民間の認定こども園・保育所・地域型保育事業所に従事する保育士・保育教諭に対し、給付金を支給しています。（5年間で最大90万円）

一方、本市では保育提供量の確保方策として、幼稚園が認定こども園へ移行することを掲げています。移行にあたっては事前の人材確保が必要となることから、認定こども園への移行を決定した私立幼稚園について、実施の1年前から本給付金の対象に追加するものです。

[対象施設]

現 行	1	認定こども園	13 施設	94 施設	110 施設 (※最大)
	2	保育所	36 施設		
	3	特定地域型保育事業	45 施設		
追 加	新	幼稚園（認定こども園移行）	16 施設（※最大）		

2 予算額

(1) 歳出予算 105,024 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	105,024	本拡充による影響額なし

3 経過及び今後の予定

令和5年(2023年)4月	本給付金制度を創設
令和6年(2024年)4月	私立幼稚園に対して拡充内容を周知(認定こども園への移行を希望する施設がある場合は都度協議)

物価高騰に係る福祉施設等への応援金支給について

1 趣旨

令和6年（2024年）4月1日時点で、市から認可又は指定を受けている、教育・保育施設、児童発達支援、障がい福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の福祉施設等（以下、「福祉施設等」という。）に対し、物価高騰に係る応援金を支給するものです。

2 事業の内容

（1）実施理由

福祉施設等において、物価高騰の影響により事業の運営が引き続き厳しくなっているものと認識しており、福祉施設等の運営団体等からも運営支援を求める声が上がっています。

福祉施設等は、市民生活を支える重要な社会インフラであることから、運営支援を実施し、事業継続を図る必要があります。

（2）支給対象及び支給額

①通所系②入所系③その他（訪問系等）の三つに分類し、令和5年度（2023年度）と同様に定員数に応じた支給額を設定します。（100千円から1,100千円までの支給額区分）

なお、日中の運営を主とする通所系に対して、終日運営する入所系の支給額を高く設定する一方、その他（訪問系等）は、物価高騰の影響が比較的小さいと考えられるため、一律50千円とします。（詳細は、別紙支給対象一覧のとおり）

所 管	通所系		入所系		その他(訪問系等)		合計		
	事業所数	支給額	事業所数	支給額	事業所数	支給額	事業所数	支給額	
児 童 部	保育幼稚園室	110	43,900千円	-	-	-	-	110	43,900千円
	こども発達支援センター	94	9,600千円	-	-	-	-	94	9,600千円
	小計	204	53,500千円	-	-	-	-	204	53,500千円
福 祉 部	高齢福祉室	125	19,200千円	60	33,400千円	371	18,550千円	556	71,150千円
	障がい福祉室	93	11,600千円	44	13,900千円	49	2,450千円	186	27,950千円
	小計	218	30,800千円	104	47,300千円	420	21,000千円	742	99,100千円
合計	422	84,300千円	104	47,300千円	420	21,000千円	946	152,600千円	

3 予算額

(1) 児童部 保育幼稚園室

歳出予算 43,900千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 私立保育所等事業 (小事業) 特定教育・保育施設等運営支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	43,900	保育所等 110 事業所

(2) 児童部 こども発達支援センター

歳出予算 9,600千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

(大事業) 子育て支援事業 (小事業) 障害児通所サービス事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	9,600	児童発達支援等 94 事業所

(3) 福祉部 高齢福祉室

歳出予算 71,150 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

(大事業) 介護保険サービス整備等事業 (小事業) 高齢者施策推進事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	71,150	通所介護等 556 事業所

(4) 福祉部 障がい福祉室

歳出予算 27,950 千円

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障害者福祉費

(大事業) 障害者福祉事業 (小事業) 障害福祉サービス等事業者支援事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	27,950	生活介護等 186 事業所

4 今後の予定

令和6年(2024年)4月中に対象の福祉施設等へ当事業を通知し、福祉施設等から請求書を受領次第、応援金を支給します。

通所系 支給対象一覧

別紙

総計

事業所数	422	支給額	84,300千円
計			

福祉部

事業所数	218	支給額	30,800千円
計			

児童部

事業所数	204	支給額	53,500千円
計			

基準日：令和6年(2024年)4月1日

1 福祉部 高齢福祉室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
通所介護、 通所リハビリテーション、 小規模多機能型居宅介護	~20人	66	100千円	6,600千円
	21人~40人	53	200千円	10,600千円
	41人~60人	5	300千円	1,500千円
	61人~120人	1	500千円	500千円
	121~200人	0	700千円	0千円
201人~	0	900千円	0千円	
合計		125		19,200千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
通所介護	47	認知症対応型通所介護	6
地域密着型通所介護	49	通所リハビリテーション	7
小規模多機能型居宅介護	9	看護小規模多機能型居宅介護	2
新規事業所 (21~40人)	5		
合計	125		125

2 福祉部 障がい福祉室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、日中一時支援	~20人	75	100千円	7,500千円
	21人~40人	13	200千円	2,600千円
	41人~60人	5	300千円	1,500千円
	61人~120人	0	500千円	0千円
	121~200人	0	700千円	0千円
201人~	0	900千円	0千円	
合計		93		11,600千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
生活介護	43	自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	6	就労移行支援	7
就労継続支援A型	9	就労継続支援B型	20
日中一時支援	6	新規事業所 (21~40人)	2
合計	93		93

3 児童部 保育幼稚園室

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
保育所 認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園	~20人	42	100千円	4,200千円
	21人~40人	3	200千円	600千円
	41人~60人	12	300千円	3,600千円
	61人~120人	26	500千円	13,000千円
	121~200人	9	700千円	6,300千円
201人~	18	900千円	16,200千円	
合計		110		43,900千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
保育所	36	事業所内保育事業所	3
認定こども園	15	幼稚園	16
小規模保育事業所	40		
合計	110		110

4 児童部 ども発達支援センター

サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	~20人	93	100千円	9,300千円
	21人~40人	0	200千円	0千円
	41人~60人	1	300千円	300千円
	61人~120人	0	500千円	0千円
	121~200人	0	700千円	0千円
201人~	0	900千円	0千円	
合計		94		9,600千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
児童発達支援	6	児童発達・放課後等デイサービス	59
医療型児童発達支援	1	新規事業所 (~20人)	6
放課後等デイサービス	22		
合計	94		94

(3)

入所系 支給対象一覧

別紙

総計

事業所数	104
支給額	47,300千円

基準日：令和6年（2024年）4月1日

福祉部 高齢福祉室	サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
	介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、 特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、	～20人	18	300千円	5,400千円
		21人～40人	12	400千円	4,800千円
		41人～60人	4	500千円	2,000千円
		61人～80人	5	700千円	3,500千円
		81人～120人	14	800千円	11,200千円
		121人～200人	6	900千円	5,400千円
		201人～	1	1,100千円	1,100千円
		合計	60		33,400千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
介護老人福祉施設	16	地域密着型介護老人福祉施設	8
介護老人保健施設	7	特定施設入居者生活介護	9
認知症対応型共同生活介護	20		
		合計	60

福祉部 障がい福祉室	サービス種類	定員	事業所数	支給単価	小計
	施設入所支援、 共同生活援助、 短期入所（空床型除く）	～20人	38	300千円	11,400千円
		21人～40人	5	400千円	2,000千円
		41人～60人	1	500千円	500千円
		61人～80人	0	700千円	0千円
		81人～120人	0	800千円	0千円
		121人～200人	0	900千円	0千円
		合計	44		13,900千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
施設入所支援	2	共同生活援助	30
短期入所	10	新規事業所（～20人）	2
		合計	44

※ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、併設のショートステイの定員を含む。

(4)

その他 支給対象一覧

別紙

総計

事業所数	支給額
420	21,000千円
総計	

基準日：令和6年(2024年)4月1日

1 福祉部 高齢福祉室

事業所数	支給単価	小計
371	50千円	18,550千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護支援事業者	96	訪問介護	142
訪問入浴介護	3	訪問看護	74
訪問リハビリテーション	5	特定福祉用具販売	28
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	介護予防支援	15
新規事業所	5		
合計			371

2 福祉部 障がい福祉室

事業所数	支給単価	小計
49	50千円	2,450千円

【サービス種類内訳】

サービス種類	事業所数	サービス種類	事業所数
居宅介護	14	計画相談支援	32
就労定着支援	1	新規事業所	2
合計			49

児童扶養手当給付事業における所得制限限度額の引き上げ
 及び第3子以降の多子加算額の増額について

1 事業の内容

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、当該児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき支給しています。

児童扶養手当制度が改正されることにより、令和6年（2024年）11月分から所得制限限度額の引き上げ及び第3子以降の多子加算額を増額します。

2 予算額

(1) 歳出予算 32,396千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

(大事業) ひとり親家庭等支援事業 (小事業) 児童扶養手当給付事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
扶助費	32,396	所得制限限度額の引き上げ及び第3子以降の多子加算額の増額分

(2) 歳入予算 (特定財源) 10,798千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 民生費国庫負担金

節名称	予算額 (千円)	説明等
児童福祉費負担金	10,798	児童扶養手当負担金 補助率：国1/3、市2/3

3 今後の予定

令和6年（2024年）11月	改正法施行予定
令和7年（2025年）1月	制度改正後の手当を支給開始

児童手当給付事業における制度改正に伴う対象者等の拡充について

1 事業の内容

児童手当は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童の養育者に対し、児童手当法に基づき支給しています。

児童手当制度が改正されることにより、令和6年（2024年）10月分から対象者及び支給額を拡大します。主な改正内容は次のとおりです。

- (1) 高校生年代までの支給期間の延長
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 第3子以降の支給額増額

2 予算額

- (1) 歳出予算 1,084,521千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

(大事業) 子育て支援給付事業 (小事業) 児童手当給付事業

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
印刷製本費	96	印刷製本費
扶助費	1,084,425	児童手当給付

- (2) 歳入予算（特定財源） 880,049千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 民生費国庫負担金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
児童福祉費負担金	880,049	児童手当負担金

歳入予算（特定財源） 102,187千円

(款) 府支出金 (項) 府負担金 (目) 民生費府負担金

節名称	予算額(千円)	積算及び説明等
児童福祉費負担金	102,187	児童手当負担金

3 今後の予定

令和6年（2024年）10月	改正法施行予定
12月	制度改正後の手当を支給開始

公立保育所運営事業等における職員配置基準の見直しについて

1 事業の内容

国において、保育所等の職員配置基準の見直しの方向性が示されています。私立園については、公定価格の加算措置で費用が賄われて各園で必要な対応が図られることを受け、本市の公立園についても必要な対応を図るものです。

具体的には、公立の保育所等における保育士の配置基準を、国の見直し内容に合わせて、4・5歳児クラスについて30:1から25:1に見直しを行い、追加で必要となる保育士については、会計年度任用職員を配置することにより対応するものとします。

ただし、全国的な保育人材不足の現状を考慮して、園の体制整備は段階的に行うものとし、令和6年度(2024年度)は4歳児クラス、令和7年度(2025年度)は5歳児クラスについて、各々、保育士の配置基準を変更するものとします。

また、公立幼稚園型認定こども園の職員配置基準については、1学級あたり専任教諭1人とする基準ですが、教育・保育を提供するにあたり保育所と同様の状況であることから、職員配置基準も同様の取り扱いとします。

2 予算額

歳出予算 44,762 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 保育園費

(大事業) 公立保育所等事業 (小事業) 公立保育所運営事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
給料	15,734 千円	フルタイム会計年度任用職員 7 人 (7クラス分)
職員手当等	8,832 千円	
共済費	5,443 千円	
負担金	30 千円	勤労者福祉共済負担金

(款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費

(大事業) 公立幼稚園等事業 (小事業) 公立幼稚園運営事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
給料	17,981 千円	フルタイム会計年度任用職員 8 人 (8クラス分)
職員手当等	9,998 千円	
共済費	4,618 千円	
負担金	34 千円	勤労者福祉共済負担金
会計年度任用職員人件費 (再編分)	▲17,908 千円	パートタイム会計年度任用職員再編による減 (8人分)

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	会計年度任用職員を任用
---------------	-------------

ひとり親家庭等支援事業における養育費確保のための
 強制執行申立て費用の補助実施による拡充について

1 事業の内容

ひとり親家庭の養育費確保のための取組みとして、養育費・親子交流（面会交流）相談や公正証書等の作成にかかった費用の助成を実施しているところですが、さらなる養育費確保策として、養育費を取り決めしたにも関わらず、未払いとなっている養育費に係る強制執行申立てに要する費用の補助を実施します。

2 予算額

(1) 歳出予算 750千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費

(大事業) ひとり親家庭等支援事業 (小事業) ひとり親家庭等支援事業

節名称	予算額 (千円)	積算及び説明等
負担金、補助及び交付金	750	養育費強制執行申立て費用

(2) 歳入予算 (特定財源) 375千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額 (千円)	積算及び説明等
母子家庭等対策 総合支援事業費補助金	375	母子家庭等対策総合支援事業費 補助金 補助率：国 1/2、市 1/2

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	補助金申請受付開始、申請に基づき補助金支給開始
---------------	-------------------------

ひとり親家庭等支援事業における自立支援のための給付金の
 所得要件の見直し等による拡充について

1 事業の内容

ひとり親の自立を支援するため実施している自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金について、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまでの支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図るため、児童扶養手当受給相当の所得要件の見直しや自立支援教育訓練給付金を増額します。

2 予算額

(1) 歳出予算 4,080千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費

(大事業) ひとり親家庭等支援事業 (小事業) ひとり親家庭等支援事業

節名称	予算額 (千円)	説明等
負担金、補助及び交付金	1,200	高等職業訓練促進給付金 (所得要件見直し分)
	2,880	自立支援教育訓練給付金 (所得要件見直し及び増額分)

(2) 歳入予算 (特定財源) 3,060千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額 (千円)	説明等
母子家庭等対策 総合支援事業費補助金	3,060	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 補助率：国 3/4、市 1/4

3 今後の予定

令和6年(2024年)4月	所得要件の見直し及び給付金増額の内容に基づいて給付金を支給開始
---------------	---------------------------------

留守家庭児童育成室運営事業における教材等の公費負担化について

1 事業の内容

これまで、留守家庭児童育成室（以下「育成室」という。）で使用する工作材料や遊具、事務用品、衛生用品などの教材等の一部を保護者が費用を徴収し、購入しています。

教材等の購入費用は育成室の運営に必要な経費であること、また、保護者の就労等支援の観点から徴収、購入及び会計事務の負担を軽減するため、教材等の購入については、原則、公費負担を図るものです。

(1) 開始時期

令和 7 年（2025 年）4 月

ただし、納品までの期間を考慮して、令和 6 年度（2024 年度）に前倒しして発注します。

(2) 新たに公費負担する額

児童 1 人当たり 500 円／月

(3) 保護者負担

育成室の管理運営経費に含めることで、保育料改定時（令和 7 年 4 月予定）の算定に反映します。

2 予算額

歳出予算 5,483 千円

（款）民生費（項）児童福祉費（目）留守家庭児童育成費

（大事業）留守家庭児童育成事業（小事業）留守家庭児童育成室運営事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報酬	510	会計年度任用職員報酬（3 か月分）
共済費	349	会計年度任用職員共済費（3 か月分）
旅費	30	会計年度任用職員費用弁償（3 か月分）
消耗品費	4,586	教材等の購入費用（3 か月分）
負担金、補助及び交付金	8	会計年度任用職員共済制度負担金（3 か月分）

（注 1）委託育成室は令和 7 年度（2025 年度）から運營業務委託料の増額で対応します。

（1 教室当たり年額 270 千円。500 円×定員 45 人×12 か月）

（注 2）発注業務増加に伴い、会計年度任用職員を 1 名配置します。

3 今後の予定

令和6年（2024年）5月	保護者に周知
9月	令和7年度入室案内において保育料改定について周知
令和7年（2025年）4月	公費負担開始、保育料改定

ひとり親家庭医療費助成事業における対象者拡充について

1 事業の内容

生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、児童扶養手当受給者と同水準のひとり親家庭に対して医療費の一部を助成しています。

令和6年（2024年）11月分から児童扶養手当制度の所得制限限度額が引き上げられることにより、新たに児童扶養手当の対象となる世帯をひとり親家庭医療費助成の対象として拡充します。

2 予算額

(1) 歳出予算 3,515 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) ひとり親家庭医療助成費

(大事業) ひとり親家庭等支援事業 (小事業) ひとり親家庭医療費助成事業

節名称	予算額(千円)	説明等
役務費	106	審査支払手数料
扶助費	3,409	医療費

(2) 歳入予算 (特定財源) 1,757 千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
ひとり親家庭医療助成費 補助金	1,757	ひとり親家庭医療助成費補助金 補助率：府 1 / 2 ・ 市 1 / 2

3 今後の予定

令和6年（2024年）11月	所得制限限度額引き上げに伴う対象者の拡充
----------------	----------------------

児童会館管理事業における館内 Wi-Fi 整備及び学習用備品の更新について

1 事業の内容

児童館の機能強化を図るため、多様な年齢層の利用者が過ごせる居場所づくりとして、館内全体でインターネットワーク環境の利用が可能となるよう Wi-Fi 整備を行うとともに、汎用性の高い学習用机・椅子の備品更新を行うものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 16,758 千円

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童会館費

(大事業) 児童会館事業 (小事業) 児童会館管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
役務費	2,377	館内 Wi-Fi 整備費用、Wi-Fi 保守費用
備品購入費	14,381	学習用机・椅子更新費用

(2) 歳入予算 (特定財源) 15,372 千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

節名称	予算額(千円)	説明等
保育対策総合支援事業費 補助金	992	補助率 1 / 2

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) こども笑顔輝き基金繰入金

節名称	予算額(千円)	説明等
こども笑顔輝き基金繰入金	14,380	

3 今後の予定

令和 6 年 (2024 年) 7 月	館内 Wi-Fi 環境整備
令和 7 年 (2025 年) 1 月	学習用机・椅子の更新

児童会館運営事業における（仮称）日の出町児童センターへの指定管理者
 制度導入等について

1 事業の内容

現在、高城児童会館の移転整備を進めており、令和7年（2025年）6月から、日の出町の市営住宅跡地において（仮称）日の出町児童センターを開館する予定です。

新たな施設では、民間事業者が持つ専門的な知識や経験、柔軟な運用体制などを活用して、子供を取り巻く課題に速やかに対応しながら子供主体の居場所を提供するため、指定管理者制度を導入します。

2 管理運営内容

事項	内容
利用対象者	(1) 小学生から18歳まで (2) 乳幼児及びその保護者 (3) 児童関係団体の指導者及びこれに準ずる者 (4) その他市長が適当と認める者
開館時間	(1) 月曜日から金曜日まで 午前10時から午後8時まで (2) 土曜日 午前10時から午後6時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 5月3日から5月5日 (3) 12月29日から1月3日
館長	指定管理者が設置（1名）
副館長	指定管理者が設置（1名）
その他の職員	指定管理者が設置（児童厚生員、保育士等）
指定管理者が行う業務	(1) 施設及び附属設備の維持管理業務（警備、清掃、設備保守、修繕等） (2) 窓口等受付業務及び施設の使用許可業務 (3) 主催事業 (4) 一時預かり事業 (5) 児童と地域との交流に資する事業